

令和8年度

危機管理マニュアル



富良野市立富良野西中学校

目 次

- I 学校における危機管理とは
- II 危機発生時の対応
- III 関係機関連絡先
- IV 危機発生時の対応【第1章 児童生徒】
(北海道教育委員会 危機管理の手引きより)
- V 危機発生時の対応【第2章 管理上の事故】
(北海道教育委員会 危機管理の手引きより)
- VI 危機発生時の対応【第3章 新たな危機への対応】
(北海道教育委員会 危機管理の手引きより)
- VII 熱中症
- VIII 洪水時の避難確保計画

I 学校における危機管理とは

学校における危機管理とは

1 危機管理の目的

危機管理の目的

- 児童生徒や教職員等の生命や心身の安全を確保すること。
- 事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること。
- 事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じること。

学校安全の取組を推進する中で、学校の安全を脅かす事故等の発生に備えて、学校において適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが重要です。

2 危機管理マニュアル

平成21年に施行された学校保健安全法は、各学校において、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（以下、「危機管理マニュアル」という。）の策定を義務付けるとともに、地域の関係機関との連携に努めることとしています。

危機管理マニュアルは、学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解するために作成するものです。このため、作成した後も、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しをすることが必要です。あわせて、学校のみならず保護者や地域、関係機関に周知し、地域全体で安全確保のための体制整備を行うことが重要です。

また、学校を取り巻く安全上の課題は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな安全上の課題の出現などに応じて、柔軟に見直していかなければなりません。

(1) 危機管理マニュアル作成・見直しの手順例

管理職、安全担当者中心に原案を作成 → 地域学校安全委員会等で協議 → マニュアルを基に実際に訓練 → 訓練の成果や課題等を明らかにする → 明らかになった課題に対策を講じる → 見直しを行う

(2) 見直し・改善のポイント

- ア 人事異動等による分担や組織の変更はないか
- イ 施設・設備や通学路、児童生徒の状況に変更はないか
- ウ 地域や関係機関との連携に変更はないか
- エ 防災避難訓練、研修会等の図（卓）上訓練で、問題や課題の発見はないか
- オ 他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか

(3) 作成に当たってのポイント

- ア 各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時にどう対処し、いかに児童生徒の生命や身体を守るかについて検討する
- イ 事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行う
- ウ 全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る
- エ 家庭・地域・関係機関等と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協同して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行う
- オ 事後の危機管理においては、事故等の検証や児童生徒等・保護者への適切な対応等を実施するために、「学校事故対応に関する指針」を参考に危機管理マニュアルの見直し・改善を図る

3 危機管理の段階

事前・発生時・事後の三段階の危機管理

- (1) 安全な環境を整備し、事故等の発生を未然に防ぐとともに、事故等の発生に対して備えるための事前の危機管理
- (2) 事故等の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時（個別）の危機管理
- (3) 危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理

(1) 事前の危機管理

事前の危機管理のポイント

ア 体制整備 イ 点検 ウ 避難訓練 エ 教職員研修 オ 安全教育

ア 体制整備

学校における危機管理に関する組織体制については、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし（外部機関に相談することもあります。）、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関等と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく必要があります。特に、危険等発生時の体制整備は、児童生徒の生命や身体を守るために最も重要な部分であり、教職員等の役割分担及び情報収集・伝達方法など、全教職員の理解を図り、各自の適切な行動に結びつけられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものが求められます。

イ 点検

学校内の施設設備・器具及び通学路の安全を点検することは、児童生徒が事故等に巻き込まれることを未然に防ぐ重要な危機管理の一つです。登下校を含めた学校生活の環境内にある危険箇所を「抽出」「分析」「管理」する取組を、PDCAサイクルに基づき組織的に進めていきます。「学校における安全点検要領」（文部科学省 令和6年3月）を参考にしてください。

学校保健安全法施行規則（抜粋）

- 毎学期1回以上、児童生徒が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。（第28条）
- 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。（第29条）

ウ 避難訓練

避難訓練は、危険等発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割等の確認を行うとともに、児童生徒が安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うことを目的として実施します。

避難訓練の留意点

- 訓練の内容は、想定される危険等によって異なりますが、火災を想定した訓練のみに偏らないようにします。
- 実施の時期や回数は、法の規定及び児童生徒の実態、地域の実情に基づいて年間を通して季節やほかの安全に関する指導との関連などを考慮して適切に設定します。
- 訓練は、授業中だけを想定せず、休憩時間中等、児童生徒が分散している場合や、放送設備が使用できない場合なども想定するとともに、遠足（旅行）や集団宿泊訓練等の際の宿舎や乗り物の事故発生時の避難の仕方についても配慮します。また、事故等の発生時間や場所に変化をもたせ、安全に対処できるようにします。
- 訓練が、形式的、表面的にならないように、実践的な方法になるよう工夫します。
- けが等により自力で避難ができない児童生徒がいる場合も想定し、避難方法や経路などを検証します。

エ 教職員研修

教職員は、危険等から児童生徒の生命や身体の安全を守るため、状況に応じた的確な判断や行動が求められます。学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全に関する自らの意識や対応能力、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められます。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要があります。

研修内容の例

- 危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練
- 事故等発生時の対応訓練（被害児童生徒及び保護者への対応を含む）
- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- エピペン®の使用法を含むアレルギーへの対応に関すること
- 校内の事故統計や事故事例、日本スポーツ振興センターの情報等を活用した安全な環境の整備に関すること
- 児童生徒に対する安全教育に関すること（身に付けさせる安全に関する資質・能力、安全教育の教育課程への位置付け、教科等における指導内容や教材等に関する共通理解等）
- 児童生徒の心のケアに関すること 等

オ 安全教育

児童生徒の安全を確保するためには、施設・設備の安全点検等の安全管理を徹底することのみならず、児童生徒自身が、危険を予測し、自ら回避することができるような安全教育が

学校における危機管理とは

非常に大切です。全ての学校において、避難訓練等も含めた安全教育に関する内容を学校安全計画に位置付け、教育活動全体を通じた安全教育が求められます。

地域と連携した安全教育の事例

- 学校で行う安全教育や訓練に、警察署・消防署等専門家の指導を活用する。
- 地域にある安全に関する施設（防災館等）を教材として活用する。
- 地域の地形・地質・環境・過去の災害等を教材として活用する。
- 地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり体験したりする。
- 地域で開催される安全に関する行事に参加するなどして、自らの安全を確保する能力（自助）や地域の方々等との助け合いの精神（共助）を育てる。

(2) 発生時の危機管理

事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要です。そのため、組織として機動的に対応できる体制を整えておくとともに、傷病者を発見した場合には、臆せず躊躇せず迅速かつ適切な手当てができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切です。

「Ⅱ 危機発生時の対応」を参考にして、個別の事故への対応要領を十分に理解しておくことが重要です。

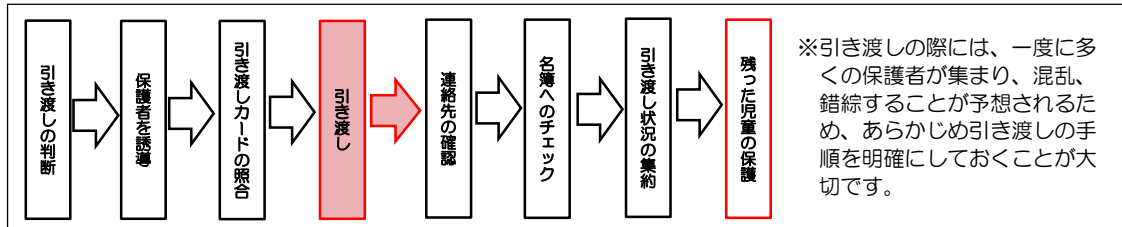
また、事故等発生後、速やかに児童生徒等の安全を確保するとともに、学校に待機させるか、保護者に引き渡すかなど、状況を把握し、児童生徒等の安全を第一に考えた判断をする必要があります。とりわけ、大規模な自然災害発生後は、通信手段が使用できなくなり、保護者と連絡がとれないことが予想されます。あらかじめ引き渡しの手順などについて、学校と保護者間でルールを決めておくことが必要です。

〈参考例〉

引き渡しの判断基準（災害発生時）

- ・ 通学路に被害が発生していないか
- ・ 地域の被害が拡大するおそれはないか
- ・ 下校の時間帯に危険が迫っていないか
- ・ 引き渡す保護者にも危険が及ばないか

引き渡しの手順（小学校）



引き渡しのルール（災害発生時）

域学校の震度を含む地	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。
	震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
※上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要があります。		

緊急時引き渡しカード（災害発生時）

児童（生徒）氏名		（きょうだい）		
年 組		年 組		
順位	引き取り者氏名	連絡先（電話、住所）	児童（生徒）との関係	チェック欄
1				
2				
3				
震度4以下でも、交通機関に影響が出た場合は、児童（生徒）を学校に待機させますか。待機を希望する場合は右の欄に○をしてください。				

(3) 事後の危機管理

事後の危機管理のポイント

ア 事後の対応 イ 心のケア ウ 調査・検証・報告・再発防止等

ア 事後の対応

児童生徒等の安全が一旦確保された後は、その後の対応や対策についての方針・具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく必要があります。大規模災害が発生した場合の学校再開については、「災害時における学校再開のためのハンドブック」（北海道教育委員会 令和6年3月）を参考にし、あらかじめ手順等を定めておくことが必要です。

また、被災児童生徒の保護者への説明と支援はもちろんのこと、在校児童生徒やその保護者に対する説明、報道機関への対応も必要な場合があります。

イ 心のケア

事故等に児童生徒が遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障を来すことがあります。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていきますが、このような状態が、事故等の遭遇後3日から1か月持続する場合を「急性ストレス障害（Acute Stress Disorder 通称ASD）」といい、1か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder 通称PTSD）」といいます。そのため、事故等の発生直後から児童生徒や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切です。なお、事故等の遭遇後まもなくASDの症状を呈し、それが慢性化してPTSDに移行するケースのほか、最初は症状が目立たないケースや症状が一度軽減した後の2～3か月後に発症するケースもあることから、なるべく長期にわたって心のケアを実施することが大切です。

また、被害児童生徒の保護者や教職員は、自らのことを後回しにしたり、心身の不調に対し鈍感になることがあり、心のケアが必要になることがあります。被害児童生徒にとっては、周囲にいる保護者や教職員が精神的に安定していることが大切です。このため、自分自身の心身の不調に早めに気づき、意識的に休息したり、相談したりするなど、心のケアが必要であることを理解することが重要です。

なお、心のケアが長期にわたって、必要になることがあるため、被害児童生徒が進学や転校した場合においても心の健康状態の把握や支援体制等が継続して行われるよう、学校間で引継ぎ等の連携を十分に図っておくことも必要です。

児童生徒の心のケアに関する危機管理マニュアルの記載の視点

- 児童生徒の心身の健康状態把握方法
 - ・ 情報収集、分析の役割分担
 - ・ 把握すべき項目（健康観察様式など）
 - ・ 保護者との連携（保護者からの情報収集方法など）
- トラウマ反応への対応の基本
- 心のケア体制
 - ・ 体制立ち上げの判断基準・判断者
 - ・ 関係機関、専門家も含めた構成員

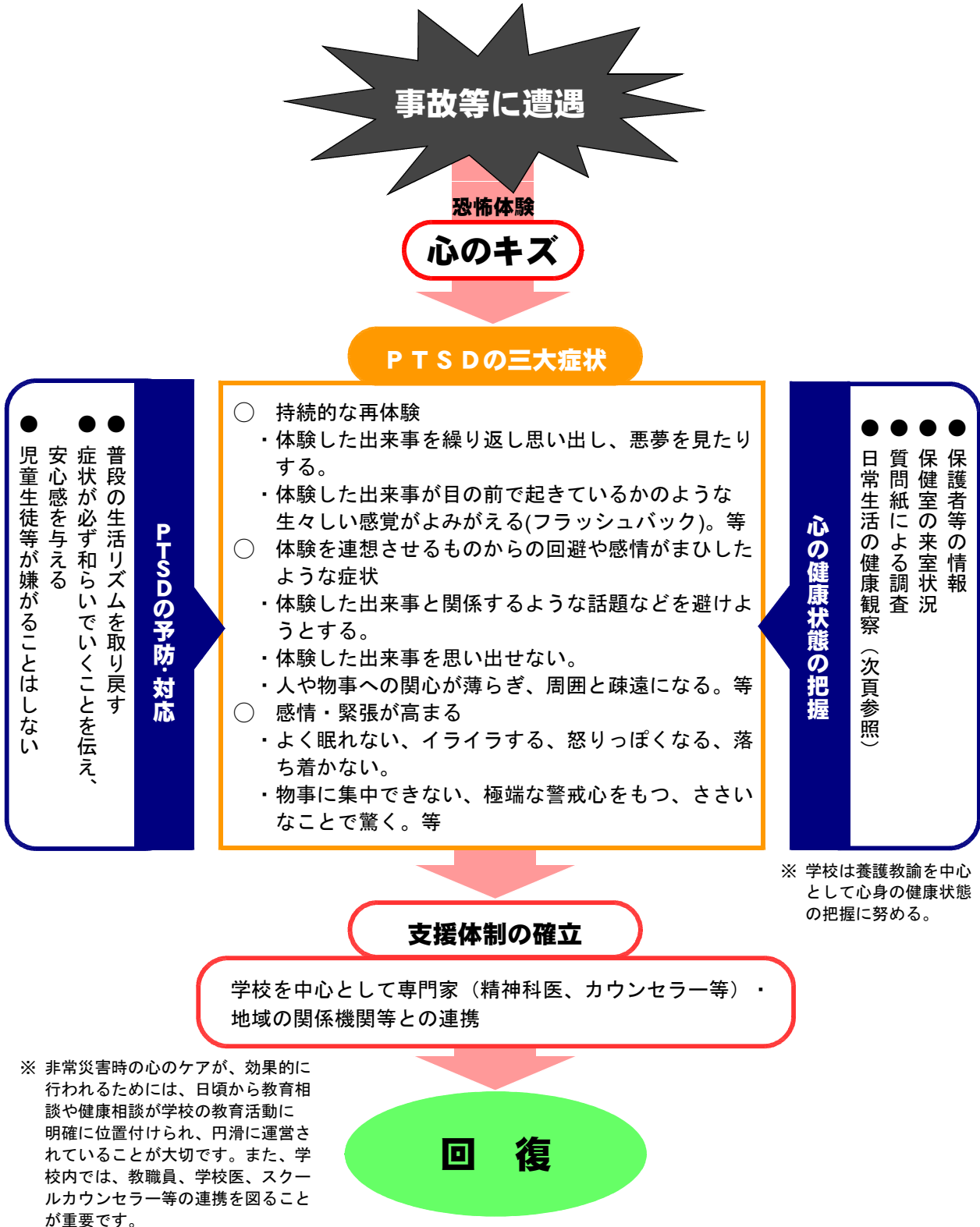
ウ 調査・検証・報告・再発防止等

学校の管理下における事故等について、学校及び学校の設置者は発生原因の究明やそれまでの安全対策を検証し、再発防止策を策定し実施することや、被害児童生徒の保護者への十分な説明と継続的な支援が求められます。

「学校事故対応に関する指針（改訂版）」（文部科学省 令和6年3月）では、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて事故等の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となる内容をまとめています。特に、事故等発生後の調査・検証・報告・再発防止策等については、当該指針を十分に踏まえて危機管理マニュアルに記載してください。

(4) 事後の危機管理（心のケア）

児童生徒は、危機に直面すると恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、心身の健康問題が現れる。ほとんどは時間の経過とともに薄れていくが、「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」などに移行する場合もあるため、危機発生直後から児童生徒や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切である。



【参考】「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）

危機発生時の健康観察様式例

年 組 氏名

(記入日： 記入者：)

調査項目	対象	日常	危機発生時			
			知的障害	自閉症	てんかん	その他の 疾病・障害
児童生徒の訴え	食欲がない					
	眠れない					
	眠気が強い、うとうとする					
	身体の痛み (頭が痛い、おなかが痛いなど)					
	吐き気がする					
	下痢をしている					
	皮膚がかゆい					
	家に帰りたくない					
	学校に行きたくない					
	怖いことや心配事がある					
観察される状態	落ち着きがない					
	ぼんやりすることが多い					
	イライラしている					
	元気がなく、意欲が低下している					
	ハイテンションである					
	余り話さなくなった					
	物音に過敏になる					
	人が違ったように見えることがある					
	こだわりが強くなる					
	発作の回数が増える					
パニックの回数が増える						
体重減少あるいは急激な体重増加						
その他	薬の服用ができていない					
	いつもの様子と違う(記述)					

- ① 「日常」の欄には、日頃の様子を思い出して、あてはまる項目に○印を記入します。「危機発生時」の欄には危機発生後に観察し、あてはまる項目に○印を記入します。
- ② 障害やてんかん等の疾患のある児童生徒は、の欄の項目を特に注意深く観察してください。障害に応じて出やすい症状や変化に注意したい項目です。
- ③ 項目以外でも、いつもと違う様子があれば、「その他」の欄に記述し、記録するようにします。
- ④ 「日常」の欄と「危機発生時」の欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合は、特に注意が必要です。
- ⑤ 結果については、養護教諭に提示します。養護教諭は全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係教職員で対応について検討します。

【参考】「学校における子どもの心のケアサインを見逃さないためにー」(平成26年3月 文部科学省)

(5) 対応の事後評価と再発防止に向けた取組

再発防止に向けた取組のポイント

- ・危機が発生した原因を究明する。
- ・危機に対応した際の課題を明確にする。
- ・危機管理の手引の見直しを図る。
- ・児童生徒・保護者への再発防止の啓発を行う。

ア 対応の分析・評価

緊急時の対応を事態収拾後に総括し、危機が発生した原因や対応を分析・評価することが大切である。

イ 再発防止の取組の改善・充実

危機が発生した原因や対応の分析・評価に基づき、危機管理の手引の改善を図るとともに、再発防止の取組についても、定期的に評価し改善を図っていくことが大切である。

ウ 児童生徒・保護者への啓発

児童生徒や保護者に対して、危機が発生した原因や対応時の課題に基づき、再発防止策を周知することが大切である。

(6) 信頼回復に向けた取組

危機発生により学校の信頼を損ねる場合があることから、再発防止の方策をはじめ、児童生徒・保護者・地域社会からの信頼を回復するための方策について検討し、保護者、学校評議員等の協力を得ながら、教職員が一体となって取り組む必要がある。

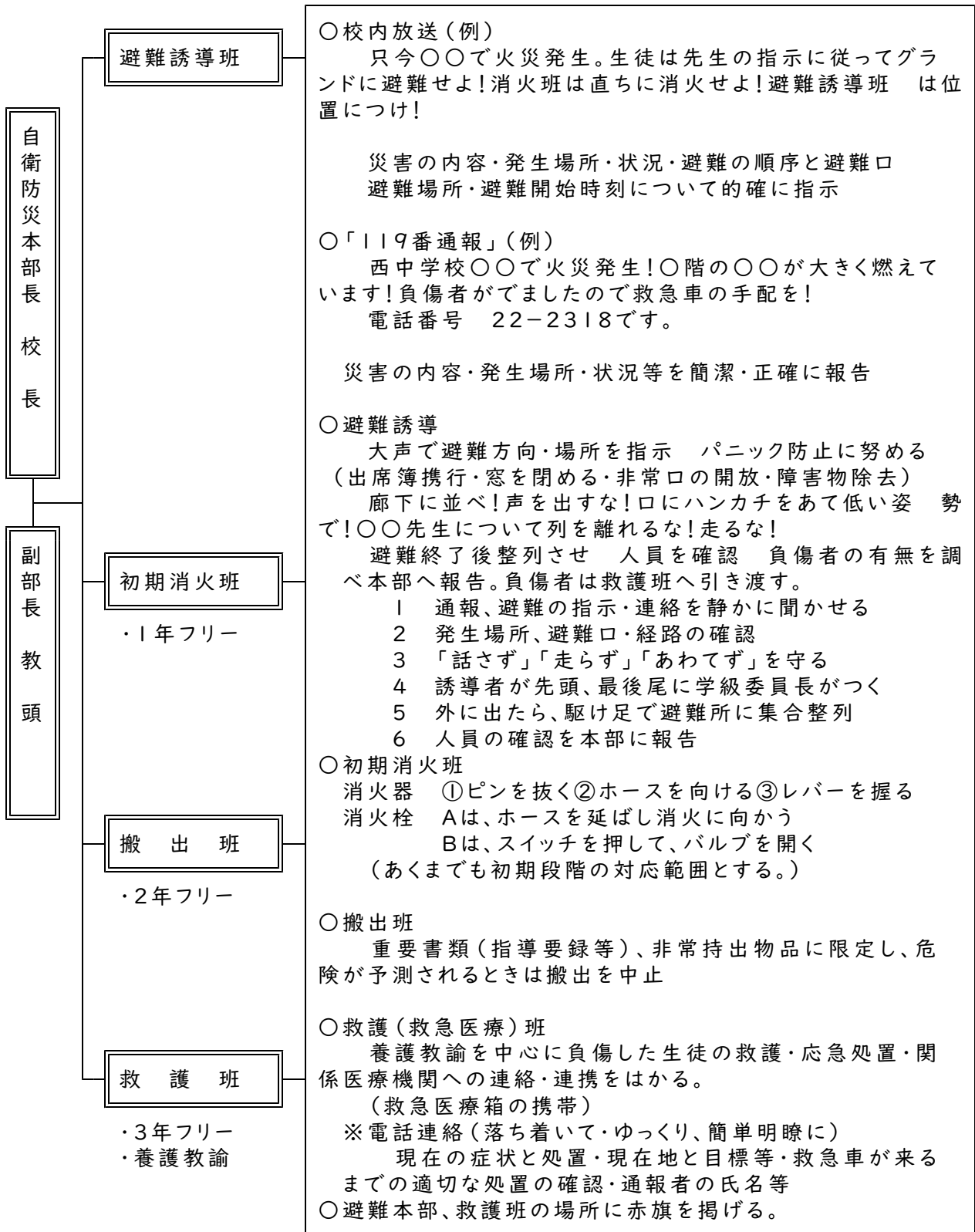
信頼回復に向けた取組のポイント

- ・学校内外の関係者に対し、文書を配布したり学校HPに掲載したりするなどして、事故の状況や謝罪、再発防止策、協力依頼などを周知する。
- ・児童生徒又は教職員によるボランティア活動や地域と連携した教育活動などを積極的に実施する。
- ・学校内外における啓発運動など、モラル向上のためのキャンペーン等を実施する。

Ⅱ 危機発生時の対応

(第 1 章 児童生徒)

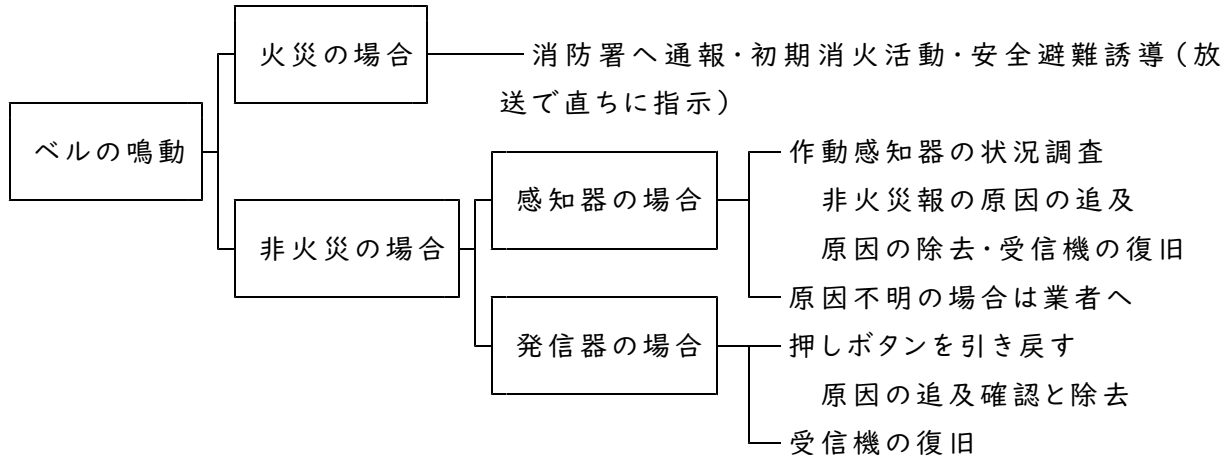
◇ 火事災害発生への対応（地震等の災害も含む）



※ 備考

- ・学校での避難場所 夏季～グラウンドの中央（駐車場）
 冬季～駐車場の中央（体育館）
- ・第二避難場所 スポーツセンター駐車場又は陸上競技場
- ・消火器、消火栓、火災報知器、防火扉等の取り扱いを徹底しておく
- ・教師のいないとき（休み時間等）放送等を静かに聞き、指示に従って行動
- ・重要書類は、耐火金庫へ保管する

※火災報知器の対応



<関係機関への報告>（教育委員会）

1 速やかに、電話で第1報をいれる。

2 火災速報

火災発生後、直ちに学校火災発生状況速報<第6号様式>をFAX等で報告

3 火災報告

火災発生後7日以内に、学校火災発生状況報告書<第5号様式>を提出

損害については、教育財産等災害報告書<第7号様式>を提出

地震等自然災害の場合

・地震発生時の場合に備え事前指導の徹底

①騒がないこと

②あわてて外の飛び出さないこと（先生の指示に従う）

③指示を最後まで聞くこと

④窓や壁際から離れること

・地震の場合は、消火水が出ない場合もある。臨機応変に対応すること。

<関係機関への報告>（教育委員会）

1 速やかに、電話で第1報をいれる。

2 災害速報

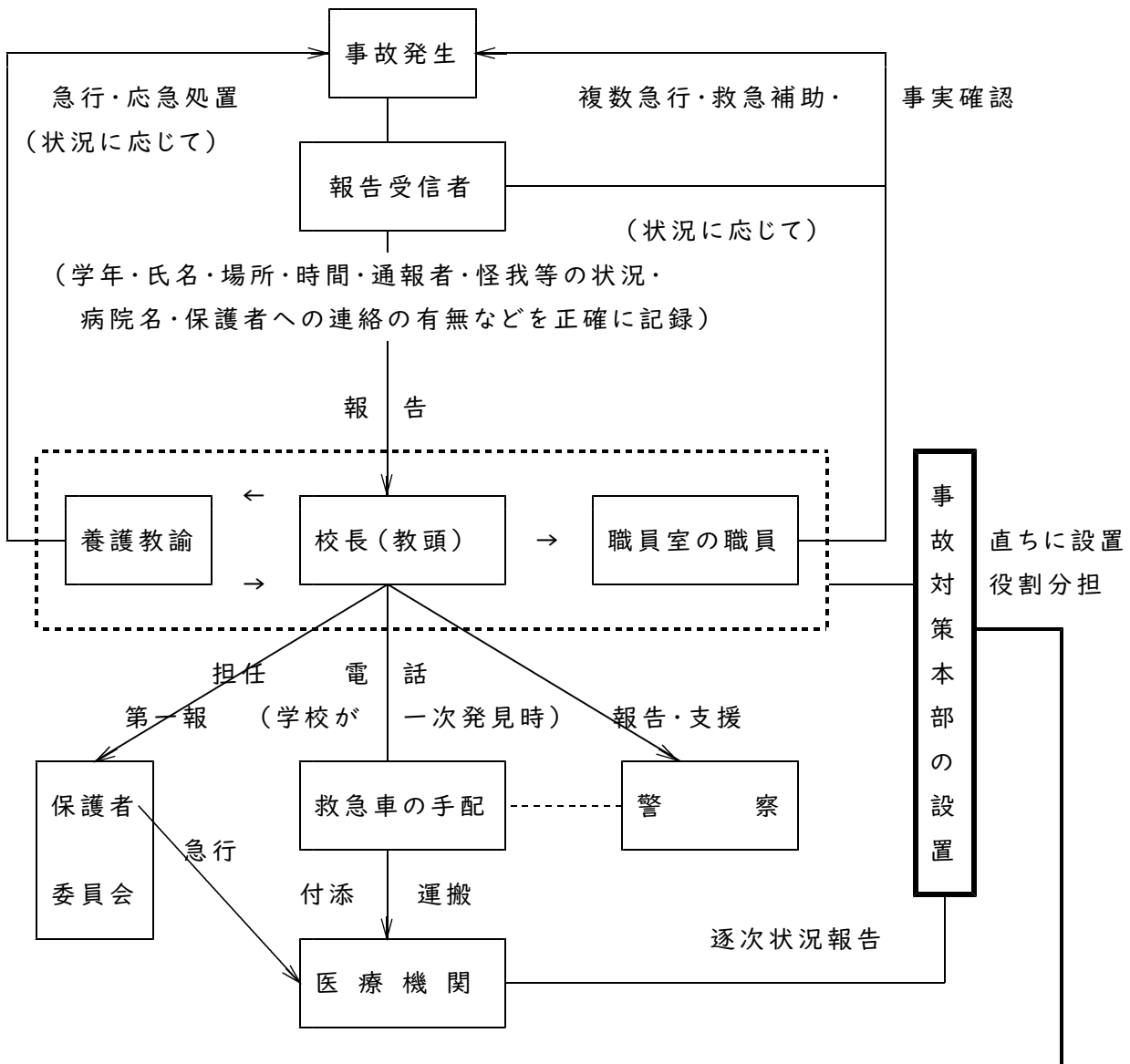
災害発生後、直ちに学校災害発生状況をFAX等で報告

3 災害報告

災害の状況を調べ、教育財産等災害報告書<第7号様式>を提出

※ 詳細については、避難訓練（生徒指導部）で徹底しておく。

◇ 交通事故（その他校外事故）に対する対応



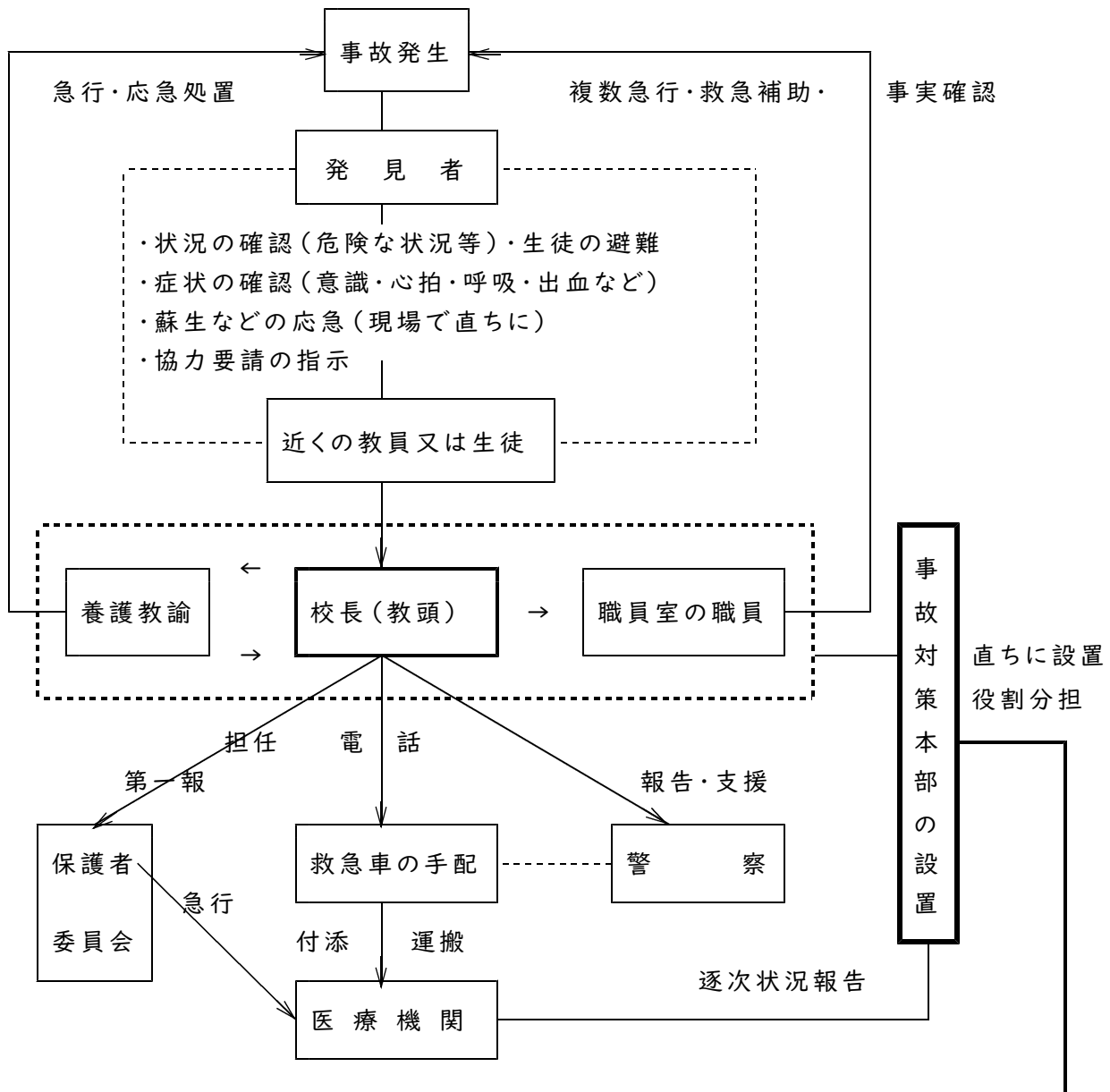
- 保護者への連絡対応（迅速・誠意）
- 教職員への対応（共通理解・迅速な対応）
- 市教委への対応（逐次速やかに報告・協議）
- 警察への対応（協力要請他）
- 原因の究明（場合によっては警察・保健所等の機関と連携）
- 事後対策と生徒への指導（安全指導の徹底）
- 報道機関への対応（窓口一本化）
- 生徒への指導（冷静に）
- PTAへの対応（協力・誠意）
- 学校健康会手続き

<関係機関への報告>（教育委員会）

事故報告速報 第一報を電話・FAX等で報告

交通事故報告書 様式に添って報告<第11号第12号様式>を提出

◇ 学校事故発生時の対応



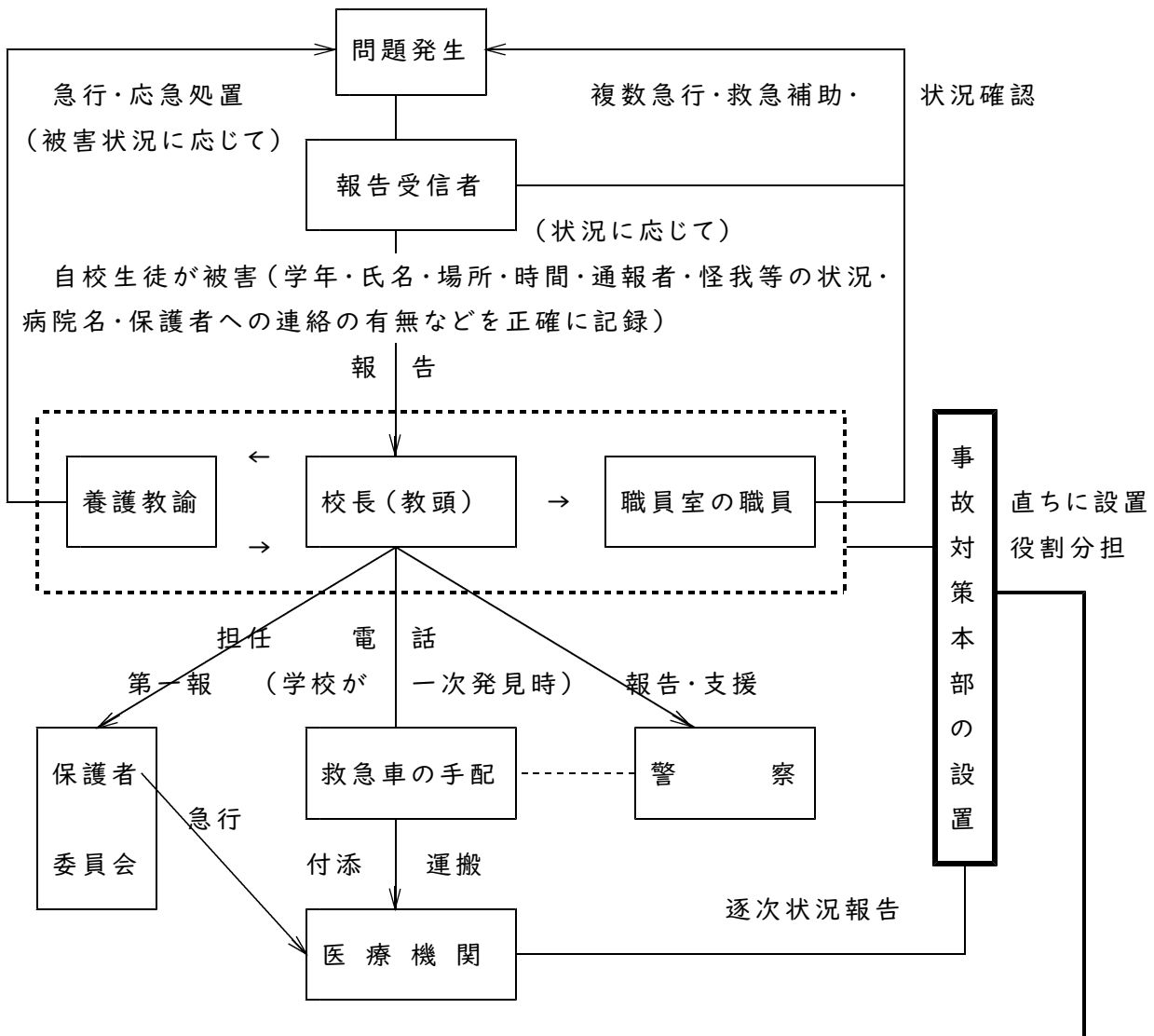
- 保護者への連絡対応(迅速・誠意)
- 教職員への対応(共通理解・迅速な対応)
- 市教委への対応(逐次速やかに報告・協議)
- 警察への対応(協力要請他)
- 原因の究明(場合によっては警察・保健所等の機関と連携)
- 事後対策と生徒への指導(安全指導の徹底)
- 報道機関への対応(窓口一本化)
- 生徒への指導(冷静に)
- PTAへの対応(協力・誠意)
- 学校健康会手続き

<関係機関への報告>(教育委員会)

- 事故報告速報 第一報を電話・FAX等で報告
- 事故報告書 様式に添って報告<第11号第12号様式>の提出
教員の場合は、<第9号様式>の提出

◇ 痴漢・変質者及び不審者の侵入等にかかわる対応

<校外で問題が発生した場合> (自校以外の危険情報の場合も含む)



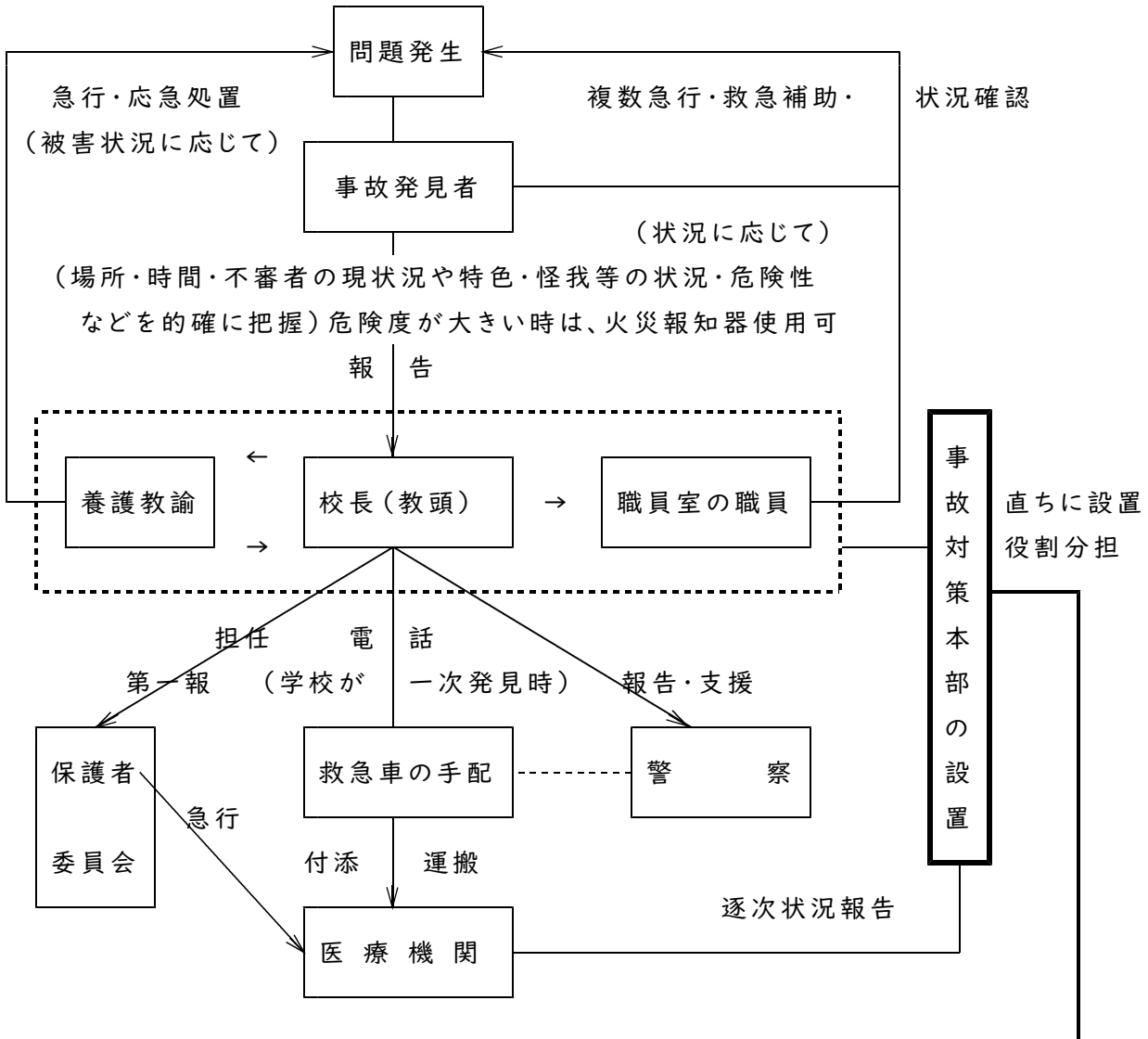
- 正確な情報の把握
- プライバシーの保護
- 集団下校等の安全処置
- 下校引率と校区の巡回
- 可能な限り捜査に協力
- 子ども110番の周知
- 保護者への連絡対応 (迅速・誠意)
- 報道機関への対応 (窓口一本化)
- 教職員への対応 (共通理解・迅速な対応)
- 生徒への指導 (冷静に)
- 市教委への対応 (逐次速やかに報告・協議)
- PTAへの対応 (協力・誠意)
- 警察への対応 (協力要請他)
- 学校健康会手続き
- 原因の究明 (場合によっては警察・保健所等の機関と連携)
- 事後対策と生徒への指導 (安全指導の徹底)
- 事後の精神的なケア

<関係機関への報告> (教育委員会)

事故報告速報 第一報を電話・FAX等で報告

一般事故報告書 様式に添って報告<第11号第12号様式>を提出

＜校内で問題が発生した場合＞（変質者・不審者等の校地内侵入）



- 正確な情報の把握
- 警察への通報・指示を仰ぐ
- 生徒の避難誘導（直ちに）
- 集団下校等の安全処置
- 複数で校内の巡回
- 可能な限り捜査に協力
- 保護者への連絡対応（迅速・誠意）
- 報道機関への対応（窓口一本化）
- 教職員への対応（共通理解・迅速な対応）
- 生徒への指導（冷静に）
- 市教委への対応（逐次速やかに報告・協議）
- PTAへの対応（協力・誠意）
- 警察への対応（協力要請他）
- 学校健康会手続き
- 原因の究明（場合によっては警察・保健所等の機関と連携）
- 事後対策と生徒への指導（安全指導の徹底）
- 事後の精神的なケア

＜関係機関への報告＞（教育委員会）

事故報告速報 第一報を電話・FAX等で報告

一般事故報告書 様式に添って報告＜第11号第12号様式＞を提出

3 緊急事態等の発生時における関係機関連絡先

1 警察・消防関係

関係機関名	電話番号
富良野警察署(110番)	22-0110
富良野消防署(119番)	23-5119

2 病院関係

関係機関名	電話番号
内海内科クリニック(学校医)	39-1133
富良野協会病院	23-2181
ふらの西病院	23-6600
かとう整形外科クリニック	22-3795

3 教育委員会・関係機関

関係機関名	電話番号
富良野市教育委員会(教育支援課)	39-2320
市立富良野図書館(学びのまち推進課)	39-2318
富良野市こども未来課	39-2223
富良野市保健所	23-3161
富良野市学校給食センター	23-1311
富良野防災センター	22-5965
上川教育局学校教育指導班	(0166)46-4951
旭川児童相談所	(0166)23-8195
ALSOK(アルソック)	(0155)38-3523

※ 富良野タクシー 22-5001

※ 中央ハイヤー 22-2800

富良野西中学校 避難マニュアル

地震の場合 (震度5弱以上の揺れを想定)

※震度5弱以上で家具の倒壊などの危険性があり、緊急対応が必要。

◎地震発生直後の安全確保 (一次避難)

◇それぞれが自分で身の安全を確保する。

『落ちてこない・倒れてこない・移動してこない安全な場所』を見つけ、素早く身を寄せる。

《場所ごとの一次避難方法》

- 【教室】 机の下に隠れ、机の脚を対角につかむ。
※窓ガラスや本棚、TV台などから離れる。蛍光灯の落下にも備える。
- 【廊下・階段】 安全な場所で頭部を保護してしゃがむ。
- 【体育館】 体育館中央部に集まり、頭部を保護してしゃがむ。
- 【トイレ】 扉を開け、安全な場所で頭部を保護してしゃがむ。
- 【グラウンド】 グラウンド中央部に集まりしゃがむ。
- 【登下校中】 建物や塀、自動販売機から離れ、鞆などで頭部を保護してしゃがむ。

◎揺れが収まった後の行動 (二次避難)

◇周囲の状況を確認

《次の行動に備える》

- ・火災などの二次災害がある場合は素早くその場を離れ、避難する。
- ・壁が崩れたり、棚などの倒壊の危険がある場合は素早くその場を離れる。
- ・緊急放送や、教員の指示を正確に聞き取る。
- ・負傷者がいる場合は近くの教員に知らせる。

《注意点》

- ①『落ち着いて行動(1)』…二次災害が無い場合は慌てずに、落ち着いて行動する。
- ②『落ち着いて行動(2)』…緊急放送や、教員の指示にしっかりと耳を傾ける。

◇避難場所へ移動

《緊急避難場所》

- 【グラウンド中央付近】
 - 【体育館】(冬季・悪天候時で、体育館への避難が安全な場合)
 - 【校庭】(グラウンド、体育館への避難が危険な場合)
- ※緊急避難場所の決定は学校長、および教頭が行い、素早く教員に伝達する。

《注意点》

- ①『落ち着いて行動(3)』…教員誘導の元、安全な通路を選択し避難場所へ移動する。
- ②『お・か・し・も・ち』…押さない、かけない、しゃべらない、戻らない、近づかない。
- ③『口を覆う』…火災が発生することもあるので、煙を吸わないように口を覆って行動する。
- ④『階段で移動』…エレベーターは使用しない。
- ⑤『登下校中』…学校と自宅のいずれか近い方に避難する。
※家が留守の場合は学校に避難する。

◇避難時、避難場所での動き

《それぞれの動き》

- 【生徒】 担当教員の指示を聞き、落ち着いて避難場所に移動する。
避難場所の各学級の整列場所に集会隊形で整列する。
- 【委員長(副)】 列の先頭と最後尾について移動し、避難場所で学級生徒の人員確認
を行い担任、授業担当者に人数を報告する。
- 【学級担任】 避難指示を正確に把握し、生徒を安全に避難場所に誘導し、掌握する。
(授業担当教員) 学級生徒全員の安否確認後、教頭に報告する。
- 【学年所属教員】 避難指示を正確に周囲に伝え、生徒の避難場所への移動をサポートする。
所属階の各教室、トイレを回り、逃げ遅れ生徒の確認を行う。
二次災害の有無を確認する。
校舎内の被害状況を確認する。
- 【校長、教頭】 学級担任、学年所属教員の報告を受け、全生徒の安全確認を行う。

《注意点》

- ①『落ち着いて行動(4)』…心の安定を図る言葉をかけ合い、不安感を増長させない。
- ②『避難場所の中央付近』…グラウンド、体育館、共に中央付近に集合する。
- ③『安否確認』…放課後発生の際は、全生徒の安否の確認と、校区内の巡視を行う。
- ④『保護者への引渡し』…大災害時は、保護者への引渡しが完了するまで保護する。

火災の場合 (校舎内での火災を想定)

◎火災発生直後の行動

◇授業中に火災が発生した場合①(火災発生現場にいた場合)

《それぞれの動き》

- 【生徒】 その場を離れ、大声で周囲に知らせる。また、火災報知器を使用する。
- 【担当教員】 生徒を別な場所に避難させる指示を出す。
他の教員を呼び、職員室に知らせる指示を出す。
消火器、消火栓等により初期消火を行う。
他の教員が駆けつけた後は、初期消火活動を替わり、担当クラスの生徒の
掌握を行う。
※炎が背丈以上になった時は避難する。

《初期消火》

【消火器の使用方法】

- ①黄色いピンを上引き抜く
- ②ホースを外して目標に向ける
- ③手元のレバーを強く握りしめる



【消火栓の使用方法】

- ①ホースをのばす
- ②ポンプ起動スイッチを押す
- ③開閉弁(バルブ)を開く
- ④出火場所へ行き、放水



◇授業中に火災が発生した場合②（火災発生現場から離れている場合）

《それぞれの動き》

- 【生徒】 担当教員の指示をしっかりと聞き、次の指示を待つ。
- 【授業中の教員】 緊急放送や、教職員が各教室を回って伝えた指示を正確に聞き取り、避難に備える。
- 【授業がない教員】 火災発生現場に向かい、初期消火をしている担当教員と変わる。
※炎が背丈以上になった時は避難する。
緊急放送や、教職員が各教室を回って伝えた指示を正確に把握し、所属階の避難誘導に備える。
- 【校長、教頭】 火災現場、状況を確認し119番通報を行う。
避難場所を選択し、早急に避難指示を出す。

《注意点》

- ①『落ち着いて行動(2)』…緊急放送や、教員の指示にしっかりと耳を傾ける。
- ②『落ち着いて行動(4)』…心の安定を図る言葉をかけ合い、不安感を増長させない。

◎避難指示後の行動

◇避難時、避難場所での動き

《それぞれの動き》

- 【生徒】 素早く廊下に整列して、注意点を守りながら避難場所へ移動し、整列場所に集会隊形で整列する。
- 【委員長(副)】 列の先頭と最後尾について移動し、避難場所で学級生徒の人員確認を行い学級担任(授業担当教員)に人数を報告する。
- 【学級担任】 避難指示を正確に把握し、生徒を安全に避難場所に誘導し、掌握する。
(授業担当教員) 学級生徒全員の安否確認後、教頭に報告する。
- 【学年所属教員】 避難指示を正確に周囲に伝え、生徒の避難場所への移動をサポートする。
所属階の各教室、トイレを回り、逃げ遅れ生徒の確認を行う。
所属階の窓、扉、防火戸が閉まっていることを確認し、早急に避難する。
- 【校長、教頭】 学級担任、学年所属教員の報告を受け、全生徒の安全確認を行う。
全体状況を把握し、指揮系統を保つ。

《注意点》

- ①『避難順路』…火災発生現場に近い教室、近い階から順に避難場所へ移動する。
- ②『窓・扉の閉鎖』…避難する際は、窓や扉を閉めてから避難する。
- ③『お・か・し・も・ち』…押さない、かけない、しゃべらない、戻らない、近づかない。
- ④『口を覆う』…火災が発生することもあるので、煙を吸わないように口を覆って行動する。
- ⑤『階段で移動』…エレベーターは使用しない。
- ⑥『安否確認』…放課後発生の際は、全生徒の安否の確認を行う。
- ⑦『保護者への引渡し』…大災害時は、保護者への引渡しが完了するまで保護する。

富良野西中学校 避難マニュアル

地震の場合 (震度5弱以上の揺れを想定)

※富良野市防災マップより、震度5弱以上で家具の倒壊などの危険性があり、緊急対応が必要。

◎地震発生直後の安全確保 (一次避難)

◇それぞれが自分で身の安全を確保する。

『落ちてこない・倒れてこない・移動してこない安全な場所』を見つけ、素早く身を寄せる。

《場所ごとの一次避難方法》

- 【教室】机の下に隠れ、机の脚を対角につかむ。
※窓ガラスや本棚、TV台などから離れる。蛍光灯の落下にも備える。
- 【廊下・階段】安全な場所で頭部を保護してしゃがむ。
- 【体育館】体育館中央部に集まり、頭部を保護してしゃがむ。
- 【トイレ】扉を開け、安全な場所で頭部を保護してしゃがむ。
- 【グラウンド】グラウンド中央部に集まりしゃがむ。
- 【登下校中】建物や塀、自動販売機から離れ、鞆などで頭部を保護してしゃがむ。



◎揺れが収まった後の行動 (二次避難)

◇周囲の状況を確認する

- ・火災などの二次災害がある場合は素早くその場を離れ、避難する。
- ・壁が崩れたり、棚などの倒壊の危険がある場合は素早くその場を離れる。
- ・緊急放送や、教員の指示を正確に聞き取る。
- ・負傷者がいる場合は近くの教員に知らせる。

《注意点》

- ①『落ち着いて行動(1)』…二次災害が無い場合は慌てずに、落ち着いて行動する。
- ②『落ち着いて行動(2)』…緊急放送や、教員の指示にしっかりと耳を傾ける。

◇避難場所へ移動する

《緊急避難場所》

- 【グラウンド中央付近】
 - 【体育館】(冬季・悪天候時で、体育館への避難が安全な場合)
 - 【校庭】(グラウンド、体育館への避難が危険な場合)
- ※緊急避難場所の決定は学校長、および教頭が行い、素早く教員に伝達する。

《注意点》

- ①『落ち着いて行動(3)』…教員誘導の元、安全な通路を選択し避難場所へ移動する。
- ②『お・か・し・も・ち』…押さない、かけない、しゃべらない、戻らない、近づかない。
- ③『口を覆う』…火災が発生することもあるので、煙を吸わないように口を覆って行動する。
- ④『階段で移動』…エレベーターは使用しない。
- ⑤『登下校中』…学校と自宅のいずれか近い方に避難する。
※家が留守の場合は学校に避難する。

◇避難時、避難場所での動き

- ・担当教員の指示を聞き、落ち着いて避難場所に移動する。
- ・避難場所の各学級の整列場所に集会隊形で整列する。
- ・学級委員長(副)は、列の先頭と最後尾について移動し、避難場所で学級生徒の人員確認を行い担任、授業担当者に人数を報告する。

《注意点》

- ①『落ち着いて行動(4)』…心の安定を図る言葉をかけ合い、不安感を増長させない。
- ②『避難場所の中央付近』…グラウンド、体育館、共に中央付近に集合する。

火災の場合 (校舎内での火災を想定)

◎火災発生直後の行動

◇授業中に火災が発生した場合① (火災発生現場にいた場合)

- ・その場を離れ、大声で周囲に知らせる。
- ・火災報知器を使用する。



◇授業中に火災が発生した場合② (火災発生現場から離れている場合)

- ・担当教員の指示をしっかりと聞き、次の指示を待つ。



《注意点》

- ①『落ち着いて行動(2)』…緊急放送や、教員の指示にしっかりと耳を傾ける。
- ②『落ち着いて行動(4)』…心の安定を図る言葉をかけ合い、不安感を増長させない。

◎避難指示後の行動

◇避難時、避難場所での動き

- ・素早く廊下に整列して、注意点を守りながら避難場所に移動し、整列場所に集会隊形で整列する。
- ・学級委員長(副)は、列の先頭と最後尾について移動し、避難場所で学級生徒の人員確認を行い学級担任(授業担当教員)に人数を報告する。



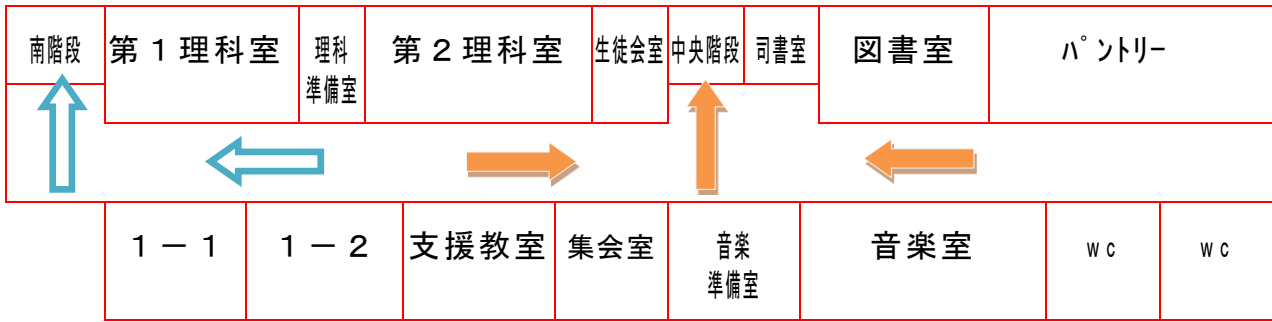
《注意点》

- ①『避難順路』…火災発生現場に近い教室、近い階から順に避難場所に移動する。
- ②『窓・扉の閉鎖』…避難する際は、窓や扉を閉めてから避難する。
- ③『お・か・し・も・ち』
…押さない、かけない、しゃべらない、戻らない、近づかない。
- ④『口を覆う』
…火災が発生することもあるので、煙を吸わないように口を覆って行動する。
- ⑤『階段で移動』…エレベーターは使用しない。

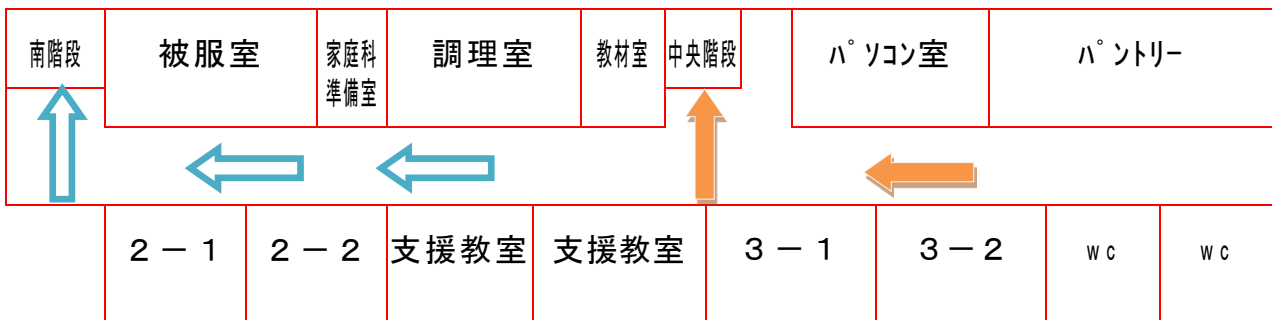


富良野西中学校 避難経路図

3階 (← 南階段→非常口) (← 中央階段→玄関) (← 体育館進路)



2階



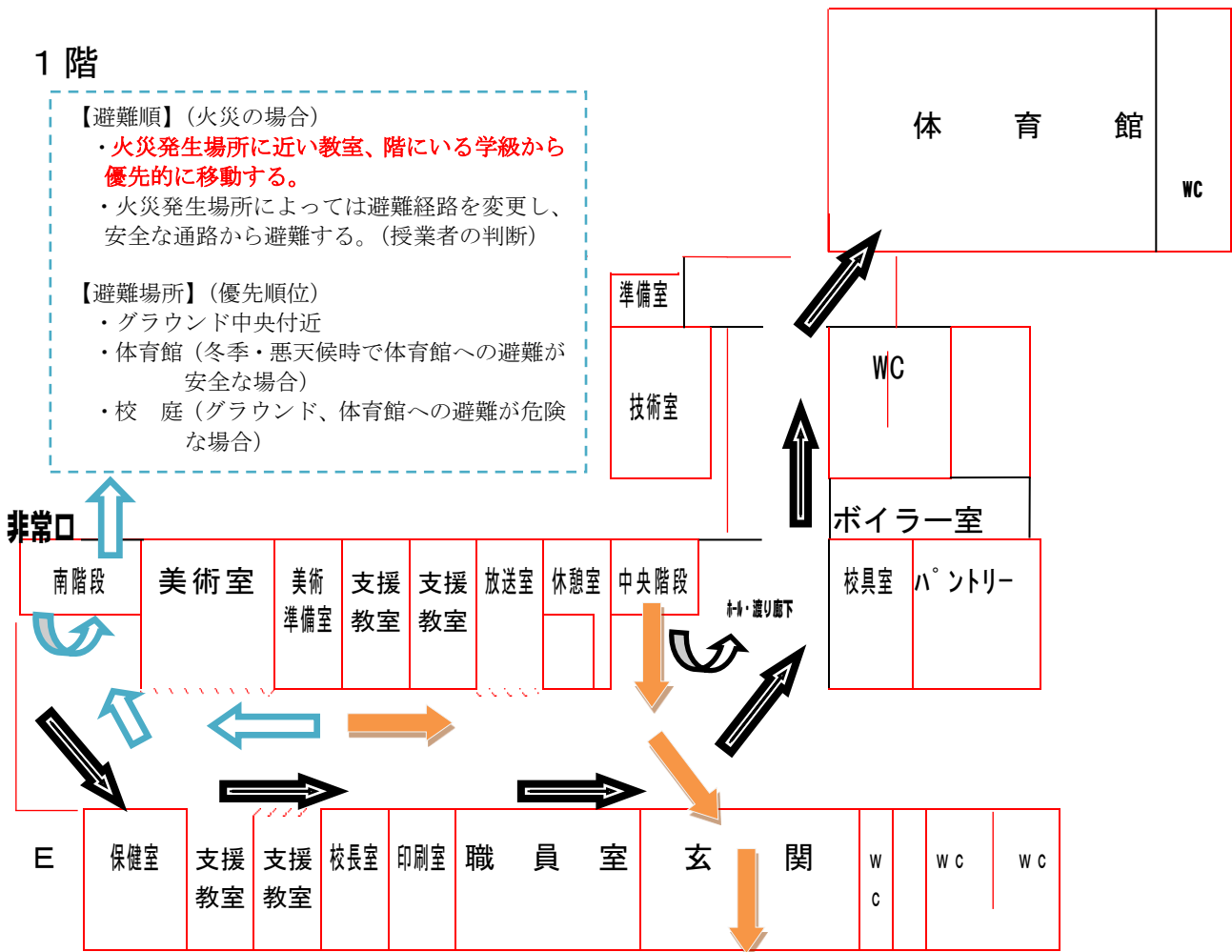
1階

【避難順】(火災の場合)

- ・火災発生場所に近い教室、階にいる学級から優先的に移動する。
- ・火災発生場所によっては避難経路を変更し、安全な通路から避難する。(授業者の判断)

【避難場所】(優先順位)

- ・グラウンド中央付近
- ・体育館(冬季・悪天候時で体育館への避難が安全な場合)
- ・校庭(グラウンド、体育館への避難が危険な場合)



1 登下校中の交通事故

生徒Aが、自転車に乗って下校中に、乗用車にはねられ、意識不明となった。事故の目撃者が救急車を要請し、Aを病院へ搬送した。学校は警察からの通報により交通事故の発生を知った。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- 通報を受けた教職員は、当該生徒の氏名、負傷状況、搬送先を確認するとともに、速やかに管理職に報告する。
- 交通事故現場が学校の近くであるという通報を受けた場合は、必要に応じて110・119番通報した上で、教職員が交通事故現場に急行して事態を把握する（生徒の氏名、生徒の負傷の状況、事故の状況など）。
- 救急車が到着していない場合には、交通事故現場に到着した教職員は、応急手当及び安全確保を行う。

保護者への対応

- 通報に基づき、生徒Aの保護者に事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。
- 管理職、担任等は速やかに生徒Aを見舞う。保護者には改めて事故の状況や経緯を説明し、丁寧な対応に努める。
- 交通事故現場で生徒氏名等を確認した場合、速やかに交通事故現場から、保護者に連絡するとともに、学校へ報告する。

関係機関との連携

- 病院の担当医師からケガや容体の状況把握を行う。
- 警察の担当者から事故の発生状況等について情報収集を行う。
- 交通事故現場に救急車が到着した場合は、教職員が同乗する。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、事故の概要について、速やかに教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- 管理職は、事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録するとともに再発防止対策を検討する。また、その内容を教育委員会（教育局）に報告する。

他の生徒等への対応

- 事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。
- 全校生徒に対し、事故の概要を説明するとともに、安全な登下校やヘルメット着用の必要性・重要性について指導するなど、安全教育の充実を図る。
- 他の保護者に対して、事故の発生及び今後の対応について周知する。

未然防止策

- 交通安全教室等を開いて、正しい歩行やヘルメット着用を含めた自転車の安全利用等について理解させたり、交通安全マップを作らせて、危険予測や危険回避について学び、安全な行動ができるようにしたりするなどの交通安全教育の充実を努める。
- 通学路安全マップの見直しや定期的な通学路の点検を実施するなど、全教職員が交通事故の未然防止に向け、共通理解の下、組織的に取り組む体制を整える。
- 日頃から工事箇所や危険箇所の把握に努め、生徒及び保護者への周知を徹底するとともに、歩道整備等を市町村に要望するなど通学路の安全確保に向け、関係機関等に改善を働きかける。

3 関係法令等

【法令等】

- 交通安全対策基本法第24条（交通安全業務計画）
- 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- 北海道自転車条例第5条及び第16条（ヘルメットの着用及び損害賠償保険等の加入の努力義務）

【通知等】

- 「児童生徒等の通学時の安全確保について」（令和6年4月5日付け教生学第18号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- 「通学路における交通安全の確保の徹底について」（令和6年6月6日付け教生学第288号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- 「児童生徒に対する自転車の安全利用に向けた指導について」（令和6年11月18日付け教生学第1198号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）

2 登下校中の突発的な自然災害への対応

児童生徒の登下校時間帯に、児童生徒の避難が必要となる突発的な自然災害（地震、津波、落雷、竜巻等突風、局地的大雨、暴風雪等）が発生した。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・災害により児童生徒等に被害が生じるおそれがある情報を把握した教職員は、管理職に報告し、管理職は教育委員会を通じて災害時の状況（被害のおそれを含む）を把握する。
- ・災害時の状況（被害のおそれを含む）を把握した管理職は、教育委員会の指導助言の下、必要に応じて学校災害対策本部を設置し、教職員の安全を確保した上で、災害等に関する情報収集、教育委員会や市町村の防災担当部局、PTA 役員等との連絡調整、教職員への指示を行う。
- ・スクールバス等を運行している場合は、直ちに、乗務員等と連絡を取り、現在地（停車位置）、車内の状況、児童生徒等の健康状態を確認し、児童生徒の安全を確保するための必要な指示等を行う。

登下校中の児童生徒の安否確認等

- ・管理職は、教職員で分担して登下校中の児童生徒の安否確認等を実施するよう指示を行う。
- ・児童生徒の安否確認は、予め定めている緊急の連絡手段を用いる。なお、電話、メールが使用できない場合は、教職員の安全を確保した上で、教育委員会や市町村の防災担当部局の指導助言の下、家庭訪問、避難所巡回、掲示板等により確認する。
- ・登下校中の児童生徒を確認した場合には、直ちに安全な場所に避難するよう伝えるなど必要な注意喚起を行い、保護者に状況を説明する。
- ・児童生徒が登校前、帰宅後で自宅にいることが確認できた場合には、保護者とも連絡を取り、自宅待機や地域の避難所に避難するなどの必要な注意喚起を行い、連絡後の動向予定等を確認する。
- ・安否が確認できない児童生徒がいる場合には、直ちに、警察、消防等の関係機関に捜索を要請するとともに教育委員会に報告する。

在校している児童生徒への対応

- ・在校している児童生徒がいる場合は、児童生徒を安全な場所に避難させ、心身の状況を把握するとともに、保護者に対して心身の状況等について連絡する。
- ・児童生徒を帰宅させるかどうかの判断は、教育委員会や市町村の防災担当部局の指導助言の下、通学路の危険箇所の点検、公共交通機関の運行状況を確認した上で行う。
- ・児童生徒を帰宅させる場合は、教育委員会や市町村の防災担当部局の指導助言の下、児童生徒及び教職員の安全の確保を最優先し、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者への引渡し等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に確認した上で行う。なお、保護者と連絡が取れない場合は、児童生徒を安全な場所に待機させる。

関係機関との連携

- ・防災担当部局…児童生徒が避難すべき状況となった際の注意喚起の手順や方法について、共通理解を図っておく。
- ・警察…必要に応じて、児童生徒及び教職員の所在や避難状況を確認し、情報を共有するとともに、所在が確認できない児童生徒の捜索要請を行う。
- ・消防…必要に応じて、児童生徒及び教職員の所在や避難状況を確認し、情報を共有するとともに、負傷した児童生徒の救急搬送の要請、児童生徒の避難誘導や救出についての協力要請を行う。

教職員の安否確認

- ・管理職は、教職員の状況を把握する。学校に不在の教職員は、電話・メール等により確認する。
- ・電話、メール等が使用できない場合、教職員は配備計画（動員体制）に基づいて行動する。

保護者の安否と居場所の確認

- ・保護者の安否と居場所の確認を行う場合は、児童生徒の安否確認と同様の手順や留意事項により行う。

報道等への報告

- ・報道機関や関係機関等から児童生徒の所在等について問い合わせがあった場合は、窓口を一本化し、教育委員会又は管理職が対応する。
- ・記者発表等の報道対応は、児童生徒の個人情報の取扱いに十分配慮し、誤報を避けるため、時間を決め、事実確認がとれている内容のみを全ての報道機関に偏りなく回答する。

2 今後の対応策のポイント

連絡体制の整備

- ・学校は、登下校時間帯に災害が発生した場合における児童生徒への安否確認等の手順や方法等について、危機管理マニュアルに明記し、教職員と共通理解を図っておく。

防災教育の徹底

- ・ハザードマップなどを活用し、児童生徒が地域の津波浸水想定区域、指定避難所、指定緊急避難場所等について理解を図る指導を計画的に行う。

第1章 児童生徒

- ・地域特性や厳冬期など、様々なケースでの災害発生を想定した防災訓練や地域住民等と共同して実施する防災訓練など、児童生徒が自ら危険を判断し、避難行動をとることができるようにする指導を計画的に行う。
- ・「自助」「共助」「公助」の視点を取り入れた「1日防災学校」を系統的、体系的に実施する。

保護者等との連携

- ・登下校中等に災害が発生した際の児童生徒の安全確保に向けて、道教委作成の「災害から子どもたちを守るために～家族で話し合ってみませんか?～」を活用するなどして、日頃から家族で避難場所、避難経路、非常時の連絡方法などを決めておくよう働きかける。

3 発生後の対応ポイント

状況の把握（自然災害が収まった後）

- ・学校周辺の状況及び児童生徒の通学路の被災箇所の有無を点検し、児童生徒の通学経路の状況について把握する。
- ・所在を確認できない児童生徒がいる場合は、引き続き、保護者及び関係機関と連携し、所在確認に努める。

4 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対応要領の訓練の実施等）
- ・災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

【参考資料等】

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月 文部科学省）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
- ・避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府）
- ・災害時における学校再開のためのハンドブック（令和6年3月 北海道教育委員会）
- ・「災害から子どもたちを守るために～家族で話し合ってみませんか?～」(令和7年10月 北海道教育委員会)
- ・気象庁ホームページ（津波警報・注意報、津波情報、津波予報について）
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/jishin/joho/tsunamiinfo.html>)
- ・北海道ホームページ（避難情報の発令基準）
(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/hinan/hinan_k.html)

3 学校の長期休業中等の自然災害への対応

学校が長期休業中、児童生徒の避難が必要となる自然災害（地震、津波、落雷、竜巻等突風、局地的大雨、暴風雪等）が発生した。

1 発生時の対応ポイント

初期対応（状況の把握）

- 災害により児童生徒等に被害が生じるおそれがある情報を把握した教職員は、管理職に報告し、管理職は、教育委員会を通じて災害時の状況（被害のおそれを含む）を把握する。
- 災害時の状況（被害のおそれを含む）を把握した管理職は、教育委員会の指導助言の下、必要に応じて学校災害対策本部を設置し、教職員の安全を確保した上で、災害等に関する情報収集、教育委員会や市町村の防災担当部局、PTA役員等との連絡調整、教職員への指示を行う。
- 管理職（学校災害対策本部）は、教育委員会及び市町村の防災担当部局と児童生徒への注意喚起の必要性や手順を確認する。なお、学校は、事前に教育委員会や防災担当部局と学校管理下外に災害が発生した際の児童生徒への注意喚起の手順等を共有し危機管理マニュアルに明記しておく。

注意喚起・安否確認等

- 学校が児童生徒への注意喚起を行う場合は、予め定めている緊急時の連絡手段を用いる。なお、電話、メール等、複数の手段を使って、相互に連絡が取れる体制を整えておく。また、注意喚起を行う際に、災害等の状況によって安否確認を行うことなどを伝えておく。
- 児童生徒の安否確認は、予め定めている緊急時の連絡手段を用いる。なお、電話、メールが使用できない場合は、教職員の安全を確保した上で、教育委員会や市町村の防災担当部局の指導助言の下、家庭訪問、避難所巡回、掲示板等により確認する。
- 学校（学校災害対策本部）は、学校施設・設備や通学路の危険箇所の点検を行う。
- 学校（学校災害対策本部）は、児童生徒への注意喚起、安否確認、安全点検の状況等を教育委員会に定期的に報告する。

部活動等で在校している児童生徒への対応

- 在校している児童生徒がいる場合は、児童生徒を安全な場所に避難させ、心身の状況を把握するとともに、保護者に対して心身の状況等について連絡する。
- 児童生徒を帰宅させるかどうかの判断は、教育委員会や市町村の防災担当部局の指導助言の下、通学路の危険箇所の点検、公共交通機関の運行状況を確認した上で行う。
- 児童生徒を帰宅させる場合は、教育委員会や市町村の防災担当部局の指導助言の下、児童生徒及び教職員の安全の確保を最優先し、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者への引き渡し等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に確認した上で行う。なお、保護者と連絡が取れない場合は、児童生徒を安全な場所に待機させる。
- 児童生徒を保護者に引き渡す場合は、二次被害が発生するおそれがないことを認識した上で、予め定めておいた引き渡しのルールに基づき、児童生徒のみでは帰宅させず、保護者に児童生徒を直接引き渡して帰宅させる。

関係機関との連携

- 防災担当部局…児童生徒が避難すべき状況となった際の注意喚起の手順や方法について、共通理解を図っておく。
- 警察…必要に応じて、児童生徒及び教職員の所在や避難状況と連絡し、情報を共有するとともに、所在が確認できない児童生徒の捜索要請を行う。
- 消防…必要に応じて、児童生徒及び教職員の所在や避難状況と連絡し、情報を共有するとともに、負傷した児童生徒の救急搬送の要請、児童生徒の避難誘導や救出についての協力要請を行う。

教職員の安否確認

- 管理職は、教職員の状況を掌握する。
- 学校に不在の教職員は、電話・メール等により学校へ連絡する。
- 電話、メール等が使用できない場合、教職員は既計画（動員体制）に基づいて行動する。

保護者の安否と居場所の確認

- 保護者の安否と居場所の確認を行う場合は、児童生徒の安否確認と同様の手順や留意事項により行う。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等から児童生徒の所在等について問い合わせがあった場合は、窓口を一本化し、教育委員会又は管理職が対応する。
- 記者発表等の報道対応は、児童生徒の個人情報の取扱いに十分配慮し、誤報を避けるため、時間を決め、事実確認がとれている内容のみを全ての報道機関に偏りなく回答する。

2 今後の対応策のポイント

連絡体制の整備

- 学校は、長期休業や休日等の学校管理下外に災害が発生し、児童生徒への注意喚起等の手順や方法等について危機管理マニュアルに明記し、教職員と共通理解を図っておく。

防災教育の徹底

- ハザードマップなどを活用し、児童生徒が地域の津波浸水想定区域、指定避難所、指定緊急避難場所等について理解を図る指導を計画的に行う。
- 地域特性や厳冬期など、様々なケースでの災害発生を想定した防災訓練や地域住民等と共同して実施する防災訓練など、児童生徒が自ら危険を判断し、避難行動をとることができるようにする指導を計画的に行う。
- 「自助」「共助」「公助」の視点を取り入れた「1日防災学校」を系統的、体系的に実施する。

保護者等との連携

- ・長期休業中等に災害が発生した際の児童生徒の安全確保に向けて、道教委作成の「災害から子どもたちを守るために～家族で話し合ってみませんか?～」を活用するなどして、日頃から家族で避難場所、避難経路、非常時の連絡方法などを決めておくよう働きかける。

3 発生後の対応ポイント

学校再開

- ・長期休業明けの学校再開に向けて、施設・設備の点検、通学路の危険箇所の点検、公共交通機関の運行状況を確認する。
- ・被害等の状況に応じて、授業形態や指導体制の工夫、教科書や学用品の確保など、応急教育の実施に向けた検討を行う。

4 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）
- ・災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

【通知等】

- ・「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」（平成29年1月20日付け28文科初第1363号 文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・「カムチャッカ半島付近の地震に伴う津波警報に係るアンケート結果報告書について」（令和7年（2025年）10月2日付け教生学第880号 学校教育局生徒指導・学校安全担当局長通知）

【参考資料等】

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月 文部科学省）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
- ・避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府）
- ・災害時における学校再開のためのハンドブック（令和6年3月 北海道教育委員会）
- ・「災害から子どもたちを守るために～家族で話し合ってみませんか?～」(令和7年10月 北海道教育委員会)
- ・気象庁ホームページ（津波警報・注意報、津波情報、津波予報について）
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/jishin/joho/tsunamiinfo.html>)
- ・北海道ホームページ（避難情報の発令基準）
(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/hinan/hinan_k.html)

参考：発令・発表の基準と対応例

- 出典：避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府）
 - 【警戒レベル3「高齢者等避難」の発令（市町村長）】
 - ・発令される状況：災害のおそれあり
 - ・居住者がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難
高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普通の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
 - 【警戒レベル4「避難指示」の発令（市町村長）】
 - ・発令される状況：災害のおそれが高い
 - ・居住者がとるべき行動：危険な場所から全員避難
危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
 - 【警戒レベル5「緊急安全確保」の発令（市町村長）】
 - ・発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）
 - ・居住者がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！
指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。
ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
- 出典：気象庁ホームページ（津波警報・注意報、津波情報、津波予報について）
 - 【津波注意報】
 - ・発表基準：予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合
 - ・想定される被害と取るべき行動：海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れてください。
 - 【津波警報】
 - ・発表基準：予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。
 - ・想定される被害と取るべき行動：標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
 - 【大津波警報】
 - ・発表基準：予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。
 - ・想定される被害と取るべき行動：巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

4 授業中（体育）の事故

A高校1年生の体育の授業（陸上競技）において、長距離走として1500m走の測定を実施した。準備運動後、一斉にスタートしたが、800mほど走ったところで生徒Bが突然倒れ、担当教諭が駆けつけた時には、顔面蒼白で意識はなく、呼吸及び脈拍を確認できない状態であった。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- 担当教諭は、生徒Bの意識の有無などの状況を迅速に把握し、救急車到着まで心肺蘇生や応急手当等を行うとともに、他の教職員（生徒）にAEDを持ってこようことや管理職及び保健室への連絡を指示する。
- 連絡を受けた養護教諭は、救急車の要請や教職員の応援等を依頼し、応急処置に向かう。
- 管理職は、事故発生時の状況及び発生直後の対応状況を正確かつ迅速に把握する。
- 管理職は、学校の危機管理マニュアルの対応に基づき、養護教諭、担当教諭、学年主任等関係教諭に指示する。

保護者への対応

- 担任（学年主任）から生徒Bの保護者に事故の発生、生徒の状況、搬送先、事故への対応の経過等を正確に連絡する。
- 管理職及び担任、担当教諭は速やかに病院に向かい、保護者に状況を説明する。
- 管理職、担任等は、保護者に誠意をもって対応する。
- 緊急の職員会議を開き、事故の状況や対応についての共通理解を図る。
- 事故の状況や原因、今後の対応策等について保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。

関係機関との連携

- 救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。
- 日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の手続きを行う。

教育委員会（教育局）への報告

- 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導助言を受けるとともに、新たな情報があれば速やかに報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

体育授業における事故防止

- 担当教諭は、生徒の健康診断の結果や当日の生徒の体調を十分に把握する。
- 担当教諭は、生徒に自己の体調管理及び体調が悪化した場合の対処法について指導する。
- 担当教諭は、健康観察を行うだけでなく、準備運動時、生徒自身に体調の自己チェックを行わせる。
- 担当教諭は、授業前に活動場所や用具等の安全点検を実施する。

長距離走における事故防止のポイント

- 長距離走は、健康状態や気温等環境要因によって心臓への負担が大きくなる場合もあるため、保健体育の年間指導計画を作成する際、実施時期や配当時数、授業時間帯等無理のない計画を立てる。
- 長距離走を実施する場合は、必要に応じ、学校医等による健康相談を実施する。また、担当教諭は、日常の健康観察記録や心臓検診の結果、既往症の状況等を参考にしたり、当日の健康状態を確認したりする。さらに、主治医が作成する学校生活管理指導表がある場合は、これに基づく運動制限等を確実に実行する。

事故発生時に備えた学校体制の確立

- 心臓停止にかかわる事故対応は一刻を争うため、胸骨圧迫（心臓マッサージ）や人工呼吸等の心肺蘇生を適切に行うなど、初期の対応が最も重要である。そのため、心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当についての講習会を定期的実施し、教職員の対応能力を高める。
- 教職員は、AEDや担架の場所を把握しておくとともに、保温用毛布等、事故発生時に使用すると考えられるものについては、すぐに使用できるよう整備しておく。

3 関係法令等

【法令等】

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条～第5条

【通知等】

- 「体育活動中等における、心臓疾患等のある児童生徒の事故防止について」（平成24年3月29日付け教健体第975号 学校教育局健康・体育課長、学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- 「学校における体育活動中の事故防止等について」（令和6年4月4日付け教健体第19号 指導担当局長、生徒指導・学校安全局長通知）

【参考資料等】

- ・「学校体育活動中における事故防止の手引～学校安全推進資料改訂版～」(平成21年3月 北海道教育委員会)
- ・「学校における体育活動中の事故防止について(報告書)」(平成24年7月 体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議)

事故防止のチェックポイント例

- ・運動量や休憩等の配慮はなされているか。
- ・季節、天候の急激な変化等への対応はできているか。
- ・日常における健康観察は十分に行われているか。
- ・健康診断の結果をもとに、管理を要する児童生徒を把握するとともに、参加について十分に検討し、対応について共通理解されているか。
- ・健康相談を実施し、配慮の必要な児童生徒に対して参加の可否や、見学、軽減等の対応をしているか。(学校生活管理指導表の指導事項を確認しているか。)
- ・保護者からの連絡事項を把握し、共通理解されているか。

5 授業中（特別支援教育）の事故

A特別支援学校の小学部6年生の児童Bが、運動会の徒競走の練習中に、スターターピストルの音を嫌がって不安定になり、隣にいた児童Cの顔面を叩き、大けがを負わせた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- 事故の発生後、担当教諭は、児童Cの負傷の状況を把握し応急手当を行うとともに、児童Bの状況を把握し、他の教職員に事故の発生を連絡する。
- 事故の発生の連絡を受けた教職員は、速やかに管理職と養護教諭に報告するとともに、児童Bに対しては、周囲からの刺激の少ない場所で落ち着かせる。
- 児童Cの負傷の状況により、救急車を手配し病院への搬送を行う。
- 事故発生時に複数の教職員で対応していた場合、処置を担当する教職員、処置の対応について記録する教職員など役割分担を明確にする。
- 管理職は、事故発生時に対応していた教職員から、事故の状況を聞き取る。

保護者への対応

- 管理職、担任等は、児童Cの保護者に、事故の発生、負傷の状況、事故への対応の経過等を正確に連絡するとともに、病院での手当てが必要な場合、来院を依頼する。
- 管理職、担任等は、児童Bの保護者に対して、把握した事実及び学校での対応等を伝える。
- 管理職、担任等は、保護者に誠意をもって対応する。

関係機関との連携

- 負傷の状況により、救急車を要請する。救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。
- 日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の手続きを行う。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

的確な実態把握

- 児童の発達の状態、行動の特徴、コミュニケーションの方法、学校生活への適応の仕方等について、個別の教育支援計画と個別の指導計画を活用し、関係者から情報を集めたり、行動観察を行ったりしながら、子どもの状態やニーズを的確に把握することが必要である。

問題行動の背景を探る

- 当該児童にみられる、パニック、自傷行動、他害行動等の問題行動が、いつ、どこで、どのような状況で起こったか、その結果どうなったかを整理して、問題行動の背景を探ることが大切である。

特性に応じた指導

- 児童によって、スケジュールの変更、騒音、気温の変化等が問題行動を起こす原因となる場合や、コミュニケーション手段の不足から起こる場合も考えられる。そのため、自立活動で自分の意思を他者に伝えられるよう、適切なコミュニケーションの方法を習得することや、社会性を身に付けることができるよう、ロールプレイ等を活用して繰り返し指導することが大切である。また、原因によっては、環境を調整したり、指導の内容や方法を再考したりする必要もある。
- 障がいのある児童の不安を少しでも減らし落ち着いた環境をつくるには、教職員が、一貫した方針で臨む必要がある。また、校内で個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、全教職員が共通理解を図る機会をもつことも大切である。
- 指導に当たっては、障がいのある児童の認知特性をとらえ、一人一人の実態に即した指導をすることが重要である。

保護者との共通理解

- 家庭と学校では、行動に違いがあることが多い。家庭ではトラブルは比較的少なく、落ち着いていることが多いため、学校でのトラブルを受け止めることができない保護者もいる。このような場合、トラブルや問題点だけを伝えられることで保護者が学校に不信感を抱くケースもあるため、事故発生の状況を丁寧に説明するとともに、日頃から、児童のよさも伝え、保護者とともに行動の改善を図ることができるような関係をつくるのが大切である。

感覚過敏のある児童生徒に対する支援の内容・方法例

- 原因となる刺激を取り除くとともに、どうしてほしいかという自分の気持ちを表現する方法を教える。
- 光や音、触覚等に過敏さがあることを理解して対応し我慢することだけを求めたり無理をさせたりしない。
- 必要に応じて、安定できる場所や活動を確保する。
- 本人への指導と合わせて、学級の児童生徒に、その困難さの理解を促す。

6 学校行事中の事故

A高校の見学旅行2日目、研修プログラムの一環として、訪問先の地域で広く親しまれているマリンスポーツに取り組んでいた生徒Bが溺れた。救急車で病院に搬送されたが、夜になって搬送先の病院で死亡した。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- 事故の発生後、担当教諭は、生徒Bの負傷の状況を把握し応急手当を行うとともに、生徒Bの状況を把握し、他の教職員に事故の発生を連絡する。
- 引率していた教職員は、生徒の意識の有無などの状況を迅速に把握し、救急車到着まで応急手当等を行うとともに、速やかに引率責任者（校長等）への報告及び他の教職員に応援の要請を行う。
- 引率責任者は、応援に駆けつけた教職員に対して役割分担を指示する。
- 救急車で負傷者を病院に搬送する場合は、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。負傷者の搬送先や状況等、収集した情報は逐次、引率責任者に伝わるような連絡体制をとる。
- 情報は正確に把握し、記録担当の教職員は時系列により記録する。
- 学校に対して事故の発生状況等について連絡する。

他の生徒への対応

- 引率している教職員は、事故を目撃し精神的に動揺している他の生徒に声をかけるなどして、不安を取り除くことに努める。
- 他の生徒を宿舎に戻し、事故の状況や今後の対応等を説明するとともに、不確定な情報を拡散しないように指導するなど、生徒の動揺を抑えることに努める。

保護者への対応

- 管理職は、生徒Bの保護者に事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。
- 学校に残っている管理職（教頭等）又は当該学年団の教職員等は速やかに生徒B宅を訪問し、保護者に改めて事故の状況や経緯を説明し、誠意をもって対応する。
- 見学旅行中の他の生徒の保護者に事故の概要と見学旅行中の今後の対応について、学級連絡網等で知らせる。

関係機関との連携

- 病院の担当医師からケガや容体の状況把握を行う。
- 引率している教職員は、状況に応じて事故が発生したことを通報する。また、事故の発生状況等について情報収集を行う。
- 日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の手続きを行う。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、事故の概要について、速やかに教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

その他

- 管理職は、緊急の職員会議を開催し、事故の状況及び当面の対応等について確認するとともに、教職員や保護者の現地への派遣の必要性等を協議する。
- 管理職は、必要に応じて、PTA役員会を開催するなど、保護者の不安や動揺を抑えることに努める。
- 引率責任者は、教職員から事故のその後の状況等を確認しながら、旅行日程の変更等を検討する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- 事故にかかわる情報を整理、記録し、事故の原因や問題点を調査・究明するとともに、再発防止策を検討する。また、その内容を教育委員会（教育局）に報告する。

他の生徒等への対応

- 事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。
- 全校生徒に対し、事故の概要を説明するとともに、学校行事や部活動等に関する安全確保の方法等を指導するなど、安全教育の充実を図る。
- 他の保護者に対して、遺族の意向を十分考慮した上で、事故の発生及び今後の対応について周知するとともに、対応についての理解と協力を求める。また、状況に応じて遺族の意向を確認して保護者説明会等を開催するなど、必要な情報共有を行う。

未然防止策

- 見学旅行中に想定される危険・事故等について、全教職員で再度確認を行うとともに、生徒に対する事前指導を十分に行う。
- 救急及び緊急連絡体制など、危機管理マニュアル等の見直しを行う。
- 事故の教訓を生かして、全ての教育活動を通して安全指導の徹底を図る。

3 関係法令等

【通知等】

- ・「修学旅行における安全確保の徹底について」（昭和63年3月31日付け文初高第139号 文部事務次官通達）
- ・「海外修学旅行の安全確保について」（平成17年6月30日付け17初国教第40号 文部科学省初等中等教育局国際教育課長通知）
- ・「学校における体育活動中の事故防止等について」（令和6年4月4日付け教生学第19号 学校教育局指導担当局長、学校教育局生徒指導・学校安全担当局長通知）
- ・「『学校事故対応に関する指針』の改訂について」（令和6年4月4日付け教生学第1679号 学校教育局生徒指導・学校安全課長、学校教育局健康・体育課長通知）

海外見学旅行中の事故の場合の留意点

- ・言語・環境・習慣等の違いにより、日本国内と同様の対応ができない状況があることを理解し、旅行取扱業者や関係機関と連携した迅速な対応に努める。
- ・事前調査を綿密に行い、万一の事故に備え、緊急時の連絡体制、医療体制を確認し、安全確保に万全を期するとともに保護者への周知に努める。

7 部活動中の事故

A 高校硬式野球部の打撃練習中、部員Bの打った打球が、サードを守っていた部員Cの前でイレギュラーして、顔面を直撃し、部員Cはその場に倒れた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・顧問教諭等は、事故の状況を把握し、必要により応急手当を行うとともに、他の教職員又は生徒に管理職への連絡を指示する。
- ・報告を受けた管理職は、養護教諭、顧問教諭、担任等関係教諭の対応について指示するとともに、部員Cの状況により、直ちに救急車を要請する。

保護者への対応

- ・担任（学年主任）等から部員Cの保護者に事故の発生、負傷の状況、搬送先、事故への対応の経過等を正確に連絡する。
- ・救急車を要請した場合は、管理職及び担任、顧問教諭等は速やかに搬送先の病院に駆けつけ、保護者に状況を説明するなど、誠意をもって対応する。

関係機関との連携

- ・事故現場に救急車が到着した場合は、引率の教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。
- ・日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の手続きを行う。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要等について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事故発生時に備えた学校体制の確立

- ・応急手当の方法、保護者への対応、校内の報告体制などについて確認し、必要な改善を行うなど、救急体制を整備する。
- ・心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当についての講習会を定期的実施し、教職員の対応能力を高める。
- ・部活動の年間指導計画の作成に併せて、各部活動の救急体制や連絡体制を明確にした安全計画を作成し、教職員や生徒に周知する。

安全の再点検

- ・校内における体育施設・設備の安全及び活動場所の整備等について再点検するとともに、安全点検の実施要領を作成し、計画的に安全点検を実施する。
- ・特に防球ネットについては、破損によりボールが飛び出す可能性があることから、使用前に必ず点検や補修をするとともに、購入時等の時期を把握するほか、老朽化の状況等を十分確認すること。
- ・点検の状況を記録化し、安全指導に活用する。

生徒に対する安全教育の充実

- ・各部活動において、種目特有の危険性を踏まえた安全指導や日常点検を徹底する。
- ・部活動に加入している生徒はもとより、全校生徒に対して日常生活の中で安全を確保するための行動の仕方やきまりについての指導を徹底する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条～第5条

【通知等】

- ・「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」（平成30年5月1日付け教健体第105号学校教育局健康・体育課長通知）
- ・「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」（令和6年2月28日付け教健体第1149号学校教育局健康・体育課長通知）

【参考資料等】

- ・「学校体育活動中における事故防止の手引～学校安全推進資料改訂版～」(平成21年3月 北海道教育委員会)
- ・「学校における体育活動中の事故防止について(報告書)」(平成24年7月 体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議)
- ・「運動部活動顧問のための指導ハンドブック(三訂版)」(平成25年8月 北海道高等学校体育連盟)
- ・「学校における体育活動中の事故防止等について」(令和7年8月22日付 学校教育局健康・体育課課長補佐事務連絡)

重大事故（死亡事故等）の場合

- ・全校集会を開き、事故の状況等について説明し、児童生徒の動揺を防ぐとともに、安全への配慮を促す。
- ・部活動に加入している児童生徒に対して集会やホームルーム活動等において安全指導の徹底を図る。
- ・PTA役員会等を開催し、事故や処理等の状況について説明を行い、保護者からの理解と協力を得る。

8 暴力行為

A中学校の2年生の教室で、昼休み中に、日頃から折り合いの悪い生徒Bと生徒Cが些細なことから口論となり、生徒Bが生徒Cの顔面を殴打した。生徒Cは横転し、イスに頭を打ち、床に倒れた。知らせを受けた教職員が駆けつけたが、生徒Bはその場にはいなかった。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・生徒Cの応急手当を最優先に対応するとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・保護者への連絡、警察や消防等の関係機関と連携した迅速な対応が必要となることから、事態の緊急性や軽重を総合的に判断して、複数の教職員で分担し対応する。
- ・単独で現場に向かう場合は、直ちに他の教職員に協力を依頼し、状況に応じて救急車の要請などを行う。
- ・一方で、生徒Bを捜し、発見した場合は、生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や暴力行為の状況について可能な限り情報を集め、正確な事実関係を早急に把握し、記録する。生徒Bが発見されない場合は、すぐに保護者に連絡し、状況を伝えるとともに必要に応じて警察と連携する。
- ・「学校いじめ対策組織」において、複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有し、指導・援助の体制の構築、方針を決定する。

保護者への対応

- ・管理職は、生徒Cの保護者に、事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職は、生徒Bの保護者に、把握した事実及び生徒の状況を説明し、今後の対応等について協力を依頼する。

他の生徒への対応

- ・当該生徒の心のケアを行うとともに、プライバシーに配慮しつつ、他の生徒に事故の説明を行い、憶測による噂が広がらないように努める。

関係機関との連携

- ・負傷の状況により救急車を要請する。救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況を説明する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ・状況を判断し、学校だけでは解決が困難な状況で専門家との連携が必要な場合には、サポートチームを編成するなどして早期解決に努める。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導助言を受けるとともに状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策の検討

- ・授業や休憩時間等における生徒の日頃の行動や友人関係を教職員間で情報共有し、必要に応じて面談などを行う。
- ・自分の気持ちや考えを適切に相手に伝え、生活上の課題を話し合いで解決する力の育成を図るとともに、道徳教育の充実を図るなどして、互いに尊重し合う望ましい人間関係を構築するための指導を推進する。
- ・自分のことや友人のことで心配なことがあれば、いつでも相談のいることを日頃から折に触れ生徒に伝える。
- ・学級活動や生徒会活動における体験学習やボランティア活動などの取組を通じて、仲間づくりや集団活動を推進し、基本的なルールやモラルを身に付けさせるなど、規範意識や社会性の育成を図る。

指導体制の充実

- ・生徒が安心して学べる環境を確保するために、学校の秩序を乱し、他の生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、必要な措置を講じるよう全教職員が毅然とした姿勢で、解決に向け粘り強く指導に当たる。

保護者との連携

- ・保護者が見付けた小さなサインを学校と共有し、学校との協力体制を構築する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・民法第714条第2項（責任無能力者の監督義務者の責任）

【通知等】

- ・「暴力行為のない学校づくりに向けて～小学校における暴力行為に対する指導の充実～（教職員用）及び「小さな変化を見つめるとサインが見えてきます！～子供の粗暴な行為を未然に防止するために～（保護者用）」について（平成27年12月3日付け教生学第764号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

第1章 児童生徒

- ・「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（令和5年2月8日付け教生学第1168号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- ・「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定について」（令和5年4月5日付け教生学第10号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）

【参考資料等】

- ・教職員研修資料 子供や若者を性暴力の当事者にならないための「生命（いのち）の安全教育」実践事例集（令和5年3月 北海道教育委員会）

Q 校外における複数の学校にまたがる集団暴行を未然に防止するために、日頃からどのようなことに取り組んだらよいか。

A 次のような取組が大切である。

- ・公立、私立を問わず学校間で、児童生徒の問題行動等の十分な情報交換を定期的に行うこと。
- ・児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導ができるよう、学年間や、小学校と中学校間及び中学校と高等学校等間で、進学の際に、いじめや欠席状況を含め、児童生徒の情報を共有すること。
- ・社会全体で子どもたちを見守り育成するための学校や地域が連携した防犯活動や教育活動を行うこと。
- ・学校警察連絡協議会等を通じて、警察と日常的な情報共有体制を構築し、連携を強化すること。 など

9 自殺予告

A高校の事務室に、自校の生徒と思われる者からの電話があり、「生きていてもつまらない。もう死にたい。」とだけ言って切れた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・受信者は、管理職に速やかに報告し、全教職員による緊急の会議を招集し、対応に向けて役割分担を行う。
- ・教職員は、生活アンケートや個人面談記録等を参考にして、自殺の危険性が高いと考えられる生徒についての情報収集等を行う。
- ・教職員の連絡体制、外部（警察や報道機関等）との窓口の一本化など、対応策を確認する。通報を受けた教職員は速やかに管理職に報告する。

生徒の安否確認

- ・担任（学年主任）等が各学級の全生徒の安否を確認する。
- ・自殺の危険性が高いと考えられる生徒への家庭訪問を行う。

関係機関との連携

- ・警察等の関係機関に連絡し、情報収集に努める。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の状況について時系列（メモ）により速やかに教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

自殺予告をした生徒への指導

※特定された場合

- ・当該生徒の気持ちを傾聴し、保護者と連携を図りながら自殺防止の対策を確認する。
- ・スクールカウンセラーや学校医等の専門家との面談を行う。
- ・スクールカウンセラーが配置されていない学校は、教育委員会（教育局）に派遣を要請する。
- ・軽い気持ちで電話をした場合には、行為の重大さに気付かせながら、当該生徒の気持ちを受け止める。
- ・当該生徒の心身の状態や人権、プライバシーに十分配慮して、今後の対応を検討する。

※特定されない場合

- ・日常的に言動等が気になる生徒について、個別相談を通して悩み等を聞く機会を設定する。
- ・全教職員が生徒を守り通す態度を示すとともに、学級活動等で「命の大切さ」「悩みを一人で抱え込まないこと」などについて指導する。
- ・生徒に「命の大切さ」について考えさせる場面を設けたり、生徒会において主体的に「緊急アピール」を作成したりする取組を進める。
- ・学校・学級通信等を通じて、生徒を見守る体制づくりが進むよう、家庭の協力を要請する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・教育委員会（教育局）と連携を図り、報道や取材の自粛等を要請する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

生徒理解の充実

- ・日常の学校生活全体を通して、生徒一人一人の表情や言動の変化に目を向け、小さなサインを見逃さないように心がける一方で万が一の場合に備え、危機対応チームを組織しておく。

教育相談の充実

- ・一部の教職員で抱え込むことなく、定期的・組織的な教育相談や、個別や集団によるチャンス相談を積極的かつ継続的に行うことができるような校内体制を確立する。

保護者との連携

- ・生徒の様子で気になることがあれば、保護者や地域住民から学校にすぐに情報が得られるような協力体制を確立する。

相談機関との連携

- ・地域の相談電話等に相談が入る場合もあるので、各相談機関が自殺予告の電話を受けた際の学校への連絡等について、事前に確認しておく。

3 関係法令等

【法令等】

- ・自殺対策基本法（平成18年6月21日）
- ・自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）

【通知等】

第1章 児童生徒

- ・「令和6年の児童生徒の自殺者数（暫定値）の公表を踏まえた児童生徒の自殺予防に係る取組の強化について」（令和7年2月17日付け教生学第1635号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- ・「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和7年7月7日付け教生学第421号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
【参考資料等】
- ・「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」（平成22年3月 文部科学省）
- ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 文部科学省）
- ・「児童生徒の自殺が発生した際の学校等のマニュアル」（平成30年3月 北海道教育委員会）
- ・「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」（平成30年3月 北海道教育委員会）
- ・自殺予防教育ポータルサイト（北海道教育委員会）
(<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/jisatuyobou-portal.html>)

学校行事の中止を求める自殺予告の場合の留意点

- ・学校行事の実施・延期・中止等の決定に当たっては、教育委員会（教育局）と連携を図り、校長が判断することとなる。
- ・判断に当たっては、先入観をもたず、児童生徒の状況の把握はもとより、児童生徒や保護者の意識、判断後の対応、波及性等を考慮する必要がある。

10 家出

夕方、コンビニに買い物に行くと言って家を出た女子生徒Aが、夜中になっても帰って来ないので、心配になった母親が生徒Aの部屋に行くと、机には「探さないでほしい」旨の置き手紙があり、衣類が持ち出されていた。生徒Aの携帯電話に電話しても連絡が取れず、友人に聞いても所在が分からないので、母親は、担任に連絡してきた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・担任は、速やかに管理職に報告する。管理職は関係教職員を招集し、情報収集や以後の対応について確認する。
- ・保護者が警察への行方不明者届（捜索願）の提出を拒んだ場合には、保護者に対して、学校が生徒の生命・身体に危険が及ぶおそれのある事実として警察に情報提供・相談することを伝え、承諾を得た上で、警察と連携して対応する。
- ・生徒Aの学校生活の状況について、関係教職員や友人から情報を収集する。特に、いじめや友人間のトラブルの有無等、事故発生直前の様子について、生活アンケートや個人面談の記録等により詳細を把握する。
- ・生徒Aと交流の深い友人からの情報の把握に努め、携帯電話等で連絡があった場合は、速やかに学校に連絡するよう依頼するとともに、当該生徒のプライバシーに配慮し、事実の無用な口外を避けるよう指導する。

保護者との連携

- ・犯罪に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者に捜索願の提出を勧める。
- ・当該生徒の金品の所持や着替え等の持ち出し、家出時の服装や交友関係等の情報、家出直前の様子、過去に家出歴があれば、その時の状況について確認し、警察に情報提供するよう勧める。
- ・書き置き等がない場合は、当該生徒の机の中やパソコンの記録などを確認するよう依頼する。

関係機関との連携

- ・発達の段階や事件性などを考慮して、警察等へ相談し、情報を共有して捜索を行う。必要に応じて、立ち寄りが予想される施設等の管理者にも情報提供し協力を依頼する。
- ・捜索は可能な限り複数で行い、状況を定期的に管理職に報告する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・収集した情報を関係機関や報道機関等の外部に提供する場合は、保護者の意向を踏まえ、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- ・家出の原因や背景は複雑であり、特定しづらい場合があることから、家出したことを一時的に責めるのではなく、家出はいけないということはしっかりと指導しつつ、生徒の置かれていた心理的な状況などについても理解に努め、保護者と連携し、当該生徒の心のケアに当たり立ち直りを支援する。
- ・他の生徒が家出に関わっていたり、性的被害等、犯罪（被害）との関わりがあったりする場合には、警察等の関係機関と連携を図りながら指導する。
- ・家出を繰り返しているような生徒に対しては、スクールカウンセラーや関係機関等の助言を得て指導する。

未然防止策

- ・生徒一人一人の個性を尊重し、日常的に生徒との信頼関係を築くとともに、学習のつまずきが要因と考えられる場合には、学習相談や個別の補習授業などの取組を行う。
- ・日頃から生徒理解を深めるように努め、生徒の悩みや不安を受け止める校内の教育相談体制を整えるとともに、生徒との触れ合いを通して、一人一人の表情や言動の変化など、心のサインの把握に努める。
- ・生徒の集団帰属意識や他人に認められたいという欲求を満たすために、集団宿泊や野外活動などを活用した指導を行う。
- ・保護者に対しては、家庭訪問や懇談会等の機会を利用して、生徒の性格や発達の段階に応じた生徒との関わり方について助言し、学校と家庭が協力して生徒の成長を見守ることができるように努める。

失踪の場合の留意点

- ・家族全員の失踪の場合は、早急に警察に情報提供し捜索を依頼する。
- ・警察と連携して捜索にあたるとともに、必要に応じて、学校生活の状況等を警察に情報提供する。

11 いじめ

A中学校1年生の生徒Bは、同級生から「冷やかしい」や「からかい」、「悪口」など嫌なことを言われていると担任に訴えた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- 生徒からの訴えを聴いた教職員は、速やかに「学校いじめ対策組織」へ報告する。
- 「学校いじめ対策組織」の指揮のもと、役割を分担して迅速に関係生徒から事実を確認し、情報（いつ、どこで、誰が、どのような）を収集し、記録する。
- 「学校いじめ対策組織」は、集めた情報に基づき、事実を正確に把握し、法の定義に沿っていじめか否かを判断するとともに、教職員で情報を共有する。
- いじめとして認知した場合は、「学校いじめ対策組織」が中心となって対応方針を検討し、必要に応じてスクールカウンセラーなど外部専門家や関係機関と連携しながら「対処プラン」を策定する。なお、「対処プラン」については、いじめを受けた生徒だけでなく、いじめた生徒についても、本人が抱える問題をアセスメントした上で作成する。
- いじめがネット上で行われている場合は、その証拠を写真に撮って保存するなど、物的証拠として残しておく。

いじめを受けた生徒・保護者への対応

- 速やかに家庭訪問をするなどして、いじめを受けた生徒の訴えの内容や現状把握している事実等を伝え、今後の対応について理解と協力を得る。また、事実確認の結果や「対処プラン」などについては、適宜、説明する。その際、担任だけでなく管理職を含めた複数の教職員で対応する。

いじめた生徒・保護者への対応

- 速やかに家庭訪問をするなどして、いじめを受けた生徒の訴えの内容や現状把握している事実等を伝え、今後の対応について理解と協力を得る。また、事実確認の結果や「対処プラン」などについては、適宜、説明する。その際、担任だけでなく管理職を含めた複数の教職員で対応する。
- いじめを受けた生徒の立場に立ち、行為の重大性に気付かせ、反省を促すとともに、いじめた生徒の成長支援の観点から、生徒が抱える問題を解決するための具体的な取組を行う。
- 解決に向けた取組について保護者の協力を求める。
- 生徒や保護者がいじめを認めないケースもあることから、事実確認を十分行ってから対応する必要がある。

学級・学年全体への対応

- いじめを受けた生徒のつらさを理解し、観衆となって面白がって見ていた行為がいじめをはやし立てていたことや、傍観していた行為がいじめを許していたことに気付かせる。
- 関係生徒や保護者からの承諾を得て、生徒のプライバシーに配慮しながらいじめの事実を学級・学年の生徒や保護者に伝えて協力を得る。

関係機関との連携

- 専門的なカウンセリングが必要な場合は、スクールカウンセラーなどの外部専門家や教育支援センター、児童相談所などの関係機関との連携を図る。
- 暴力や恐喝など犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点からためらうことなく早期に警察に相談し、連携して対応に当たる。

教育委員会（教育局）への報告

- いじめの概要について、市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- 必要に応じてスクールカウンセラーの緊急派遣を市町村教育委員会（教育局）に依頼する。
- 重大事態と判断した場合、学校は市町村教育委員会（教育局）を通じて、その旨市町村長（知事）に報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- いじめを受けた生徒のきめ細かな観察を継続的に行うとともに、いじめた生徒への継続的な指導と支援を行う。
- 「学校いじめ対策組織」を中心に、外部専門家や関係機関と連携して、いじめの防止等のための取組や校内体制等の点検・見直しを行い、必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」を改善するなど、いじめの未然防止に向けた取組の充実を図る。

他の生徒等への対応

- 教育活動全体を通して、生徒の自己有用感や自己肯定感を高める取組や、いじめを自分のこととして捉え、考え、議論する取組等を行い、生徒のいじめに向かない態度や能力の育成を図る。

教育相談の充実

- スクールカウンセラーを活用するなど全校的な教育相談体制を構築する。

- ・定期的・組織的な教育相談や、日常的な声かけを積極的に行い、教職員との対話の機会を多くする。

保護者の協力

- ・入学時や各年度の開始時に「学校いじめ防止基本方針」を周知するなど共通理解を図り、学校との協力体制を構築する。
- ・保護者が見付けた小さなサインを学校と共有し、いじめの早期発見に努める。

3 関係法令等

【法令等】

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）
- ・北海道いじめの防止等に関する条例（平成26年北海道条例第8号）
- ・北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）

【通知等】

- ・「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応について」（令和3年9月22日付け教生学第571号通知）
- ・「いじめの問題への対応に係る取組の徹底について」（令和4年6月1日付け教生学第214号通知）
- ・「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（令和5年2月8日付け教生学第1168号通知）
- ・「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について」（令和5年10月19日付け教生学第878号通知）
- ・「いじめ防止対策の更なる強化等について」（令和7年1月9日付け教生学第1429号）
- ・「いじめの問題への対応について」（令和7年2月13日付け教生学第1603号通知）
- ・「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて」（令和7年3月10日付け教生学第1757号通知）

【参考資料等】

- ・「いじめ未然防止モデルプログラム【平成28年3月版】及び【平成29年3月版】」（いじめ未然防止モデルプログラム作成委員会）
- ・教員向け資料「いじめ未然防止モデルプログラム～『モデルプログラム』を活用した学校独自の未然防止プログラムの作成に向けて～」（平成28年3月 北海道教育委員会）
- ・指導資料「『いじめアンケート』の適切な実施に向けて」（平成28年4月 北海道教育委員会）
- ・「いじめ対策に係る事例集」（平成30年9月 文部科学省）
- ・教員用リーフレット「いじめの正確な認知に向けて」（令和元年6月 北海道教育委員会）
- ・「いじめに対する理解を促す動画教材」（令和4年6月 文部科学省）
- ・保護者向け資料「警察と連携した『いじめ問題』への対応」（令和5年3月 北海道教育委員会）
- ・「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」（令和5年4月 北海道教育委員会）
- ・「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」（令和6年3月改定 北海道教育委員会）
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂 文部科学省）

いじめに対する教育委員会の支援・援助

北海道いじめ防止基本方針では、「いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な措置を検討する」ことや、「いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、（中略）当該児童等の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる」ことが示されており、教育委員会の主体的な支援・援助を求めている。

12 インターネット上の誹謗中傷

A中学校の生徒Bは、学校内でも多くの生徒が閲覧しているインターネット上の電子掲示板に、自分の悪口が書き込まれているのを発見し、担任に相談した。

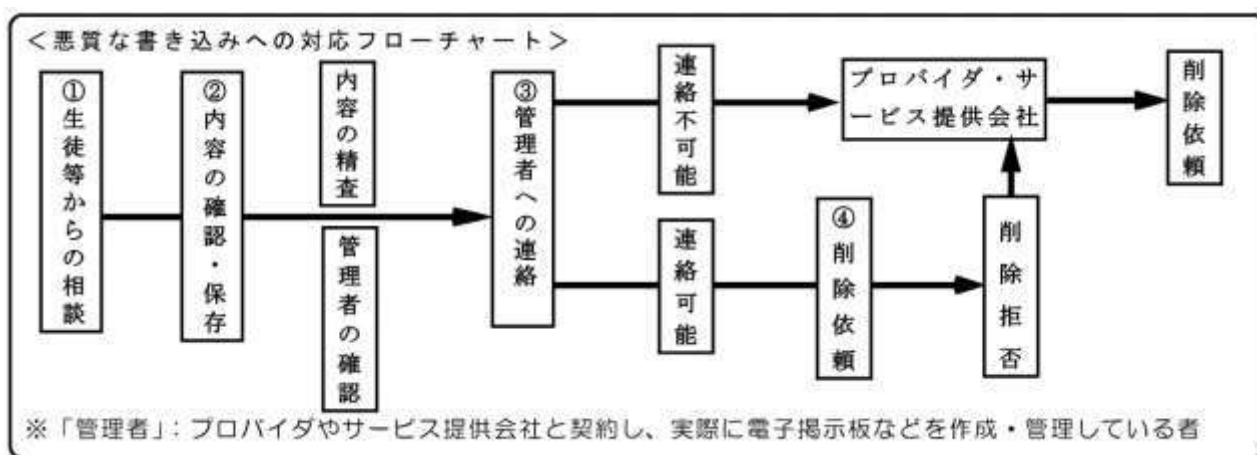
1 発生時の対応のポイント

状況の把握・初期対応

- ・生徒からの相談を受けた教職員は、速やかに「学校いじめ対策組織」へ報告する。
- ・「学校いじめ対策組織」の指揮のもと、役割を分担して迅速に電子掲示板を開いて書き込みの内容やURLを確認する。その際、必ず書き込み内容とログをプリントアウトし、画像（スクリーンショットなど）を保存しておく。
- ・詳細を聞き取る際には、当該生徒の心情を受け止めつつ、必要に応じて心のケアを行うようにする。
- ・「学校いじめ対策組織」は、集めた情報に基づき、事実を正確に把握し、法の定義に沿っていじめか否かを判断するとともに、教職員で情報を共有する。（いじめ対応については、「11 いじめ」を参照）また、書き込みの削除及び全生徒に対する指導の校内体制を確立する。

電子掲示板への対応

- ・当該生徒の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的トラブルを未然防止するため、次の手順で早期に電子掲示板からの削除を依頼する。



2 今後の対応策（未然防止）のポイント

全校生徒への指導

- ・電子掲示板への書き込みは、被害生徒と同じ学校の生徒によることが多いことから、インターネット上の電子掲示板の利用に関するマナーの向上が図られるよう、全校生徒への指導を行う。
- ・電子掲示板への誹謗中傷を発見し、困った時は、直ちに保護者や教職員に相談するよう指導する。
- ・電子掲示板に他人を誹謗中傷する書き込みをする行為は、書き込まれた者が精神的なショックを受けることはもとより、その内容によっては、名誉毀損や侮辱罪といった犯罪になることを指導する。

保護者に対する啓発

- ・保護者に対し、次の内容について学校だよりや懇談会等を利用して啓発する。
 - インターネットについての知識を得たり、その危険性を理解したりする。
 - 子どものインターネットの利用状況を把握するとともに、パソコンや携帯電話、スマートフォン等によるインターネットを利用する際の家庭内のルールをつくるよう啓発する。
 - パソコンや携帯電話、スマートフォン等のフィルタリングを設定し、違法・有害サイトへ接続できないようにする。

3 関係法令等

【通知等】

- ・「SNS利用に起因する児童生徒の犯罪被害防止に向けた取り組みについて」（令和元年12月9日付け教生学第760号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- ・「少年の非行及び犯罪被害防止に関する情報の周知について」（令和2年5月22日付け教生学第93号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- ・「学校における携帯電話の取扱い等について」（令和2年8月11日付け教生学第342号 学校教育局長通知）
- ・「子供の性被害防止にかかる啓発リーフレット『ネットには危険がいっぱい！』について」（令和6年1月22日付け教生学第1291号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）

【参考資料等】

- ・「ネットトラブル対応マニュアル」（平成30年4月 北海道教育委員会）
- ・「インターネットトラブル事例集」（2024年度版）（総務省）
- ・「ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト」（北海道教育委員会）
- ・「STOP SNS Trouble ポータルサイト」（北海道教育委員会）

管理者が削除依頼に応じない場合

電子掲示板の管理者に、悪質な書き込みなどの削除依頼をしても一向に削除がなされない場合は、プロバイダ責任制限法に基づき、電子掲示板を運営しているプロバイダに削除依頼することができる。

- ①電子掲示板サイトの端にプロバイダのリンクが張られている場合が多いので、そこからプロバイダのWebページにアクセスして問い合わせる。
 - ②プロバイダには、対象の具体的なURLや削除を依頼する書き込み内容を伝える。
 - ③「違法・有害情報相談センター」に管理者が削除依頼に応じない場合の対応を相談する。
- ※トラブルが発生した場合は、警察に相談する。

13 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による性被害

SNSで知り合った男と一度性交渉をもった女子生徒Aは、その後、相手の男からの再三にわたる誘いを断っていたが、最近になり金品の強要や、脅迫めいたメールが届くようになった。不安になった生徒Aは、養護教諭に相談した。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- 養護教諭は、当該生徒から経緯等の詳細を聴き取るとともに、速やかに管理職に報告する。管理職は、関係教職員を招集し、把握した情報を共有して以後の対応について確認する。

保護者への対応

- 家庭訪問を行うなどして、道教委等の資料を活用し、保護者にSNSの危険性について十分な認識をもたせるとともに、インターネット等の使用に係る家庭内のルールづくり、スマートフォンやタブレット端末等にフィルタリングを設定することなどを勧める。
- 被害を拡大させないためにも、警察への相談、被害届の提出及び性暴力被害者支援センター北海道SACRACH「さくらこ」の利用を勧める。

関係機関との連携

- 保護者が被害届を提出した場合は、保護者の承諾を得た上で、学校が把握した情報を的確に警察に伝える。
- 当該生徒の心と体のケアに向けて、医療機関等とも連携を図る。また、場合によっては、サポートチーム等を編成して、保護者と連携しながら支援に当たる。

教育委員会（教育局）への報告

- 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- 管理職は、当該生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、教育委員会（教育局）と内容について十分相談するなど連携して対応する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- 保護者の協力を得て、当該生徒に軽率な行動を慎むことなどの基本的な生活習慣の見直しを図るための支援を行う。
- 担任のみならず、養護教諭や関係機関等とも連携を図り、個人面談を継続するなど、当該生徒を継続的に見守る体制を整備する。

未然防止策

- 全校生徒に対しては、インターネット等を利用する際の危険性について指導する。特に、SNS等に住所、氏名、電話番号、メールアドレス等を書き込んだり、安易に教えたりしないよう留意させる。
- 保護者に対する啓発にも努める。特に、スマートフォンやタブレット端末等のフィルタリングの設定については、あらゆる機会を利用して保護者の理解と協力を得る。
- 「生命（いのち）の安全教育」を実施するとともにインターネット等の使用に係る家庭内のルールづくりの必要性を啓発する。

3 関係法令等

【法令等】

- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

【通知等】

- 「子供や若者を性暴力の当事者にしないための『生命（いのち）の安全教育』の教材等について」（令和3年5月7日付け教生学第94号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- 『生命（いのち）の安全教育推進事業』の取り組みに関する実践事例集について」（令和5年7月14日付け教生学第421号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの策定について」（令和5年8月7日付け教生学第515号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- 「児童生徒の性的な画像に係る事案の対応について」（令和6年12月18日付け教生学第1368号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）

【参考資料等】

- 「ネットトラブル対応マニュアル」（平成30年4月北海道教育委員会）
- 「インターネットトラブル事例集」（2024年度版）（総務省）
- 「SACRACH さくらこ Web ページ」（性暴力被害者支援センター北海道）
- 「『生命（いのち）の安全教育』 Web ページ」（北海道教育委員会）
- 「ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト」（北海道教育委員会）
- 「STOP SNS Trouble ポータルサイト」（北海道教育委員会）

14 万引き

児童Aが大型量販店の書籍コーナーで5冊の本を万引きしたところ、店員に見つかり、警察に通報・補導された。警察から、保護者と連絡がとれないということで、学校に連絡があった。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・連絡を受けた教職員は、速やかに管理職に報告し、名簿で当該児童を確認するとともに、店名、万引きした物品、保護者との連絡状況を確認する。
- ・管理職は、警察と連携を図り、状況の詳細な把握に努める。
- ・管理職は、関係教職員を招集し、情報収集や今後の対応について確認する。
- ・当該児童に対し、犯行に至った背景を確認する。（第三者の介入等も含めて確認する。）

保護者への対応

- ・保護者に連絡をとり、状況を説明するとともに、必要に応じて保護者と共に警察に向かう。
- ・保護者が店に謝罪していない場合には謝罪するよう助言する。

関係機関との連携

- ・警察との連携は、状況に応じて、管理職の指示の下、生徒指導担当教員等が中心になって行う。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等へは、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- ・万引きは犯罪であることを当該児童に自覚させる。
- ・保護者が万引きを重大な事件として捉えていない場合は、保護者・当該児童共に犯罪を犯したということの重大性を認識させるとともに、再犯防止のため、保護者が当該児童に反省を促すよう助言する。
- ・行為に至った背景等については、共感的に傾聴するとともに、店への謝罪の方法等について共に考える態度を示す。
- ・担任は、声かけなどにより児童の心のケアを図る。必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門家との連携を図る。

未然防止策

- ・事故の記録をもとに、原因や問題点を明らかにし、今後の指導について全教職員の共通理解を図る。
- ・万引きは心が不安定な時に起こることが多いため、児童の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整えるとともに、日頃から児童との触れ合いを通して、一人一人の表情や言動の変化など、心のサインの把握に努める。
- ・教育活動全体を通して、善悪の判断などを身に付けさせる指導を行う。
- ・児童の規範意識を醸成するため、保護者に対して、学校がより等を活用した啓発を行うとともに、家庭訪問や懇談会等の機会を利用して、発達の段階に応じた児童とのかかわり方についての情報を提供し、学校と家庭が連携協力して指導するように努める。
- ・保護者や店主等を含めた地域ぐるみの組織で、日常的な情報交換や商店街等の巡回指導を行うなど、学校と地域社会が一体となって未然防止に取り組む。

3 関係法令等

【法令等】

- ・刑法第235条（窃盗）

【参考資料等】

- ・生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）
- ・「子どもの健全育成サポートシステム」の適正な運用について（令和5年5月19日付け教生学第166号 生徒指導・学校安全課長通知）

集団での万引き事故の場合の留意点

- ・万引きに関与した児童生徒全員から個別に事情を聴き取るとともに、当事者全員の保護者との話し合いの場をもつようにする。
- ・隣接する学校の児童生徒による万引きに自校の児童生徒が関わっていることがあることから、他校での事故が発覚した際には、学校間の連携を密にして情報を収集する。

15 校内での盗難

A中学校で、1年生の生徒Bが、教室に置いていた私物を盗まれたと訴えてきた。状況から判断して盗んだのは自校生徒の可能性が極めて高いと思われる。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- 生徒からの訴えを聞いた教職員は、速やかに「学校いじめ対策組織」へ報告する。
- 「学校いじめ対策組織」の指揮のもと、生徒Bの心情を受け止めつつ、盗まれた物や、気付いたときの状況等について事実確認を行うとともに、可能な限り、他の生徒などから情報を収集する。また、集めた情報は一元的に集約する。
- 「学校いじめ対策組織」は、集めた情報に基づき、事実を正確に把握し、法の定義に沿っていじめか否かを判断するとともに、教職員で情報を共有する。（いじめ対応については、「11 いじめ」を参照）

指導方針の決定

- 被害状況、事態の推移、保護者の意向等から警察と連携する。
- 盗んだ生徒を特定しようとする場合は、学校が教育の場であることを踏まえ、当該生徒の指導内容等について、教職員間で共通理解を図る。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

盗んだと考えられる生徒への事情聴取

- 状況に応じて、盗んだと考えられる生徒の保護者に説明し、同意を得た上で、生徒の人権やプライバシーに配慮しながら、慎重に事情を聴き取る。その際、心理的な圧迫感を与えないよう配慮するとともに、生徒を一人きりにしないよう留意する。

盗んだ生徒を特定した場合の指導

- 行為に至った背景等について共感的に聴き取るとともに、盗んだ生徒に行為の重大性を認識させ、被害生徒への謝罪等について、共に考えながら指導する。

被害生徒への指導

- 共感的にかかわるとともに、再発防止に向けて学校が真剣に取り組むことを伝える。
- 盗難の事実確認の段階で、被害生徒の私物の管理に不十分な点があれば、折を見て指導する。

学級又は学年全体の生徒への指導

- 被害の状況等により、学級又は学年全体に指導を行う。その際、生徒相互に不信感が生まれ、憶測により事実が歪曲されたりすることのないように注意する。

保護者への対応

〔被害生徒の保護者〕

- 学校の管理下で起こったことへの謝罪をするとともに、学校が把握した事実とこれまでの指導状況や今後の指導方針を説明し、学校の指導に対する理解を求めらる。

〔盗んだ生徒の保護者〕

- 事実を伝え、謝罪等、今後の対応について協議する。また、生徒の抱えている問題や保護者の悩みなどを丁寧に聞き取り、協働して解決していかうとする姿勢を示す。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策の検討

- 学級指導を通じて全生徒に対し、盗難は犯罪であり、絶対に許されないこととして、盗難事件に対する学校側の断固とした姿勢を示す。
- 不必要な金品等を学校に持ち込まないよう生徒に指導するとともに、貴重品の自己管理を徹底させ、場合によっては授業中や部活動中に貴重品を担任等が預かるなど予防策を講じる。

保護者との連携

- 学級通信や学年通信、学級懇話会等で情報を提供し、学校の実態や指導方針について理解を得る。
- 保護者に生徒の持ち物への関心をもつよう呼びかけるとともに、不必要な金品等を学校に持ち込ませないよう依頼する。

3 関係法令等

〔法令等〕

- 刑法第235条（窃盗）、第254条（遺失物等横領）

〔通知等〕

- 生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）
- 「子どもの健全育成サポートシステム」の適正な運用について（令和5年5月19日付け教生学第166号 生徒指導・学校安全課長通知）

Q 盗難事件において、教師が特定の児童生徒から事情聴取をすることはできるか。

A 原則的には可能である。

〔判例〕

盗難事件に関する事情聴取について、「教師はかかる教育目的の達成と秩序維持のために、容疑者ないし関係者としての生徒につきその取調べをなすことができるものと解さなければならない。」（福岡地裁飯塚支部昭和34年10月9日判決）とあり、事実関係について特定の児童生徒から事情聴取をすることは可能である。

16 児童生徒の心の健康問題

A小学校6年生の児童Bは、最近ちょっとしたことでもかっとなったり、急に暗い表情を浮かべたりするなど感情の起伏が激しくなるとともに、頭痛や腹痛を訴えることが多くなった。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・担任や養護教諭は、児童Bの身体症状や気分の変化、行動面などの心身の健康観察を継続して行う。
- ・養護教諭は、保健室で得られる情報（保健調査、保健室利用状況等）を整理するとともに、児童Bへの健康相談を通して、器質性疾患の有無や心理的な要因・背景を見極めるとともに、学校医やスクールカウンセラーと連携しながら医療機関等への照会を行うなどして、対応を検討する。
- ・担任は、関係教職員や友人から、児童の学習状況や家庭環境、友人関係などの情報収集を行う。
- ・情報収集に当たっては、児童の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめなどの問題行動が生じないように、他の児童に対する指導を行う。
- ・管理職は、担任や養護教諭からの報告を受け、全教職員で情報を共有し、共通理解を図るとともに、児童への支援に向けた校内体制を確立する。

保護者への対応

- ・児童の支援の在り方についての共通理解を図る。
- ・家庭における児童の様子を注意深く見守ってもらい、情報交換を行う。
- ・児童の心の健康問題で悩んでいる保護者の気持ちを受け入れるなど、保護者に対する支援を行う。

関係機関との連携

- ・保護者や学校医、スクールカウンセラー等との連携の下、児童の抱える問題を見極め、医療機関等への受診を促す。
- ・受診後は保護者の了解の下、医療機関と連携を図りながら、児童への相談・支援を継続する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・全ての教職員が児童の心身の発達や疾病等に関する理解を深めるとともに、心の健康に関するチェックリスト等の活用や、日常の健康観察の徹底を図り、心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患など、児童の心の健康問題の早期発見・早期対応に努める。
- ・日頃から、児童との信頼関係を確立し、相談しやすい体制づくりに努める。
- ・保健教育や個別の保健指導において、心の健康と不安、悩みへの適切な対応の仕方などについて指導するなど、児童への予防教育を行う。
- ・家庭に対して、児童の心身の健康状態を的確に把握するよう依頼するとともに、保健だより等を通して、心の健康に関する正しい知識や対応方法を周知する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第8条（健康相談）、第9条（保健指導）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

【参考資料等】

- ・「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き」（令和4年3月 公益財団法人日本学校保健会）
- ・「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援—養護教諭の役割を中心として—」（平成29年3月 文部科学省）
- ・「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」（平成21年3月 文部科学省）
- ・「災害時における学校再開のためのハンドブック」（令和6年3月 北海道教育委員会）
- ・「学校における子供の心のケア—サインを見逃さないために—」（平成26年3月 文部科学省）

「ストレスサインかもしれない」
～いつもと違う子どもの言動に気を配りましょう～

【行動の変化】

- 学校に行きたがらない。
- 学習への意欲が乏しくなる。
- ゲームや習い事など、好きなことでもやりたがらない。
- ささいなことで物を壊したり、人に攻撃的になったりする。
- 何度も手を洗ったり、少しの汚れで着替えたりする。
- ささいな物音に驚く。 など

【からだの反応】

- 食欲がない、あるいは過食になる。
- 体の痛みやかゆみを訴える。
- 眠れない。
- 以前には見られなかったチックが出たり、チックが激しくなる。 など

【表情や会話】

- ぼんやりしている。
- ささいなことで泣く。
- 喜怒哀楽が激しい、あるいは無表情になる。
- 元気がない。 など

（「子供の心のケアのために（保護者用）」より）

17 児童虐待

A小学校4年生の児童Bは、健康診断の際に背中に多数の傷があることがわかり、家庭での児童虐待が疑われた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・養護教諭は、児童Bから傷の理由を聞くとともに、速やかに管理職に報告し、管理職は関係職員を招集し、情報を整理して以後の対応について確認する。
- ・児童に傷の理由を聞く際には、誘導にならないよう「その傷はどうしたの」と聞く程度にとどめ、児童の話すことを先取りすること、児童の発言を言いかえることは避ける。児童からの聴取は最低限度でよく、児童からの聴取結果により事実関係を特定できなくても、虐待が疑われる事案は速やかに通告する。

通告の際の留意事項

- ・次の①～④のいずれかに該当する場合には、速やかに児童相談所に通告する。
 - ①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる場合
 - ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
 - ③性的虐待が疑われる場合
 - ④子どもが帰りたいと言った場合（子ども自身が保護・救済を求めている場合）
- ・児童相談所への通告に加え、次の①～④のいずれかに該当する場合には、速やかに警察にも通報する。
 - ①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる場合
 - ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
 - ③性的虐待が疑われる場合
 - ④子どもの生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合
- ・児童相談所への通告及び警察への通報に該当しない場合であっても、何らかの虐待が疑われれば市町村（虐待対応担当課）に通告する。
- ・通告に関わる様々なことについては、後日の資料となるように記録する。（傷がある場合は、症状や大きさが分かるように写真撮影する。児童の発言は、要約せずにそのまま書き残す。児童が自ら詳細を話したいという場合は、当該児童の了承を得て録音するなど。）
- ・児童虐待防止法の趣旨に基づく通告であれば、それが結果として誤りであったとしても、刑事上、民事上の責任を問われるようなことは基本的には想定されないことから、虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して通告をためらってはならず、子どもの安全を最優先として早期対応をする。

児童虐待が疑われる保護者への対応

- ・保護者から虐待を認知するに至った経緯や通告元を教えるよう求められた場合は、回答は空え、児童相談所や市町村と連携して対応する。
- ・保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、速やかに教育委員会、市町村、児童相談所、警察等の関係機関と情報共有し、連携して対応する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、児童虐待の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・児童のプライバシーを守るため、学校や児童が特定されることのないよう照会のあった報道機関に協力を依頼する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

早期発見の体制構築

- ・日常から、児童と好ましい人間関係を構築し、児童がいつでも相談できる雰囲気醸成する。
- ・早期発見の観点から、児童相談所への通告や関係機関への連絡・相談を円滑に行うよう、日頃から連携を十分に図る
- ・市町村や児童相談所の役割や児童虐待の取扱いの実態などについて、要保護児童対策地或協議会等、様々な機会を通して、通告等の趣旨の理解を図る。

保護者に対する啓発

- ・保護者に対し、学校だよりや懇談会等を通して、子育ての悩み相談等の情報を提供するとともに、児童虐待の防止や児童虐待が疑われる場合の関係機関への通告の必要性について啓発する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・児童福祉法

第1章 児童生徒

- ・児童虐待の防止等に関する法律

【通知等】

- ・「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携強化について」
(平成31年3月6日付け教生学第955号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)
- ・「『児童虐待防止対策の抜本的強化について』等を踏まえた対応について」
(平成31年3月22日付け教生学第1005号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)
- ・「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」
(令和元年7月25日付け教生学第417号 生徒指導・学校安全課長通知)
- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の改訂について
(令和2年7月1日付け教生学202号 生徒指導・学校安全課長通知)

【参考資料等】

- ・「生徒指導提要」(文部科学省：令和4年12月)

18 児童生徒の性的な画像に係る事案の対応

A高校で、女子生徒Bから「同級生の男子生徒Cに頼まれて自分の裸の画像をスマートフォンで送信してしまった。」との相談を受けた。それと同時に、学校内で「女子生徒Bの裸の画像が出回っている。」という噂が流れた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- 生徒から相談を受けた教職員は、速やかに「学校いじめ対策組織」へ報告する。
- 「学校いじめ対策組織」の指揮のもと、役割を分担して生徒Bから経緯を聞き取る。その際、生徒Bの意向を尊重して対応する姿勢を示すことで相談しやすい環境を整える。
- 生徒の噂などで認知した場合は、初期段階での聴取対象を、事情をよく知っている者に限定するなど、情報の流出に注意・留意して対応する。
- 「学校いじめ対策組織」は、収集した情報に基づき、事実を正確に把握し、法の定義に沿っていじめか否かを判断するとともに、教職員で情報を共有する。(いじめ対応については、「11 いじめ」を参照)

管理職の対応

- 噂の流布など被害生徒の二次被害を防止するため、「学校いじめ対策組織」を中心とした体制を整えて情報管理を徹底する。
- 関係教職員を招集し、把握している情報を共有するなどして組織的に対応する。
- 事故速報基準に該当する事案は、速やかに市町村教委・教育局へ報告を行い、必要な指導・助言を得る。
- 他校の生徒が関係していることが判明した場合には、速やかに学校間で情報共有し、連携して対応する。

保護者への対応

- 早期の段階で被害生徒の保護者に連絡し、学校が把握している事実や今後の対応方針を伝え、保護者の意見・要望を聴取する。
- 画像の流出などの被害拡大を防ぐため、警察に相談・通報することに理解を求める。
- 被害生徒の保護者が、警察への相談・通報について、判断に迷ったり、難色を示している場合には、関係生徒のスマートフォンの確認方法や性的画像の取扱い等について、警察と連携して対応する必要があることを伝え、警察への相談・通報に理解を得よう努める。

警察との連携

- 警察への相談・通報に当たっては、緊急時を除いて、学校を管轄する警察署の少年事件担当課（生活安全課等）に連絡し、私服警察官の臨場を要請するなど、生徒等を動揺させないようにする。
- 画像を所持している生徒が判明した場合には、速やかに聴取を行う必要があるが、警察の捜査が先行する場合もあることから、聴取に当たっては、警察と連携を図り、その実施方法を打ち合わせるなどして、慎重に行う。
- 画像を所持している可能性がある生徒が複数いる場合には、一斉に聴取を行うなど画像の拡散や隠匿を防止するための対策を講じる必要があるが、実施方法等については、警察と連携を図る。
- 警察が捜査・調査中であっても、学校は、生徒に必要な指導・支援を行う必要があることから、警察とその進め方について協議するなど、双方の対応に支障が生じないように連携する。

性的画像の取扱い

- 学校が生徒の所有するスマートフォン等を確認する際には、当該生徒又は保護者の承諾を得た上で、当該生徒又は保護者の面前で行うものとする。
- 生徒の性的画像については、児童ポルノに該当し得るもので、法令により、性的目的での所持や他者への提供、製造が禁じられていることから、その取扱いについては、速やかに警察へ相談・通報し、適切な援助を求める。
- 学校の判断で削除することなく、警察から画像等を保全しておく必要がないことが確認できた場合や、被害生徒の保護者が学校による削除を求めた場合など、画像等を保全しておく必要がなくなった場合には、速やかに削除するよう指導する。
- その他、対応に迷うことがある際は、教育委員会の助言・指導を受け、必要に応じて警察に相談する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

情報モラル教育の充実

- ネットワーク上のルールや法律の内容を理解させ、違法な行為のもたらす問題について考えさせる。
- 一度公開した情報は、複製されるなどして完全に削除することが困難であることなど、インターネットに潜む危険性について理解させ、個人情報等を安易に書き込んだり、教えたりしないよう指導する。

フィルタリングの促進

- 生徒が使用する通信機器等にはフィルタリングの設定をすることや、安易に解除しないことについて、あらゆる機会を通じて保護者に対し、理解と協力を求める。

家庭でのルールづくりの促進

- 保護者に対し、家庭で話し合いながらインターネットの利用に関するルールづくりを行い、生徒の利用状況や発達の段階に応じて、ルールの見直しを行うよう働き掛ける。

3 関係法令等

【法令等】

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第6条（保護者の責務）、第9条（インターネットの適切な利用に関する教育の推進等）
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条各号（児童ポルノ所持、提供等）

【通知等】

- 「児童生徒の性的な画像に係る事案の対応について」（令和6年12月18日付け教生学第1368号 生徒指導・学校安全課長通知）

【参考資料等】

- 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導手引書」（文部科学省）
- 「STOP SNS Trouble ポータルサイト」（北海道教育委員会）

Ⅱ 危機発生時の対応

(第2章 管理上の事故等)

1 不審者の侵入

A小学校に、2時間目終了直前、卒業生を名乗る男が来校し、対応した教職員に対して、大声をあげながらいきなり殴りかかってきた。

1 発生時の対応ポイント

不審者への対応

- 複数の教職員で、手近にある物（机、椅子、消火器、さすまた、傘、長いものさし等）を活用して防御するとともに、不審者の動きや移動を阻止する。また、全教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
- 教職員は分担し、不審者の移動阻止のための防犯用具等を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないようにしながら、できる限り別室に隔離する。別室に隔離する場合は、不審者に対応する教職員の安全を最優先する。

児童の安全確保

- 教職員は、管理職の指示に基づき、絶えず不審者の居場所や言動等を把握しながら、不審者に知られないように事前に決めておいた暗号による緊急放送等で児童を避難させる。教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童を教室等で待機させる。
- 学級担任等は、逃げ遅れた児童や負傷者の有無などを確認するとともに、逃げ遅れた児童や負傷者がいた場合は、安全を確保しながら避難させたり、負傷の状況に応じて応急手当を行ったりする。

関係機関との連携

- 直ちに警察へ通報する。また、負傷者等の状況に応じて、救急車を要請するとともに、警察に続報を入れる。

教育委員会（教育局）への報告

- 警察等の関係機関への通報と同時に教育委員会（教育局）に緊急連絡し支援を要請する。
- 不審者の身柄が警察に確保され、児童の安全が確認された段階で、事件の経過、児童の状況、負傷者の有無などの情報を可能な限り収集し、速やかに教育委員会（教育局）に報告する。

保護者への対応

- 保護者への連絡が可能になった段階で、できるだけ速やかに事故の発生について連絡や説明を行う。
- 不審者の身柄が警察に確保され、児童の安全が確認された段階で、保護者に引き渡す。
- 保護者に連絡がつかない場合は、児童が一人で下校することのないよう配慮する。

報道への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事後の対応

- 情報を収集して、事故の概要等を把握・整理した上で、保護者説明会等を実施し、事故の概要等について説明する。
- 関係機関やスクールカウンセラーと連携し、児童や教職員の様子を把握し、心のケアに努める。
- 対応の手順や方法、連携の在り方などを検証する。

危機管理体制の確立

- 危機管理マニュアル等に、不審者侵入に係る防犯対策や不審者侵入防止の3段階のチェック体制を記載する。
- 不審者侵入事故を想定し、さすまた等を用いた防御の仕方や不審者の移動阻止、不審者確保後の逃げ遅れた児童の捜索や、家庭への連絡や引き渡し等の対応訓練を実施する。
- 学校安全計画に、児童の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

不審者の侵入防止体制の整備

- 校門、外灯、校舎の出入り口、窓、鍵の状況等について点検し、必要に応じ補修を行う。
- 死角の原因となる障害物の有無、自転車置場や駐車場等からの進入の可能性について点検を行う。
- 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、廊路、入口、受付等を明示したりする。
- 来訪者に名札やリボン等を着用させて、不審者との識別を可能にする。名札やリボン等の着用については、事前に保護者等に周知し、来校時は必ず着用するよう協力を促す。

関係機関等との連携

- 警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する場を設定するとともに、さすまた等を用いた防御や不審者を取り押さえる方法等について、警察の指導を受けられる講習会を実施する。

3 関係法令等

【法令等】

- 刑法第130条（建造物侵入）
- 学校保健安全法第29条の2（危険等発生時対処要領の作成等）

第2章 管理上の事故等

【通知等】

- ・「危機管理マニュアルの点検結果について」（令和5年8月1日付け教生学第504号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- ・「不審者侵入の防止にかかる対策について」（令和6年6月6日付け教生学第284号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）

【参考資料等】

- ・「学校における防犯教室等実践事例集」（平成18年3月 文部科学省）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
- ・『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（平成31年3月 文部科学省）
- ・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和3年2月 文部科学省）

登下校時における事故（連れ去り等）の場合の留意点

- ・児童生徒の生命にかかわるため、学校独自に判断せず、警察との連携により慎重に対応する。
- ・日頃から、「声掛け事案」の対処法等について児童生徒や保護者等に啓発する。
- ・スクールガード等の協力を得るなど、登下校時における児童生徒の安全確保に努める。
- ・学校の危機管理マニュアルを地域住民に周知するなど、協力体制を整備する。

2 外部の者による物品の盗難

A中学校で、午前7時頃、テニス部の生徒Bが練習のため、校舎内の部室に向かい、鍵を開けて入室すると、部室の窓ガラスが割られ、そこに置いてあった生徒の私物である数本のテニスラケットが紛失していた。生徒Bは、すぐにテニス部の顧問に連絡した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- 連絡を受けた教職員は速やかに現場へ行き、「立ち入り禁止」の掲示をするなど、現場保存の措置を行う。
- 器物損壊や盗難の状況を可能な範囲で把握し、管理職に速やかに報告する。
- 管理職は、全教職員に事実を伝えるとともに、その他の被害状況を把握するよう指示する。
- 今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。
- 各学級又は全校集会等において、全生徒に不審者による物品の盗難があった事実を説明し、他の生徒に被害がないか、物品の盗難の現場を目撃していないかなどを確認する。

関係機関との連携

- 管理職は状況を把握し、警察へ速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

保護者への対応

- 担任や部活動顧問は、被害を受けた生徒の保護者に連絡し、事故の概要や学校の取った措置を説明し、理解を求める。
- 必要に応じて、担任や部活動顧問と共に管理職が各家庭を訪問する。
- 状況によっては、保護者への説明文書の配布や緊急PTA集会を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策の検討

- 学年集会・全校集会等で事故の概要を伝え、部室の使い方などについて再確認するとともに、再発防止に向けた学校の対応について説明する。
- 担任や部活動顧問は生徒に対し、不要な私物を持ち帰ることや貴重品の自己管理等について指導をする。
- 管理職は、管轄の交番、駐在所及び警察署に対し、夜間における警戒強化について要請する。

未然防止策

- 各室の管理責任者は、退勤時に施錠を確認するとともに、最後に退勤する者は、校舎の施錠を確認する。
- 夜間の警備を警備会社に業務委託している場合は、機材警備のセットを確実にを行う。
- 備品等の保管場所や保管方法に十分配慮する。
- 地域の防犯協会などの関係機関やスクールガード等に、学校周辺の見回りを定期的に実施するよう要請する。
- 近隣の学校（他校種を含む）や市町村教育委員会（教育局）、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。
- 自然災害が発生した際には、被災地を狙った窃盗犯罪の多発が考えられることから、警察と連携し、犯罪の発生状況について把握するとともに、地域の自主的な防犯活動への協力を検討する。

その他

- 各室の管理責任者は、室内の物品の種類や個数について、日常的・定期的に確認し、把握するとともに、室内の整理整頓に努める。

3 関係法令等

【法令等】

- 刑法第130条（建造物侵入）、第235条（窃盗）
- 毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）
- 毒物及び劇物取締法第17条（事故の際の措置）

【参考資料等】

- 「理科版危機管理ハンドブック」（令和6年4月 北海道立教育研究所）
- 「理科薬品等の取扱いに関する手引（四訂版）」（令和6年10月 北海道教育委員会）

薬品の紛失・盗難の場合の留意点

- 紛失した薬品が学校給食や水道水等に混入されるなど、生命にかかわるような事故になりかねないことを考え、速やかに対応することが必要となる。
- 日ごろから、理科薬品等の管理責任者は、薬品受払簿等により薬品の使用状況を正確に把握するとともに、薬品棚・準備室等の施錠の徹底に努める必要がある。

3 外部の者による器物損壊

A中学校において、1時間目の前の教室移動の際に、1階の特別教室に行った生徒から、教室の窓ガラスが多数割れているとの連絡があった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- 連絡を受けた教職員は速やかに現場へ行き、「立ち入り禁止」の掲示をするなど、現場保存の措置を行う。
- 器物損壊の状況を可能な範囲で把握し、管理職に速やかに報告する。
- 管理職は、全教職員に事実を伝えるとともに、その他の被害状況を把握するよう指示する。
- 今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。
- 管理職は、生徒や保護者への説明内容等、今後の対応方針等を検討し、決定する。
- 各学級又は全校集会等において、全生徒に不審者による器物損壊があった事実を説明し、生徒に被害（盗難被害を含む）がないか、器物損壊の現場を目撃していないかなどを確認する。

関係機関との連携

- 管理職は状況を判断し、警察へ速やかに届出するとともに、捜査に協力する。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

保護者への対応

- 状況によっては、保護者への説明文書の配付や緊急PTA集会を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- 日頃から施設の管理状況を確認し、整備に努める。
- 各室の管理責任者は、退勤時に施錠を確認し、最後に退勤する者は、校舎の施錠を確認する。
- 夜間の警備を警備会社に業務委託している場合には、機械警備のセットを確実にを行う。
- 地域の防犯協会やパトロールボランティアなどの関係機関等に、学校周辺の見回りを定期的に実施するよう要請する。
- 校地内に容易に侵入されないよう、許可なく立ち入ることを禁じた看板を設置する。
- 近隣の学校（他校種を含む）や市町村教育委員会（教育局）、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。

3 関係法令等

【法令等】

- 刑法第261条（器物損壊）
- 民法第709条（不法行為による損害賠償）

器物損壊が児童生徒による場合

Q 故意に器物損壊を行った児童生徒の保護者に対し、弁償を求めることができるか。

A 原則的には可能である。

【法令・判例】

- 不法行為によって与えた損害には、当然賠償の責任が発生し、児童生徒に責任能力がない場合は、保護者が賠償責任を負う。（民法第709条、第712条、第714条）
- 児童生徒に責任能力がある場合でも、保護者が監督義務を怠っている場合、保護者に弁償を求めることができると考えられる。（最高裁昭和49年3月22日判決）

4 登下校中における不審者等による緊急事態発生時の対応

A小学校において、見知らぬ男が下校中の児童に声をかけ、連れ去ろうとしていたとの情報を、電話により受けた。

1 発生時の対応ポイント

<学校に不審者情報の第1報があった場合>

- 緊急事態の判断**
- 通報者から可能な限り、何時、どこで、誰が、誰に、どんなことをして、どのような状況になっているのか聞き取る。
 - 緊急性の有無が判断できない場合は、最悪の事態も想定されることを念頭に置き、緊急事態として対応する。
 - ※発生時の通報は、情報が少ないことが多い。判断に迷う場合は緊急事態として動き出すこと。

- 第1報時の対応**
- 複数人で現場に急行する。(児童の安否確認・安全確保が優先)
 - ※当該児童が現場におり、負傷している場合は直ちに119番通報する。
 - 可能な限り管理職を窓口として、警察への110番通報など関係機関への通報と被害児童の保護者対応を行う。(情報の混乱を防止)
 - 続報も含めて、通報者から、詳細な状況の聴き取りを行う。
 - ※通報時間、通報者の身元、連絡先の聴き取りを忘れない。
 - 通報内容、関係機関との連携状況を正確に集約・整理する。

- 他の児童等への対応**
- 在校児童の所在及び人数を確認し、事態が収束するまで学校で保護する。
 - 下校中の児童については、帰宅しているかどうかを家庭に連絡するなどして、早急に安否の確認をする。
 - 所在がつかめない児童については、その児童の友人や立ち寄りそうな場所等に連絡し安否の確認をする。

- 保護者への対応**
- 下校途中の児童の保護者に対して、安否の確認を依頼する。
 - 学校に残っている児童の保護者に連絡し、児童の迎えを依頼する。

- 教育委員会(教育局)への報告**
- 管理職は、教育委員会への第1報と協力や支援を要請する。
 - 管理職は、教育委員会を通して教育局へ速報を送る。

<不審者は確保されていないが、児童の安否が確認できた場合>

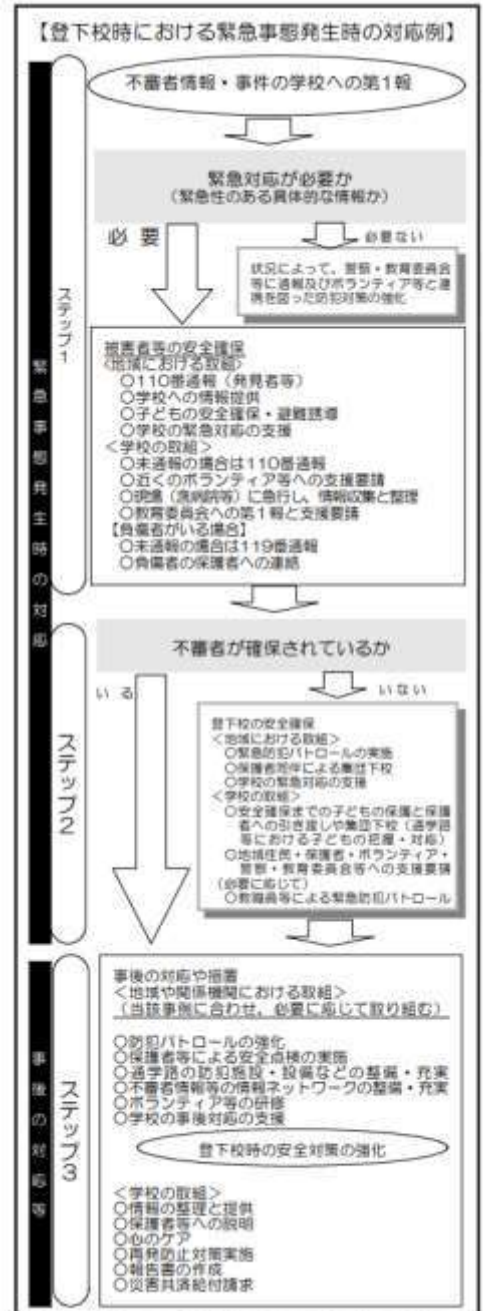
- 二次的被害の防止**
- 緊急連絡網や防災無線等を活用して、保護者や地域住民に正確かつ迅速に情報を発信し注意喚起を図る。
 - 児童生徒の集団下校の体制を組むとともに、保護者や防犯ボランティア等の同伴を依頼する。

- 他の児童への対応**
- 学校に残っている児童は、安全が確認されるまで保護するとともに、迎えに来た保護者へ引き渡す。
 - 所在がつかめない児童は、保護者や警察等の協力を得ながら継続して、安否確認をする。

- 保護者への対応**
- 迎えに来た保護者に児童を確実に引き渡す。
 - 保護者や防犯ボランティア等の同伴による集団下校を行う。

- 関係機関との連携**
- PTAや関係機関等の協力を得て、学校周辺及び校内の巡視を強化する。

- 報道等への対応と事態経過の記録化**
- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
 - 誤報を避けるため、分からないことは「現時点では分からない」と明確に回答し、判明した時点で回答する。
 - 児童生徒の個人情報の取扱いについて十分配慮する。
 - 事件・事故の発生日時、場所、内容、措置・対応を時系列にし、正確に記録する。



※※「学校の危機管理マニュアル」子どもを連れ去るからため(文部科学省)

<児童の安否が確認できない場合>

窓口の一本化

- 関係機関との連携は、管理職を窓口として行う。
- 知り得た情報の不用意な流出の防止を徹底する。
- ※不用意な発言は、児童、保護者及び地域住民に恐怖や不安を伝播させるおそれがある。

関係機関との連携と事態経過の記録化

- 事件又は事故の可能性が高い場合は、教育委員会、警察など関係機関と、今後の措置を協議し、慎重に対応する。
- 通報からの事態経過を時系列にし、正確に記録する。

ステップ1
初期対応
ステップ2
被害拡大の防止

＜緊急事態収束後の対応＞

STEP3 事後の対応等	被害児童等のケア	<ul style="list-style-type: none"> 被害に遭った児童やその保護者に対して養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行う。 教職員が一体となって「保護者等への説明」、「心のケア」などの事後の対応や措置を適切に行う。 情報を整理し教育委員会等への報告書や災害共済給付に関する請求書を作成し、請求する。
	他の児童への対応と再発防止	<ul style="list-style-type: none"> 体調、睡眠、食欲、表情などの健康状態と、心配なことや困っていることなどを家庭訪問や個別の面談で確認する。 心の健康状態を把握できるようなアンケート調査等を実施する。 配慮を要する児童の情報を収集するとともに、必要な対応策を検討する。 心的外傷による影響は長期にわたり現れることもあり、学校医やスクールカウンセラー、専門医等の関係機関との連携も含めた持続的な観察とケアについて必要な対応策を講じていく。 緊急事態の正確な記録等から発生原因や問題点を究明し、登下校時の安全対策の改善・強化を図る。
	保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 事件・事故の重大性などによっては、できるだけ速やかに保護者会を開催し、「事件・事故についての報告」、「児童生徒の心のケアを含めた今後の対応」等について説明する。
	教育委員会（教育局）への報告	<ul style="list-style-type: none"> 管理職は、事件・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
	報道等への対応	<p>※STEP2の「正確な情報の収集・把握・整理」「窓口の一本化」「個人情報の保護」を継続する。</p>

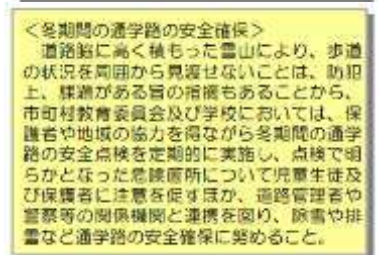
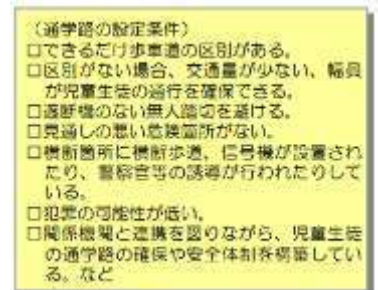
2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

危険予測・回避能力の育成

- 「通学路安全マップ」や「地域安全マップ」の作成などを通して、児童生徒等へ危険箇所や「子ども110番の家」等の緊急の際の避難場所について十分に理解させるとともに、危険予測・回避能力を身に付ける指導を行う。
- 登下校時の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）を指導する。
- 登下校時の緊急の際の対処法の指導と訓練を実施する。
- 学校と警察が連携し、学年や理解度に応じ、危険な事案への対応等について、児童生徒が考えながら参加・体験できる防犯教室を実施する。
- 北海道警察の「ほくとくん防犯メール」を活用し、不審者情報等について教職員全体で情報共有するなど危機管理意識を高める。

推進体制の構築

- 推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、防犯ボランティアを含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。
- 危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルに従い体制整備を行う。
- 保護者に対して、「登下校防犯ポータルサイト」や北海道警察の防犯アプリ「ほくとボリス」の啓発資料を配付するなど活用を促す。



3 関係法令等

【法令等】

- 学校保健安全法第三章（学校安全）

【通知等】

- 「登下校時における児童生徒等の安全確保の充実について」（平成30年8月16日付け教生学第427号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- 「『登下校防犯プラン』に基づく通学路の防犯の観点による緊急合同点検等の推進について」（令和元年5月21日付け教生学第204号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- 「登下校時における児童生徒等の安全確保及び警察との連携による不審者情報等の共有等について」（令和元年6月13日付け教生学第275号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- 「『やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック』の活用について」（令和3年4月12日付け教生学第31号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和3年2月 文部科学省）



5 感染症の発生（結核）

A高校の生徒Bは、10月上旬から咳や痰などのかぜ症状があり、市販薬を服用しながら通学していたが、12月に入り、倦怠感や発熱、体重減少等の症状が続くことから、医療機関を受診したところ、結核と診断された。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- 他の生徒や教職員の中に感染した者がいないか、健康観察等で健康状態を把握する。

保護者への対応

- 保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合には、保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を実施する。
- 病状（感染性）等に応じた対応を行うことになるため、他の生徒等や保護者への情報提供については、関係者間でその範囲や内容の必要性を検討する。

関係機関との連携

- 診断した医師から保健所に届出が出され、保健所が対策を行うことから、学校は対応について保健所と情報を共有する。
- 保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合は、保健所に協力する。
- 学校の設置者（教育委員会）、学校、学校医、保健所等が互いに報告・連絡・相談できる体制を整えておく。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、生徒に結核が発生した場合、又はその疑いがある場合には、市町村教育委員会（教育局）に速やかに報告し、対応策等について、指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。【報告様式】「学校等における感染症及び食中毒の発生並びに出席停止に係る報告について」（平成30年9月13日付け教健体第494号 教育長通知）に定める別添様式1

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- 結核と診断された生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

その他

- 結核と診断された生徒・家族の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめなどの問題行動が生じないよう、指導に努める。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

感染予防

- 全ての生徒に定期健康診断を受診させるとともに、学校医との連携の下、日常の健康観察の徹底や医療機関での受診結果の把握等に努める。
- 保健教育において、結核に関する正しい知識や予防方法などの指導の充実に努め、生徒への予防教育の徹底を図る。
- 家庭に対し、生徒の健康状態を的確に把握するよう依頼するとともに、保健だより等を通して、結核に関する正しい知識や予防方法の周知を図る。
- 地域における発生や流行状況等を把握する。
- 教職員は、自身が発病すると生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診するとともに、結核が疑われる症状があった時には早期に受診をする。

3 関係法令等

【法令等】

- 学校保健安全法第18条（保健所等との連携）、第19条（出席停止）、第20条（臨時休業）
- 学校保健安全法施行令第5条（保健所と連絡すべき場合）、第6条（出席停止の指示）、第7条（出席停止の報告）
- 学校保健安全法施行規則第18条（感染症の種類）、第19条（出席停止の期間の基準）、第20条（出席停止の報告事項）、第21条（感染症の予防に関する細目）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第17条（健康診断）

【通知等】

- 「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成24年4月9日付け教健体第33号 学校教育局健康・体育課長通知）
- 「学校における結核検診について」（平成24年4月23日付け教健体第86号 学校教育局健康・体育課長通知）
- 「学校における結核検診について」（平成30年7月3日付け教健体第287号 学校教育局健康・体育課長通知）
- 「学校における結核検診における高まん延国の変更について」（令和5年1月5日付け教健体第1042号 学校教育局健康・体育課長通知）

【参考資料等】

- 「学校における結核対策マニュアル」（平成24年3月 文部科学省）

第2章 管理上の事故等

- ・「児童生徒等の健康診断マニュアル【平成27年度改訂】」（平成27年8月 公益財団法人 日本学校保健会）
- ・「学校において予防すべき感染症の解説<令和5年度改訂>」（令和6年3月 公益財団法人 日本学校保健会）
- ・啓発教材「かけがえない自分 かけがえない健康【令和2年度版】（中学生用）」（文部科学省）、「健康な生活を送るために【令和2年度版】（高校生用）」（文部科学省）

感染症（麻しん）発生の場合の留意点

- ・学校内における欠席状況を把握し、発生状況の確認に努め、発熱等の症状がある者に、速やかに医師の診断を受けさせる。
- ・学校医等に相談し、臨時休業等を実施するなど、迅速かつ適切に対応する。
- ・麻しんの流行に関する情報を収集し、保護者等に情報提供する。
- ・保健調査等により既往歴、予防接種歴を把握し、未罹患・未接種者に対しては接種勧奨を行う。

6 学校給食による食中毒

A小学校では、授業中や休み時間に、複数の児童が嘔吐や下痢、発熱などの症状を訴え、早退した。その後、症状を訴えた児童の保護者から、「診察した医師によると、食中毒の疑いが考えられる。」との連絡を受けた。

1 発生時の対応ポイント

初期対応

- 管理職は、異常を訴える者、欠席者及び早退者の理由や症状に嘔吐や下痢、発熱、腹痛が共通に見られる状況を2週間前にさかのぼって把握し、(食中毒の集団の疑いがあるときは、)直ちに学校医、教育委員会、保健所に連絡する。(教育委員会は、所轄の教育局へ一報を入れる。)
- 管理職は、域内の他の学校や児童の家族の状況などを把握する。
- 管理職は、学校医や保健所から、地域における感染症の発生状況について情報を得る。
- 管理職は、感染症の疑いも視野に入れ、発症前2週間に食物を扱った実習や行事等について把握する。
- 管理職は、児童の健康状態や対応などについて、時系列に正確に記録する。
- 校長は、学校給食の中止や臨時・出席停止等の措置について保健所等と相談の上、速やかに判断する。
- 管理職は、保健所及び学校医等の指示事項を正確に記録する。
- 管理職は、共同調理場長と連携し、献立表、調理作業工程表、作業動線図、温度記録簿、検収記録簿、配送記録簿、検食記録簿、調理従事者の健康記録簿、日常点検票、保存食記録簿、給食当番(教職員含む)健康観察票、児童の健康観察記録簿、施設・設備等の定期検査記録簿などを準備するとともに、学校給食の保存食の廃棄禁止を栄養教諭等に指示する。

保護者への対応

- 担任等は、入院や欠席等をしている児童に対して、病院や家庭を訪問し、容体を確認するとともに、今後の対応について説明する。
- 担任等は、症状のある児童を速やかに医療機関で受診させ、結果を学校に報告するよう依頼する。
- 校長は、教育委員会や保健所の指示に基づき、食中毒発生(疑いがある)の事実、児童の健康調査、検便などの各種調査の協力を速やかに依頼する。
- 校長は、PTA役員会等を招集し、状況を説明するとともに、今後の対応について協力を依頼する。
- 校長は、全ての保護者を対象とした説明会等を開催して状況を説明するとともに、食中毒の正しい知識や二次感染予防等について文書を配布し、不安解消に努める。

児童への対応

- 養護教諭、栄養教諭等は、全校集会等により、食中毒の正しい知識、手洗いの励行など、健康管理についての指導を行う。
- 担任等は、罹患した児童に対しては、不安解消に努め、心のケアが必要な児童にはカウンセリング等を行うとともに、いじめを受けられないよう配慮する。

関係機関との連携

- 管理職は、学校医、保健所に連絡し、症状のある児童への対処や施設等の消毒方法などについて指示を受け、対応する。
- 校長は、保健所や教育委員会が行う調査に協力する。(立入調査がある場合には、担当責任者を定めて適切に対応する。)

教育委員会(教育局)への報告

- 管理職は、直ちに教育委員会(所轄の教育局)へ事故の状況を電話で報告し、対応策等について指導・助言を受ける。
- 校長は、速やかに「学校(共同調理場)における食中毒発生状況報告」により報告するとともに、適宜中間報告をする。また、食中毒が終焉するまで継続的に行い、終焉したときは、「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」により速やかに報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策(未然防止策)のポイント

再発防止策

- 校長は、共同調理場長と連携し、関係機関の原因究明に協力し、事故原因の改善を図るとともに、関係機関の立入調査及び指導を受けて、改善状況の確認及び検証を行う。
- 調理場においては、栄養教諭等が衛生管理責任者として、施設及び設備の衛生、食品の衛生及び学校給食調理員の衛生の日常管理等に当たり、学校給食衛生管理基準等に基づいた衛生管理が徹底されるよう指導する。

未然防止策

- 校長は、学校保健委員会を活用するなどにより衛生管理委員会を設置し、栄養教諭、保健主事、養護教諭等の教職員、共同調理場長、学校医、学校薬剤師、保護者及び保健所等の専門家及び保護者等が連携した学校給食の衛生管理を徹底するための体制を整備し、細部にわたり情報を交換し共有する。
- 校長は、児童の喫食開始時間の30分前までに検食を実施し、異常があった場合には直ちに給食を停止し、速やかに共同調理場に連絡する。
- 担任等は、児童に対し、手洗いや食品の衛生的な取り扱いなどの習得が身に付くよう衛生指導を行うとともに、給食当番の児童(教職員も含む)の健康状態、身支度、配食前及び用便後の手洗い等について確認し、記録する。

第2章 管理上の事故等

- 管理職は、日常から保健所等からの情報提供を受けるなど、地域における食中毒発生や流行の状況に留意し、早期にその症状の把握に努める。
- 調理従事者が、食中毒や衛生管理に関する知識をもって業務を行うことができるよう、教育委員会等は、研修の機会を確保し、調理従事者の資質の向上を図る。

3 関係法令等

【法令等】

- 食品衛生法第58条、同法施行規則第72条（食中毒の届出）
- 学校保健安全法第13条2項（臨時の健康診断の実施）、第19条（出席停止）、第20条（臨時休業）

【参考通知等】

- 「学校給食衛生管理基準の施行について」（平成21年4月1日付け21文科ス第6010号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- 「第3次改訂版学校給食衛生管理マニュアル」（令和6年3月一部改正 北海道教育委員会）
- 「学校等における感染症及び食中毒の発生並びに出席停止に係る報告について」（平成30年9月13日付け教健体第494号通知）

7 学校給食への異物混入

A中学校において給食時間となり、給食を食へ始めたところ、ある生徒がパンの中に縫い針が入っていたと担任に報告した。

1 発生時の対応ポイント

初期対応

- 担任等は、生徒の負傷の有無を確認し、学級の生徒に対して、給食を食へないように指示するとともに、直ちに管理職に報告する。
- 管理職は、直ちに校内放送等により、生徒・教職員に対して給食を食へないように指示するとともに、他の学級の状況を把握する。
- 管理職は、直ちに教育委員会及び共同調理場に事故の状況を報告するとともに、今後の対応策について協議する。（教育委員会は、所轄の教育局へ一報を入れる。）
- 共同調理場は、受配校に事故の状況を伝え、給食を食へないように指示する。

状況の把握

- 担任等は、生徒の健康状態や対応などについて正確に記録する。
- 管理職は、異物発生時の状況（食器・食缶の場所、配膳の方法、生徒の状況等）を確認するとともに、現物（袋等も）を保存する。
- 管理職は、パンの搬入に携わった者と搬入状況（時刻、場所、個数等）を確認する。
- 管理職は、故意に混入させたことも考えられることから、来校者名簿等によって、来校者を確認する。

保護者への対応

- 校長は、保護者説明会等を設け、異物混入の状況を説明するとともに、対応、予防策等について文書を配布し、不安解消に努める。

生徒への対応

- 校長は、全校集会等により、生徒に事故の状況と対応について説明し、不安解消に努める。

関係機関との連携

- 校長は、事件性がある場合は、警察へ速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。
- 管理職は、保健所（混入した物によっては学校医、学校薬剤師）に連絡し、対応の方法について指示を受け、対応する。
- 校長は、翌日以降の給食の中止や補立変更の対応策について、教育委員会及び共同調理場長と協議する。
- 教育委員会は、校長及び共同調理場長と協議し、学校給食の安全管理体制が整い、食品の安全性が確保された時点で給食用パンの使用の再開を決定する。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、直ちに教育委員会（教育局）へ事故の状況を報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に際し適宜報告する。
- 校長は、事故発生の原因究明後、対応経過、今後の再発防止対策等をまとめ、速やかに「学校給食における事故（食中毒を除く。）発生報告書」を教育委員会（教育局）へ提出する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- 校長は、学校給食の安全管理のための担当者を明確にするとともに、食品の検収を確実に実施し、配膳室等に食品を管理する際の留意事項（保管場所、温度、出入り口の施設等）を徹底するなど、管理体制を整える。
- 担任等は、安全確保のため、生徒への指導を徹底する。（パンはちぎって、一口大にして食べる。牛乳等が容器から漏れていないか確認する等）

3 関係法令等

【法令等】

- 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）、第29条2項、第29条3項
- 学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）、第28条（安全点検）、第29条（日常における環境の安全）

【参考通知等】

- 「学校給食衛生管理基準の実施について」（平成21年4月1日付け 21文科ス第6010号 文部科学省スポーツ・青少年局通知）
- 「第3次改訂版学校給食衛生管理マニュアル」（令和6年3月一部改正 北海道教育委員会）
- 「学校給食における事故防止について」（令和4年6月10日付け教健体第313号 学校教育局健康・体育課長通知）

8 食物アレルギー

A小学校で給食指導中、児童Bが、全身にじん麻疹ができ、腹痛を感じると担任に訴えてきた。担任が様子を見ている間に児童Bはぐったりし、意識がもうろうとしてきた。児童Bは食物アレルギーをもつ児童であり、ショック症状を呈していると思われる。

1 発生時の対応ポイント

初期対応

- 発見者（担任等）は、当該児童から目を離さず、状況を観察するとともに、直ちに他の児童や教員等に養護教諭や他学級の担任等と呼びに行かせる。駆けつけた教員等は直ちに管理職に報告する。
- 管理職は、エビペン、AED及び学校生活管理指導表を持ってくるよう指示する。
- 症状チェックシートなどを活用して緊急性を判断し、必要だと判断したら直ちにエビペンを使用すると同時に、救急車を要請し、担任等を同行させて当該児童を医療機関へ搬送する。

児童への対応

- その場で安静にさせ、立たせたり、歩かせたりしない。
- 足を顔より高く上げた体位、又は嘔吐に備え、体と顔を横向きにする。
- 救急隊が到着するまでの間、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色を確認しながら必要に応じて心肺蘇生とAEDの措置を行う。

他の児童への対応

- 他学級の担任等は、当該学級の児童の給食を一時停止させ、他の教室に移動させるとともに、当該児童の状況を説明し、動揺が広がらないように適切な言葉がけを行う。

保護者への対応

- 管理職等は、当該児童の保護者に症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。
- 管理職は、病院に向かい、保護者に事故の状況を説明する。

関係機関との連携

- 管理職等は、学校医及び主治医に連絡し、必要な指示を受け、対応する。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、直ちに教育委員会（教育局）へ事故の状況を電話で報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- 校長は、事故発生の原因究明後、対応経過、今後の再発防止対策等をまとめ、速やかに「学校給食における事故（食中毒を除く。）発生報告書」を教育委員会（教育局）へ提出する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- アレルギー対応委員会を開き、学級担任、養護教諭、栄養教諭等からの情報をもとに、事故に至った経緯や行った対応策を整理する。
- 関係機関の協力を得ながら、原因や学校の対応等を分析し、校内体制の見直しや研修を実施するなど、再発防止策を講じる。

未然防止策

- 管理職は、学校における配慮や管理が必要な児童の保護者に対して、主治医等の診断に基づき作成される「学校生活管理指導表」の提出を依頼し、緊急時に教職員全員が閲覧できる状態で一括して管理する。また、「学校生活管理指導表」は、症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は毎年提出を依頼する。
- 担任等は、「学校生活管理指導表」を用いて、保護者と個別面談を行い、原因となる食物、運動との関連の有無、学校給食の対応、エビペンや内服薬の携帯、課外活動の留意点等、児童の実態について正確な情報を把握する。
- 校長は、保護者の同意を得た上で、アレルギー対応委員会において、児童のアレルギー等の情報をもとに食物アレルギーの対応について協議し、個別の「取組プラン」を作成し、全教職員に周知して共通理解を図る。
- 栄養教諭等は、料理ごとに使用している原材料が詳細にわかる献立表を作成し、教職員、調理場、保護者等の関係者全員で同一のものを共有する。また、児童が新しい環境に慣れるまでの間、新規発症の原因となりやすい食物（ピーナツ、種実類、キウイフルーツなど）の使用に十分配慮する。
- 担任等は、学校給食における食物アレルギー対応食（弁当対応も含む。）について、事前に詳細な献立表や対応食予定表等を用いて保護者と確認し、当該児童に对应食等が提供されたかを必ず確認する。また、当該児童が原因食品を含む料理をおかわりしないように十分留意する。
- 校長は、児童が緊急性の高いアレルギー症状を発症した際に、全教職員が役割分担をして、エビペン、心肺蘇生とAEDを使用した対応等が確実にできるよう、シミュレーション研修や実技研修等を実施する。

3 関係法令等

【通知等】

- ・「学校におけるアレルギー対応について」（令和5年1月16日付け教健体第1073号 学校教育局健康・体育課長通知）
- ・「アレルギー事故の未然防止及び対応の徹底について」（令和5年4月27日付け教健体第121号 学校教育局健康・体育課長通知）

【参考資料等】

- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン〈令和元年度改訂〉」（公益財団法人日本学校保健会）
- ・「学校における食物アレルギー対応の進め方」（平成26年11月 北海道教育委員会）
- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）
- ・「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」（平成26年3月26日付け25文科ス第713号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・「食に関する指導の手引 第二次改訂版」（平成31年3月 文部科学省）

アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じん麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をいう。

その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態。

9 飲料水の事故

A 高校で、多くの生徒から飲料水に異臭があるとの訴えがあった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- 異臭等の訴えがあった場合、飲料水を確認し、汚染の疑いがある場合は、直ちに水道水の使用を中止するとともに、全教職員・生徒等に周知する。
- 体調不良を訴える生徒等がいる場合は、当該生徒等を保健室で応急手当をした後、必要に応じて救急車の出動を要請し、救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。

保護者への対応

- 体調不良を訴え、応急手当や医療機関での診察を受けた生徒の保護者に対して、状況を説明するとともに、帰宅後の当該生徒の体調確認と再び体調不良となった場合の速やかな医療機関での受診、当該生徒の状況の学校への連絡を依頼する。
- 水道水の使用を中止した場合は、保護者に対し水道水に異常が発生したこと及び学校の対応について文書等で周知する。
- 検査結果についても、文書等で周知し理解を得るよう努める。

関係機関との連携

- 水道事業者、検査機関、学校薬剤師と連携し、速やかに水質検査（臨時）を実施する。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- 保健所等の関係機関による水質検査（臨時）の結果を基に原因の特定に努め、原因が学校管理下の施設設備の不備にある場合は、速やかに市町村教育委員会（教育局）に改善の措置を講ずるよう求める。
- 原因が市町村等の水道事業者から学校施設までの経路の途中の問題にある場合は、速やかに関係機関と連携して対策を検討し、市町村の水道事業者等に改善の措置を講ずるよう求める。

未然防止策

- 飲料水の管理に当たり、受水槽・高置水槽を設置している場合は、汚水の混入や細菌の増殖によって汚染される可能性を想定し、遊離残留塩素や外観・臭気・味等の日常点検を着実に実施する。
- 教職員及び生徒には、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味などについて関心をもたせ、万一異常を感じたときは、直ちに連絡するよう指導の徹底を図る。

3 関係法令等

【法令等】

- 学校保健安全法第4条（学校保健に関する学校の設置者の責務）、第5条（学校保健計画の策定等）、第6条（学校環境衛生基準）、第26条（学校安全に関する学校の設置者の責務）、第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）、第30条（地域の関係機関等との連携）
- 学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）

【通知等】

- 「学校環境衛生基準の施行について」（平成21年4月14日付け教健第75号 学校教育局学校安全・健康課長通知）
- 「学校環境衛生基準の一部改正について」（令和4年5月11日付け教健体第156号 学校教育局健康・体育課長通知）
- 「学校保健安全法等に基づく学校環境衛生検査の定期検査及び日常点検の実施について」（令和7年3月21日付け 教健体第1173号 学校教育局健康・体育課長通知）

【参考資料等】

- 「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践【平成30年度改訂版】」（文部科学省）

飲料水の管理

多くの学校は水道事業者から飲料水の供給を受けており、学校内の水道施設・設備を含め、飲料水の管理は学校が行うものである。

10 窒息時の対応

A 小学校において、児童が給食の時間中に、配食された白玉だんごを喉に詰まらせた。

1 発生時の対応ポイント

初期対応

- 担任等は、当該児童に「喉が詰まったの?」と尋ね、声が出せず、うなずくようであれば窒息と判断し、次の方法で応急手当をする。
- 担任等は、他の児童や教職員等に養護教諭や他学級の担任等を呼びに行かせる。知らせを受けた他学級の担任等は直ちに管理職に報告し、救急車を要請する。

図1 背部叩打法

立て膝で太ももがうつぶせにした子どものみぞおちを圧迫するようにして、背中の中を平手で何度も連続して叩きます。

なお、腹部臓器を傷付けないよう力を加減します。



図1

図2 腹部突き上げ法

後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫する。



図2

【食に関する指導の手引-第二次改訂版-（文部科学省）参照】

【食に関する指導の手引-第二次改訂版-（文部科学省）参照】

- 当該児童に反応がない場合や、最初は反応があっても応急手当を行っている途中でぐったりして反応がなくなった場合には、直ちに心肺蘇生とAEDを開始する。

他の児童への対応

- 他の教職員等は、当該学級の児童の給食を一時停止させ、他の教室に移動させるとともに、当該児童の状況を説明し、動揺が広がらないよう適切な言葉かけを行う。

保護者への対応

- 管理職は、直ちに当該児童の保護者に、状況や経過、搬送先を正確に連絡する。
- 担任等は、救急車による搬送の際に同行し、同時に病院に向かった管理職と共に当該児童の保護者に事故の状況を説明する。
- 校長は、事故の原因や状況、今後の対応策を全校児童や保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、直ちに教育委員会（教育局）へ事故の状況を電話で報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- 校長は、事故発生の原因究明後、対応経過、今後の再発防止対策等をまとめ、速やかに「学校給食における事故（食中毒を除く。）発生報告書」を教育委員会（教育局）へ提出する。

報道等への対応

- 報道関係や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- 担任等は、日常の給食指導において、次のことを指導するとともに、教師不在の時間をつくらず、食事中は児童の様子に注意する。
 - * 食べ物は食べやすい大きさにして、よくかんで食べること。
 - * 口に食べ物を入れたまま話さないこと。
 - * 食事中に、驚かせるような行動をしないこと。
 - * 歩きながら飲食しないこと。
 - * 食べ終わる速さを競わないこと。
 - * 種のある果物を食べる時には、十分注意して種を取りのぞいて食べること。
- 授業が給食の時間まで超過することがないように努めるとともに、おかわり開始の時間を設定するなど、児童がゆとりをもって食事ができるように配慮する。
- テレビを見ながら食事をさせたり、食事に集中できなくなる放送等を行ったりしないように配慮する。
- 嚥下障害のある児童は、食べ物による窒息を起こしやすいので、担任等は主治医の指示を受けながら、家庭と連携して十分注意する。
- 嚥下障害のある児童に種のある果物を提供する際には、種を除去して提供する。
- 学校給食の検食者は、検食の段階で食べ方に注意が必要であると判断した場合には、直ちに校長に報告し、全教職員にその内容を周知する。

学校給食による窒息事故発生に備えた学校体制の確立

- 給食の誤嚥による窒息事故を想定した応急手当や心肺蘇生とAED等について校内研修を実施するなど教職員の対応能力を高める。
- 事故が発生した場合の学校独自の危機管理マニュアル（応急手当、緊急連絡先の確認等）を再確認し、学校全体で危機管理体制の充実に努めること。

3 関係法令等

【法令等】

- 消費者安全法第12条（消費者庁）

【通知】

- 「障害のある幼児児童生徒の給食その他摂食を伴う指導に当たっての安全確保について」（平成24年7月3日付け24初特支第9号 文部科学省通知）
- 「学校給食における窒息事故の防止について」（令和6年2月28日付け教健体第1150号 学校教育局義務健康・体育課長通知）

【参考通知等】

- 「安全な学校給食の提供のために」（平成27年3月 北海道教育委員会）
- 「食に関する指導の手引 第二次改訂版」（平成31年3月 文部科学省）
- 「特別支援学校における再調理のガイドライン」（平成21年4月 北海道教育委員会）

11 自動販売機の事故（異物混入・内容変質・賞味期限切れ等）

A高校で、生徒Bが、学校に設置されている自動販売機で紙パックのコーヒー飲料を購入しようとした際、商品取り出し口にすでにあった商品を手にとってしまった。生徒Bはそのコーヒー飲料を飲んだところ、いつもと風味が異なると感じ、一口で飲むのをやめた。その後、生徒Bは体調不良を訴え、嘔吐した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- 連絡を受けた教職員は、当該生徒の状況を確認して、養護教諭に連絡し、応急手当をするとともに、速やかに管理職に報告する。
- 直ちに救急車の出動を要請し、救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。
- 同じ自動販売機で商品を購入した他の生徒の有無を確認するとともに、校内放送等を利用し、商品を口にしないよう指示する。すでに口にしていた生徒等があった場合は、身体の状態を担任等が把握し、管理職に報告する。
- 自動販売機による商品の販売を中止するとともに、張り紙や校内放送等を利用して、販売の中止を周知する。
- 当該生徒が飲んでいた紙パック入りのコーヒー飲料について、中身がこぼれないように封をし、ビニール袋などに入れて一時保管する。（低温での保存が必要な場合は冷蔵庫などに入れる。）
- 自動販売機設置業者へ連絡するとともに、自動販売機や商品の管理状況を聴取する。

保護者への対応

- 生徒Bの保護者に、症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。
- 保護者からの相談等に対して、誠意をもって対応する。
- 他に同様の症状を訴える生徒がいた場合には、当該生徒の保護者へ連絡する。

関係機関との連携

- 保健所に詳細を連絡し、今後の対応について相談する。
- 異物混入、内容物の変質等が外部からの作業者によることが考えられる場合には警察へ連絡する。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- 毎日定時に自動販売機の商品取り出し口の点検を行う。
- 自動販売機で購入した製品に外観上異常のあるもの、封切りされた形跡のあるものを発見した際には、商品を口にせず、教職員に連絡するよう生徒に指導する。

未然防止策

- 自動販売機設置業者に自動販売機内の製品の管理の回数を増やすなど管理徹底を要請する。
- 缶飲料等の加温販売はできるだけ避け、加温販売する場合は自動販売機設置業者に適切な保管温度の維持等、より一層の商品管理を図らせる。

12 地震・津波

授業中に震度6強の地震が発生し、大津波警報が発表された。

1 発生時の対応ポイント

初期対応（安全確保）

- 地震による揺れを感じたり、緊急地震速報を見聞きした場合には、教職員は落ち着いて、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所を素早く判断し、児童生徒に対し、そこに身を寄せるよう指示する。
 - 例)・教室などの机のある場所では、机の下に隠れる。
 - ・机がない場所では、椅子などの落下物を防げるものの下に隠れる。
 - ・隠れるものが何もない場所では、上から物が落ちてこない、横から物が倒れてこない・移動してこない場所に移動し、低い姿勢で、カバンなどで頭を覆う。
- 教職員は、自らの安全を確保した上で、避難路を確保するため、出入り口を開放する。
- 火気使用中の場合、その場で消火できるときは直ちに消火する。

二次対応（避難指示・誘導）

- 地震の揺れが収まった後、考えられる二次災害の危険を回避するため、迅速な対応が必要となることから、管理職は、自治体が発令する避難に関する情報等を素早く収集し、最も安全と思われる行動を選択し、教職員に指示する。なお、津波災害の危険がある地域では、情報の有無に関わらず直ちに避難行動を開始する必要があることに留意する。
- 情報ツールについては、ラジオ、テレビ（携帯ワンセグ放送）、防災行政無線、インターネット、メール、電話、FAX等が考えられるが、停電時には電池式ラジオからの情報が有効である。
- 実際の避難行動では、混乱が予想されることから、教職員は、パニックや移動中の事故を防ぐためにも、児童生徒を落ち着かせ、的確な指示のもと誘導する。
- 余震による道路の破損、液状化によるマンホールの隆起、火災の煙の向き等、避難経路の状況が刻々と変わることにも留意し、避難の途中において的確な判断をし、臨機応変に対応をする。
- 避難時には、児童生徒を見失わないようバランスよく教職員を配置し、遅れた児童生徒への対応もできるような体制をとる。

避難先での対応

- 教職員は、名簿による人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- 管理職は、児童生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。
- 行方不明となっている児童生徒が判明した際には、直ちに警察・消防等の関係機関に捜索を依頼するとともに保護者へ連絡する。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、災害により被害があった場合や、教育活動に支障や影響があった場合は、その概要について、速やかに教育委員会（教育局）へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

対策本部の設置

- 教育委員会及び市町村の防災担当部局又は警察署、消防署などの関係機関から、校区の被災状況を正確に把握する。
- 学校の被害状況を踏まえ、必要に応じて「学校災害対策本部」を設置する。

児童生徒の引き渡し、待機の判断

- 児童生徒の安否に関わる情報については、あらかじめ定めている緊急時の連絡手段により保護者に連絡する。特に、負傷した児童生徒がいる場合は、速やかに保護者に連絡し、児童生徒の心身の状況等を伝える。
- 児童生徒を帰宅させるかどうかの判断は、教育委員会や市町村の防災担当部局の指導・助言の下、通学路の危険箇所の点検、公共交通機関の運行状況を確認した上で行う。
- 児童生徒を帰宅させる場合は、教育委員会や市町村の防災担当部局の指導・助言の下、児童生徒及び教職員の安全の確保を最優先し、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者への引き渡し等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に確認した上で行う。
なお、保護者と連絡が取れない場合は、児童生徒を安全な場所に待機させる。
- 児童生徒を保護者に引き渡す場合は、二次被害が発生するおそれがないことを認識した上で、あらかじめ定めておいた引き渡しのルールに基づき、児童生徒のみでは帰宅させず、保護者に児童生徒を直接引き渡して帰宅させる。
- 児童生徒や保護者等に対する支援を行い、心のケアに努める。
- 長期間休校となる可能性を考慮し、教職員や児童生徒、保護者との連絡体制を確認する。

2 今後の対応策のポイント

体制の整備

- 日頃から、教職員の危機管理意識の高揚を図り、危機管理マニュアル等を踏まえた、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく。
- 校区の過去の災害や被災の危険度を確認し、具体的な防災計画を作成する。

第2章 管理上の事故等

- 津波警報の内容に応じて、二次避難、三次避難の判断・指示を素早く行うことができるように、チェックシートやフローチャートなどの形でその手順を明確にしておく。
- 沿岸部に校外活動に行く場合は、被災することも想定し、活動場所や移動経路上での避難場所を決め、保護者へ周知するとともに、必要に応じて、引率者が携帯ラジオを持ち、情報を得られるように準備する。
- 津波による被害が想定される学校では、災害時の備蓄物資が海水などで漏れて使えなくなることがないように、災害時に必要なものはあらかじめ高層階に備蓄するなど保管場所を工夫する。
- 避難所の開設について、防災担当部局や地域住民関係者・団体と連携を図り、あらかじめ開設の手順と役割を明確にしておく。

防災教育の徹底

- ハザードマップなどを活用し、児童生徒が地域の津波浸水想定区域、指定避難所、指定緊急避難場所等について理解を図る指導を計画的に行う。
- 地域特性や厳冬期など、様々なケースでの災害発生を想定した防災訓練や地域住民等と共同して実施する防災訓練など、児童生徒が自ら危険を判断し、避難行動をとることができるようにする指導を計画的に行う。
- 「自助」「共助」「公助」の視点を取り入れた「1日防災学校」を系統的、体系的に実施する。

保護者等との連携

- 災害が発生した際の児童生徒の安全確保に向けて、道教委作成の「災害から子どもたちを守るために～家族で話し合ってみませんか?～」を活用するなどして、日頃から家族で避難場所、避難経路、非常時の連絡方法などを決めておくよう働きかける。

安全管理の徹底

- 学校において、関係機関や保護者等の協力の下、臨時休業の対応も含めて、防災に関する計画やマニュアルの策定・見直しが行われるようにする。
- 避難訓練を通して防災体制の問題点を確認し、改善を図るとともに、日頃から教職員の危機管理意識の高揚を図り、施設・設備等の安全点検を徹底する。
- 携帯ラジオやトランシーバー等の二次対応のための備蓄品や救急品や児童生徒の名簿、連絡のための個人所有の携帯電話等の非常持ち出し品をリストアップし、それらの保管場所や搬出方法を全教職員に周知するとともに、定期的に備蓄品等の点検を行う。
- 書棚やロッカーなどが地震発生時に移動・転倒しないよう対策を行う。
- 大規模な地震の後は電話が通じないことが多いことや学校HPへの緊急連絡の掲載が不可能であることを想定し、電子メールなどの代替の通信手段を確保し、連絡方法を複線化するなど情報発信手段をあらかじめ準備しておく。
- 地震発生後の児童の保護者への引き渡しの手順を明確にし、その内容を保護者に説明し理解を得る。
- 学校施設が地域の避難所となっている場合には、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議の上、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等についてあらかじめ定めておく。

3 関係法令等

【法令等】

- 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）
- 災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

【参考資料等】

- 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月 文部科学省）
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
- 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府）
- 災害時における学校再開のためのハンドブック（令和6年3月 北海道教育委員会）
- 「災害から子どもたちを守るために～家族で話し合ってみませんか?～」(令和7年10月 北海道教育委員会)
- 気象庁ホームページ（津波警報・注意報、津波情報、津波予報について）
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/jishin/joho/tsunamiinfo.html>)
- 北海道ホームページ（避難情報の発令基準）
(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/hinan/hinan_k.html)

13 火山噴火

近隣の火山が噴火し、噴石、火砕流、大量の降灰の危険性が高まり、避難指示が発表された。

1 発生時の対応ポイント

初期対応（状況の把握・安全確保）

- 噴火警報等を把握した教職員は、管理職に報告し、管理職は、噴火警戒レベルや自治体が発令する避難に関する情報など正確な情報を収集する。
- 教職員は、避難時の安全性（教室及び教室周辺の被害状況、噴出物の危険性等）を確認するとともに、避難経路や避難場所の安全性、校舎の損壊状況などを確認し、管理職に報告する。
- 噴出物から生命・身体を守るために、ヘルメット、座布団、鞆等で頭を保護させる。
- 火気使用中は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気具のコンセントを抜く。
- 危険箇所がある場合は、立ち入り禁止の表示等を行うとともに、既存の図面等に当該箇所を表示し、教職員に周知する。

二次対応（避難指示・誘導）

- 管理職は、自治体が発令する避難に関する情報等を素早く収集し、最も安全と思われる行動を選択し、教職員に指示する。
- 避難行動が必要な場合には、避難経路及び避難場所の安全性を確認し、校内放送等を通じて避難の指示を行う。
- 実際の避難行動では、混乱が予想されることから、教職員は、パニックや移動中の事故を防ぐためにも、児童生徒を落ち着かせ、的確な指示を心がけて誘導する。
- 避難時には、児童生徒を見失わないようバランスよく教員を配置し、遅れた児童生徒への対応もできるような体制をとる。

避難先での対応

- 教職員は、名簿による人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- 管理職は、児童生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。
- 行方不明となっている児童生徒が判明した際には、直ちに警察・消防等の関係機関に捜索を依頼するとともに保護者へ連絡する。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、災害により被害があった場合や、教育活動に支障や影響があった場合は、その概要について、速やかに教育委員会（教育局）へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

対策本部の設置

- 教育委員会及び市町村の防災担当部局又は警察署、消防署などの関係機関から、校区の被災状況を正確に把握する。
- 学校の被害状況を踏まえ、必要に応じて「学校災害対策本部」を設置する。

児童生徒の引き渡し、待機の判断

- 児童生徒の安否に関する情報については、予め定めている緊急時の連絡手段により保護者に連絡する。特に、負傷した児童生徒がいる場合は、速やかに保護者に連絡し、児童生徒の心身の状況等を伝える。
- 児童生徒を帰宅させるかどうかの判断は、教育委員会や市町村の防災担当部局の指導助言の下、通学路の危険箇所の点検、公共交通機関の運行状況を確認した上で行う。
- 児童生徒を帰宅させる場合は、教育委員会や市町村の防災担当部局の指導助言の下、児童生徒及び教職員の安全の確保を最優先し、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者への引き渡し等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に確認した上で行う。なお、保護者と連絡が取れない場合は、児童生徒を安全な場所に待機させる。
- 児童生徒を保護者に引き渡す場合は、二次被害が発生するおそれがないことを認識した上で、予め定めておいた引き渡しのルールに基づき、児童生徒のみでは帰宅させず、保護者に児童生徒を直接引き渡して帰宅させる。
- 児童生徒や保護者等に対する支援を行い、心のケアに努める。
- 長期閉校となる可能性を考慮し、教職員や児童生徒、保護者との連絡体制を確認する。

2 今後の対応策のポイント

体制の整備

- 日頃から、教職員の危機管理意識の高揚を図り、危機管理マニュアル等を踏まえた、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく。
- 校区の過去の災害や被災の危険度を確認し、具体的な防災計画を作成する。
- 噴火警報等の内容に応じて、二次避難、三次避難の判断・指示を素早く行うことができるように、チェックシートやフローチャートなどの形でその手順を明確にしておく。
- 避難所の開設について、防災担当部局や地域住民関係者・団体と連携を図り、あらかじめ開設の手順と役割を明確にしておく。

防災教育の徹底

- ハザードマップなどを活用し、児童生徒が地域の被災想定区域、指定避難所、指定緊急避難場所等について理解を図る指導を計画的に行う。
- 地域特性や厳冬期など、様々なケースでの災害発生を想定した防災訓練や地域住民等と共同して実施する防災訓練など、児童生徒

第2章 管理上の事故等

が自ら危険を判断し、避難行動をとることができるようにする指導を計画的に行う。

- ・「自助」「共助」「公助」の視点を取り入れた「1日防災学校」を系統的、体系的に実施する。

保護者等との連携

- ・災害が発生した際の児童生徒の安全確保に向けて、道教委作成の「災害から子どもたちを守るために～家族で話し合ってみませんか?～」を活用するなどして、日頃から家族で避難場所、避難経路、非常時の連絡方法などを決めておくよう働きかける。

安全管理の徹底

- ・学校において、関係機関や保護者等の協力の下、臨時休業の対応も含めて、防災に関する計画やマニュアルの策定・見直しが行われるようにする。
- ・避難訓練を通して防災体制の問題点を確認し、改善を図るとともに、日頃から教職員の危機管理意識の高揚を図り、施設・設備等の安全点検を徹底する。
- ・携帯ラジオやトランシーバー等の二次対応のための備蓄品や救急品や児童生徒の名簿、連絡のための個人所有の携帯電話等の非常持ち出し品をリストアップし、それらの保管場所や搬出方法を全教職員に周知するとともに、定期的に備蓄品等の点検を行う。
- ・大規模災害の後は電話が通じないことが多いことや学校HPへの緊急連絡の掲載が不可能であることを想定し、電子メールなどの代替の通信手段を確保し、連絡方法を複線化するなど情報発信手段をあらかじめ準備しておく。
- ・発生後の児童の保護者への引き渡しの手順を明確にし、その内容を保護者に説明し理解を得る。
- ・学校施設が地域の避難所となっている場合には、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議の上、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等について予め定めておく。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）
- ・災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）第47条（防災に関する組織の整備義務）、第47条の2（防災教育の実施）第48条（防災訓練義務）

【通知等】

- ・「災害関連法律に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について」（令和5年5月30日付け教生学第205号 学校教育局生徒指導・学校安全課通知）

【参考資料等】

- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月 文部科学省）

火山噴火の場合の留意点

- ・火山ごとに発生する火山現象・影響範囲などが異なることから、市町村の防災担当者と十分協議し、事前に「避難計画」を作成し、避難想定ケースや避難場所等を決めておくことが必要である。
- ・避難情報が発表された場合、積雪期は、噴火の有無にかかわらず校舎等の2階以上に緊急退避を行う。

14 気象災害（大雨・台風、大雪など）

大雨・台風、大雪などによって、登下校時や屋外活動時等における児童生徒の危険が予測される気象情報を確認した。

1 発生時の対応ポイント

初期対応（状況の把握）

- 児童生徒等に被害が生じるおそれがある気象情報を把握した教職員は、管理職に報告し、管理職は、気象情報、河川情報や自治体が発令する避難に関する情報など正確な情報を収集し、児童生徒の安全を確保するために臨時休業や学校待機等の措置を適切に判断する。
- 情報を把握した管理職は、教育委員会の指導・助言の下、必要に応じて学校災害対策本部を設置し、教職員の安全を確保した上で、順次発表される気象情報の収集、教育委員会や市町村の防災担当部局、PTA役員等との連絡調整、教職員への指示を行う。
- スクールバス等を運行している場合は、直ちに、乗務員等と連絡を取り、現在地（停車位置）、車内の状況、児童生徒等の健康状態を確認し、児童生徒の安全を確保するための必要な指示等を行う。

臨時休業等の判断

- 児童生徒等が登校前の場合、気象庁が発表する気象警報・注意報等、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、大雨や暴風、波浪、高潮、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、「臨時休業」や「始業時刻を遅らせる」等の措置を検討する。特に、雨や雪の降り始めやピークはいつかなど、最新の情報を入手し、各自自治体から発令される避難に関する情報なども参考にしながら判断する。
- 大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する。

在校している児童生徒への対応

- 教職員で分担して、学校や通学路を含めた周辺の状況を把握する。（道路の冠水、河川の水位、土砂崩れ、潮位等）ただし、教職員の安全を第一に配慮し、できる範囲での把握とする。
- 土砂災害や浸水によって学校以外の場所への避難が必要となる可能性がある場合は、早期に避難を検討する。
- 大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する。
- 通学路や学校周辺の安全確認の状況を基に、登校前と同様に気象情報や避難に関する情報も参考にしながら、「授業の打ち切り」「集団下校」「保護者への引き渡し」「学校待機」等の対応を判断する。
- 児童生徒を帰宅させるかどうかの判断は、教育委員会や市町村の防災担当部局の指導・助言の下、通学路の危険箇所の点検、公共交通機関の運行状況を確認した上で行う。
- 児童生徒を帰宅させる場合は、教育委員会や市町村の防災担当部局の指導・助言の下、児童生徒及び教職員の安全の確保を最優先し、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者への引き渡し等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に確認した上で行う。なお、保護者と連絡が取れない場合は、児童生徒を安全な場所に待機させる。
- 児童生徒を保護者に引き渡す場合は、二次被害が発生するおそれがないことを認識した上で、予め定めておいた引き渡しのルールに基づき、児童生徒のみでは帰宅させず、保護者に児童生徒を直接引き渡して帰宅させる。なお、ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えにくることがないように留意する。

情報共有・報告等

- 臨時休業や授業打ち切り等の判断に際しては、教育委員会をはじめ近隣の学校や放課後児童クラブ等とも連絡を密に取りながら判断し、保護者等へ措置・対応等について、メールや電話など予め定めている緊急の連絡手段を用いて連絡する。なお、停電等により保護者と連絡が取れない場合も想定し、複数の連絡方法を予め決めておき、確実に連絡が届いているかどうかについても確認する。
- 学校からの休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共通に理解しておく。
- 登校前や下校後の児童生徒等の安否確認も、必要に応じて行い、判断に迷う場合には教育委員会、市町村の防災担当部局に相談する。
- 学校が避難所となる場合もあることから、その対応についても市町村の防災担当部局と連携して準備する。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、事故が発生した場合は、その概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受け、全教職員で協力し対応に当たるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策のポイント

連絡体制の整備

- 学校は、気象災害が発生した場合における保護者連絡及び児童生徒への安否確認等の手順や方法等について、危機管理マニュアルに明記し、教職員と共通理解を図っておく。

防災教育の徹底

- ハザードマップなどを活用し、児童生徒が地域の浸水想定区域、指定避難所、指定緊急避難場所等について理解を図る指導を計画的に行う。

第2章 管理上の事故等

- 地域特性や厳冬期など、様々なケースでの災害発生を想定した防災訓練や地域住民等と共同して実施する防災訓練など、児童生徒が自ら危険を判断し、避難行動をとることができるようにする指導を計画的に行う。
- 「自助」「共助」「公助」の視点を取り入れた「1日防災学校」を系統的、体系的に実施する。

保護者等との連携

- 災害が発生した際の児童生徒の安全確保に向けて、道教委作成の「災害から子どもたちを守るために～家族で話し合ってみませんか?～」を活用するなどして、日頃から家族で避難場所、避難経路、非常時の連絡方法などを決めておくよう働きかける。

3 関係法令等

【法令等】

- 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）
- 災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

【参考資料等】

- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
- 台風等の風水害に対する学校施設の安全のために（令和2年3月 文部科学省）
- 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府）
- 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月 文部科学省）
- 「防災教育啓発資料『学んDE 防災』（気象）（令和3年9月 北海道教育委員会）
- 災害時における学校再開のためのハンドブック（令和6年3月 北海道教育委員会）
- 「災害から子どもたちを守るために～家族で話し合ってみませんか?～」(令和7年10月 北海道教育委員会)
- 北海道ホームページ（避難情報の発令基準）
(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/hinan/hinan_k.html)

〈自然災害への対応〉

1 児童生徒の保護者への引き渡し

災害の規模や被災状況により、児童生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をする必要がある。被災時には保護者と連絡が取れなくなることが考えられることから、予め引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間で対応を確認しておくことが必要である。

(1) 引き渡しの判断

- 引き渡しについては、予め引き渡しのルールを決めて、保護者に周知する必要がある。
- 引き渡しの判断については、予め引き渡しの判断基準を明確にするとともに、保護者と共通理解を図っておく必要がある。
- 津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要である。
- 校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要である。

引き渡しのルール（例）

震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。この場合、時間が経っても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒を学校で保護しておく。
震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届けがある児童生徒については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

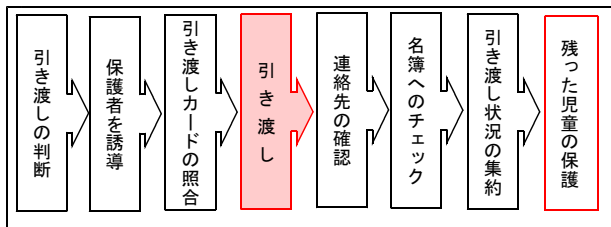
引き渡しの判断基準（例）

- 通学路に被害が発生していないか
- 地域の被害が拡大するおそれがないか
- 下校の時間帯に危険が迫っていないか
- 引渡す保護者にも危険が及ばないか

(2) 引き渡しの手順の明確化

- 引き渡しの場面では、混乱、錯綜することが考えられるので、予め引き渡しの手順を明確にしておくことが大切である。

校内における引き渡しの手順（小学校の例）



(児童名)		(きょうだい)		
年組	年組	年組	年組	年組
順位	引き取り者氏名	連絡先 (電話、住所)	児童との関係	チェック欄
1	保護者	電話 [- -] 携帯 [- -] 住所 [- -]		
2				
3				

震度4以下でも、交通機関に影響が出た場合は、児童を学校に待機させますか。待機を希望する場合は右の欄に○をしてください。

2 学校再開への対応

災害時における教職員の役割は、児童生徒の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、被害の状況等に応じ、休校、短縮授業等の応急教育を実施することを定めるなど、学校再開のための手順を予め決めておくことが必要である。

(1) 児童生徒の安否確認等

- 児童生徒及び家族の安否、住居の被害状況、避難先、連絡方法、健康状態、登校の可否（できない理由）、教科書等学用品の被害状況を確認し一覧表に整理する。
- 電話等の連絡のみに頼らず、分担を定め地域ごとの実情の把握に努め、家庭訪問や避難所訪問を行い、情報収集する。
- 掲示等の方法により主要施設や避難場所等において、情報提供を依頼する。

(2) 教職員の安否確認

- 管理職は、教職員及び家族の安否、避難先、連絡方法、健康状態、家族の状況、住居の被害状況、出勤の可否（出勤できない理由）を確認する。

(3) 施設設備の被害状況の把握・復旧

- 校舎の被害状況を確認するとともに、復旧のため補修等が必要な箇所を集約する。
- 施設に異常が認められる場合は、専門家による応急危険度調査等を実施し安全性の確認を行う。
- 危険箇所等の立入禁止区域を表示する。
- 電気、水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況及び復旧自途を把握する。
- 教室等の確保（応急補修工事、他施設の借用、仮設教室の建設）について教育委員会に要請する。

(4) 通学路の被害状況、交通機関の運行状況・復旧予定の把握

(5) 教科書等学用品の不足状況の確認

(6) 応急教育計画の作成

- 授業形態、学級編制を決定する。
- 管理職は、教職員の配置、教職員の不足に対する授業対応を検討する。
- 管理職は、教職員の確保について教育委員会に要請する。

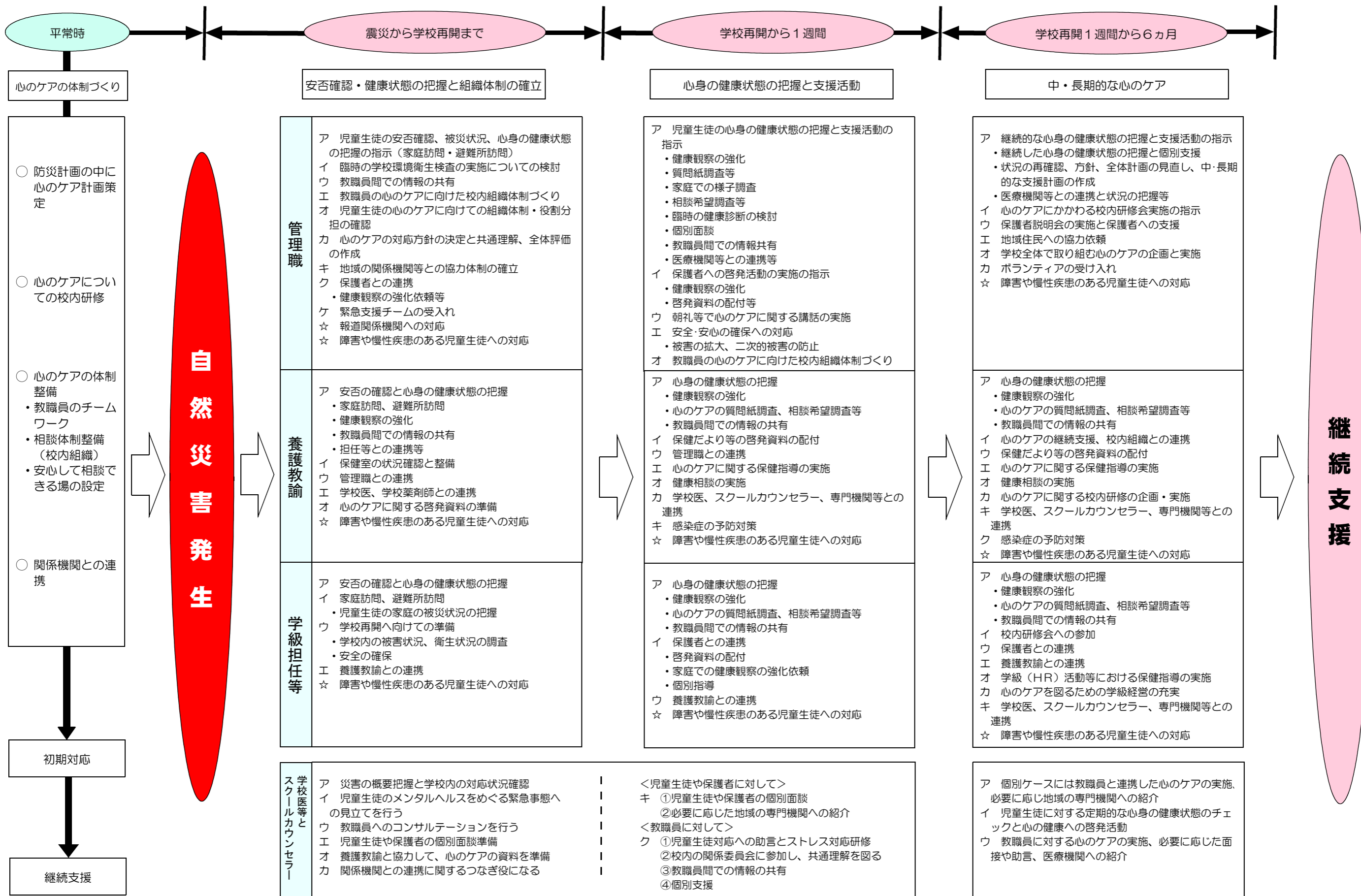
(7) 心のケア

- 児童生徒や教職員の心身の健康状態を把握する。
- 児童生徒や教職員等のカウンセリング等が必要な場合、学校医と連携するほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを教育委員会等に緊急で派遣を依頼するなどして対応する。

事業継続計画（BCP）の作成

- 企業では、「非常時優先業務」として、災害時の際に緊急に実施すべき「応急業務」と「優先度の高い通常業務」を定めることで、限られた人員の中で企業活動のダメージを最小限に抑え、事業を早期復旧することを目的とした計画（BCP）を策定する取組が進んでいる。
- 学校においても児童生徒の安全確保を行うとともに、円滑な学校再開のため、「応急業務」や「優先度の高い通常業務」の選定やその手順を検討し、定めておくことが重要である。
- なお、本手引に掲載している「発生時の対応ポイント」や「学校再開への対応」等は、BCPにおける「応急業務」に該当しており、個々の業務の優先順位や着手時期などについて検討し、「応急業務」を学校の防災マニュアルに定めておく必要がある。

自然災害時における心のケアの進め方（例）



15 火災

A高校で、授業中に1階ボイラー室から火災が発生した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- 発生時に授業を担当していない教職員は、火災発生場所を確認し、管理職（防火管理者）に報告するとともに、可能であれば、初期消火を行う。
- 管理職は、消防署に通報するとともに、最も安全な避難経路及び避難場所を決定する。
- 授業担当教諭は、教室の窓を閉めるとともに、生徒の動揺を抑え、避難の準備をする。

避難指示・誘導

- 避難誘導を担当する教職員は、火災発生場所、避難経路及び避難場所を校内放送等で指示する。
- 授業担当教諭は生徒を落ち着かせ、指示に基づき整然と避難させる。避難の際は、身を低くし、ハンカチ等を口に当てて避難するよう指示する。
- 火災発生時に授業を担当していない教職員は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保を行うとともに、逃げ遅れた生徒がいないか確認する。また、特別な配慮を必要とする生徒の避難をサポートする。
- 重要書類等を搬出する。

避難場所での対応

- 授業担当教諭又は担任は、名簿により人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- 管理職は、生徒や教職員の負傷の程度に応じ、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

事後対応

- 消防署や警察等関係機関の現場検証などの対応は、管理職に窓口を一本化し、他の教職員は管理職の指示があるまで待機する。
- 負傷した生徒がいる場合は、速やかに保護者に連絡する。
- 今後の対応（下校等の措置）について、連絡網等により保護者に連絡する。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

防災体制の確立

- 日頃から、消防法に基づき、火災発生時に取るべき対応を危機管理マニュアル又は消防計画に定め、防火管理者を中心に、教室や特別教室の火気点検を行い、全教職員が消火器の所在やその使い方を熟知しておく。
- 管理職が不在時の場合も、防災体制が機能するように代理者を明確にする。
- 避難経路の指示、出入口の安全確保を行う。
- 通報連絡、初期消火、避難誘導、重要書類等の搬出、救護などの役割分担を適切に行い、初期段階に取るべき対応を簡潔・具体的なフローの形で整理するなど、実効性のある防災体制を確立する。
- 学校付近からの出火に際しても、生徒を安全に避難させるなど、速やかに対応できるようにする。

実践的避難訓練の実施

- 様々な時間帯、出火場所を想定した消防訓練（通報・消火・避難訓練）を実施する。
- 特別な配慮を必要とする生徒や負傷者等の避難を円滑に行うための方法を明確にして訓練を行う。

3 関係法令等

【法令等】

- 消防法第8条（防火管理者）、第17条（消防用設備等設置義務）
- 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対処要領の作成等）
- 災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン（令和3年2月 文部科学省）

始業前や放課後における火災発生時の留意点

- 校舎内にいる全ての人の安全な場所への避難を最優先に進める。
- 校舎内を詳しく点検し、児童生徒及び教職員、来校者が校舎内に残っていないか確認する。
- 避難後は、保護者に連絡し、全児童生徒の安否を知らせる。

16 施設・設備の老朽化・整備不良等による事故

A 小学校で昼休み中に、屋外運動場の鉄棒で複数の児童が遊んでいたところ、鉄棒の支柱が折れて落下した。児童からの連絡で教職員と養護教諭が現場に駆けつけた。負傷した児童や、泣いている児童がいた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- 教職員は、児童の負傷の状況を確認し、必要に応じて、応急手当（出血等の手当、安静状態の確保等）を行うとともに、速やかに管理職に報告する。
- 負傷の状況により、救急車を要請する。救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。
- 児童の動揺を鎮め、他の場所へ移動させる。
- 鉄棒を使用禁止にし、現場付近の立ち入りを禁止する。
- 事故を目撃した児童に、動揺を鎮めながら可能な範囲で事故の状況を聞き、収集した情報を速やかに管理職に報告する。
- 負傷した児童や他の児童に対し、面接や家庭訪問の実施により心のケアを継続的に行う。

保護者への対応

- 管理職や担当等は、負傷した児童の保護者に、事故の発生、負傷の状況、搬送先、事故への対応の経過等を正確に連絡する。
- 軽傷の場合であっても、保護者に対して速やかに医療機関で受診するよう依頼する。
- 管理職は、事故の状況、負傷の程度に応じて、保護者に対する説明会を開き、事故原因や対応の経過、再発防止に向けた学校の取組などを説明し、理解を求める。

関係機関との連携

- 医療機関と連携し児童の負傷の状況等を把握する。
- 警察に報告し、事故の概要、負傷した児童への対応状況等を説明し、事故の調査検証等に協力する。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、事故処理が終息するまで、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応（未然防止策）のポイント

施設・設備の安全点検

- 日頃から教職員の安全管理意識を高めるとともに、必要に応じて、児童からの情報収集や関係者との合同点検、専門家の協力による詳細で客観的な分析を行うなど、運動場設備等の点検・管理体制を整備する。（定期点検・月例点検・日常点検・臨時点検等）
- 点検結果については全教職員が共有し、危険性がある場合は、児童への周知及び危険防止のための指導を行うとともに、使用が不可能な運動場設備等については立ち入りや使用を禁止する。
- 遊具の接地面の固さ、周囲に側溝や縁石などの施設の有無、遊具のぐらつきや腐食、腐朽等の物理的に環境を改善する必要がある場合は、管理職は、速やかに市町村教育委員会（教育局）に要望したり、スクールガードによる見守り活動等の人による安全確保を行ったりするなど、点検結果を踏まえた具体的な改善策を講ずる。

3 関係法令等

【法令等】

- 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）
- 学校保健安全法施行規則第28条（安全点検）、第29条（日常における環境の安全）
- 学校教育法施行規則第1条第2項（教育上適切な環境）

17 シックハウス症候群

A中学校において、生徒や教職員から「頭痛がする」、「目が痛い」、「のどが痛い」等の訴えがあった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- 校舎等の新築、改築、新たに備品等を設置した際に、それらから化学物質が放散されていることも考えられるため、生徒等からの訴えを管理職に報告するとともに、当該生徒や教職員から十分な聞き取りを行う。
- 症状を訴えた生徒の家庭環境（自宅の新築・改築など）に原因があることも考えられるので、状況に応じて保護者からの聞き取りを行う。
- 当該生徒については、学級担任、養護教諭、保護者と相談し、必要に応じ専門医を受診させる。
- 生徒等から聞き取った情報を基に、原因の特定に努め、当該教室等の換気を励行する。
- 明らかに異臭、刺激臭がする場合は、当該教室等の使用中止について検討する。
- 当該生徒だけでなく、全生徒の健康観察を継続的に行う。

保護者への対応

- 教室の一時使用中止、学校環境衛生検査（臨時）の実施など、学校の対応について文書等で周知する。
- 検査結果についても、文書等で周知し理解を得よう努める。

関係機関との連携

- 学校薬剤師、検査機関と連携し、速やかに学校環境衛生検査（臨時）を実施する。

教育委員会（教育局）への報告

- 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- 学校薬剤師や市町村教育委員会（教育局）と連携して学校環境衛生検査（臨時）を実施し、検査の結果、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物が基準値を超えた場合は、当該教室の使用を中止するとともに原因物質の究明に努め、換気など原因物質を除去するための適切な方策を検討・実施する。

未然防止策

- 全教職員の共通認識のもとで、日常的に換気を行う。特に、ワックス掛けを行う場合は、室内空気を汚染する化学物質の放散がない、または少ないワックスを選定する。
- パソコン、机・椅子などの備品を大量に更新した場合は、速やかに学校環境衛生検査（臨時）を行う。

3 関係法令等

【法令等】

- 学校保健安全法第6条（学校環境衛生基準）
- 学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）

【通知等】

- 「学校保健安全法等に基づく学校環境衛生検査の定期検査及び日常点検の実施について」（令和7年3月21日付け教健体第1173号 学校教育局健康・体育課長通知）
- 「学校環境衛生基準の施行について」（平成21年4月14日付け教学健第75号 学校教育局学校安全・健康課長通知）
- 「学校環境衛生基準の一部改正について」（令和4年5月11日付け教健体第156号 学校教育局健康・体育課長通知）

【参考資料等】

- 「健康的な学習環境を維持管理するために一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料一」（平成24年1月 文部科学省）
- 「学校環境衛生管理マニュアル 『学校環境衛生基準』の理論と実践 [平成30年度版]」（文部科学省）

18 修学旅行中の災害による交通障害

A中学校は、修学旅行中に大規模な停電により、宿泊先に留まることも学校に戻ることもできなくなった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・修学旅行団の引率責任者（団長）は、学校に状況を報告するとともに、引率教職員に生徒の安全確保と当面の対応を指示する。
- ・引率教職員は、生徒の点呼・掌握を行うとともに、状況を説明し、生徒を落ち着かせる。
- ・引率教職員は、生徒に対し、日程変更に伴う行動について、周知を図る。

教育委員会への報告

- ・管理職は、状況を速やかに市町村教育委員会に報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適直報告する。

関係機関との連携

- ・当該校を所管する教育委員会又は学校は、宿泊地域の公的機関（消防・警察等）に救援要請を行い、引率責任者に公的機関からの指示等を伝える。
- ・引率責任者を中心に、気象情報や災害の状況、交通機関の運行再開の見通し等を確かめるとともに、旅行取扱い業者と連携し、代替移動手段や宿泊場所、当面の安全な避難場所、食事等を確保する。
- ・旅行取扱い業者と協力しながら関係機関から正確な情報を収集する。

保護者への対応

- ・修学旅行団との連絡を行う窓口を管理職等に一本化するとともに、保護者に対して、状況や今後の対応等について説明する。
- ・帰路の交通手段や到着時刻、解散場所等について保護者に連絡する。
- ・生徒の様子等を定期的に電子メールや学校HP等で知らせる。
- ・修学旅行団帰着後、保護者説明会等の実施や文書の配付などにより、被災の概要等について説明し、理解を求め、必要に応じて、追加の交通費や宿泊費等について説明を行う。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・無理なく、かつ綿密な計画を立てるとともに、各自治体が作成しているハザードマップなどを活用して旅行先の安全性を確認するなど、詳しく事前の調査を行う。
- ・修学旅行中に想定される危険箇所・事故、利用する見学施設や宿泊施設周辺の避難所、医療機関等について、引率教職員で確認を行う。
- ・利用する見学施設や宿泊施設の管理者等と避難対策等の事前の打合せを行う。
- ・修学旅行等における緊急事態発生時の校内体制を確認するとともに、引率教職員の役割を明確にする。
- ・生徒に対して、修学旅行時における事故や災害発生時の対応について指導する。
- ・保護者に対して、保護者説明会等において、修学旅行の行程とともに、緊急時の対応についても、予め説明する。
- ・保護者等からの問合せの殺到等により、学校の電話が使用できなくなった場合を想定し、電子メールや学校HP、地域の公共施設の掲示板の活用等、事前に保護者等とルールを決めておく。
- ・気象情報や交通情報の収集方法を確認するとともに、事前に最寄の駅や関係機関等と十分連携を図り、事故発生時に迅速に情報を得られるようにしておく。

3 関係法令等

【通知等】

- ・「小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について」（昭和43年10月2日付け文初中第450号 文部省初等中等教育局長通達）
- ・「修学旅行における安全確保の徹底について」（昭和63年3月31日付け文初高第139号 文部事務次官通達）
- ・「海外修学旅行等の安全確保について」（令和6年10月10日付け6教国教第128号 文部科学省総合教育政策局国際教育活用・文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長通知）

19 入学者選抜への遅刻（学力検査会場へ向かう交通機関の事故による遅刻）

学力検査当日の朝、列車が、前列車の踏切事故により、途中で運行停止となった。A 高校受検のため、当該の列車に乗車していた生徒が最寄りの駅から、運行停止の状況を B 中学校及び保護者に連絡した。A 高校及び B 中学校は、駅職員からの連絡により、列車運休の状況と当該生徒が学力検査に遅れる恐れがあることを知った。

1 発生時の対応ポイント

(1) 中学校の対応

状況の把握・対応

- 連絡を受けた教職員は、速やかに管理職に報告するとともに、関係高校に連絡する。
- 駅職員から連絡を受けた場合、中学校は駅職員から代替輸送方法の有無や生徒の状況を把握するとともに、この後の対応について、駅職員から生徒に伝えてもらうよう依頼する。
- 生徒から連絡を受けた場合、生徒に落ち着くように伝え、状況を把握した上で、この後の対応について指示する。また、当該生徒の保護者及び高校に生徒の状況を連絡する。
- 管理職は、必要に応じて、駅に教職員を向かわせ生徒の状況の把握に努める。

高校への連絡

- 中学校は、把握している生徒の状況などについて、高校へ第1報を入れる。詳細が分かり次第、適宜連絡する。
- 生徒の高校への到着と対応の状況の報告を依頼する。

保護者への対応

- 中学校から保護者に対して、代替輸送の実施や高校への連絡が完了していること、高校の対応予定等を伝え、不安の解消に努める。
- 生徒の高校への到着状況や高校における対応状況などの詳細が分かり次第、保護者に再度連絡する。

教育委員会への報告

- 中学校は、事故の概要や生徒の状況などについて、市町村教育委員会へ第1報を入れ、必要に応じて指示を受ける。詳細が分かり次第、適宜報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

(2) 高校の対応

状況の把握

- 駅職員から連絡を受けた高校の教職員は、生徒の状況の把握及び代替輸送の方法等を確認する。
- 生徒の遅刻の状況を把握する。

教育局への報告・協議

- 高校から教育局へ第1報を入れ、当該生徒の遅刻の状況対応等について報告する。
- 生徒の到着状況により、検査時間を繰り下げたり、追検査の受検に変更したりするなど、受検機会を確保する。
- 別室受検の必要性等、対応策を検討し、必要に応じて教育局学校教育指導班（学力向上推進課と直接行う場合もある）と協議する。
- 生徒が受検会場に到着した後、生徒の状況及び高校における対応状況を教育局に報告する。

中学校への連絡

- 当該生徒到着後、校長から直ちに中学校の校長に生徒の状況を連絡し、保護者への連絡等を依頼する。
- 学力検査における特別な措置等の対応について、中学校に説明する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 関係法令等

【通知等】

- 「令和7年度（2025年度）公立高等学校入学者選抜における危機管理について」（令和6年10月31日付け教学向第281号 学校教育局学力向上推進課長通知）

21 災害によるライフラインの断絶

地震発生後、停電になり、電気、水道、ガス、電話等が使えなくなった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握（初級対応）

- ・ライフライン（電気、水道、ガス、電話等）の被害状況を確認する。
- ・ライフラインがストップした場合は、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。
- ・管理職は、テレビやラジオ、インターネット等で地域全体の被害状況や復旧の見込みの把握に努める。
- ・被害状況の調査については、教育委員会等と連携を図り実施する。

応急処置

- ・非常用自家発電機や予備バッテリーがある場合は、予め業務の優先度に応じ使用機器を厳選しておき、優先度の高い機器のみ使用する。
- ・断水した場合に備え、予め受水槽や高架水槽の残留水の使用を検討する。
- ・トイレを使用禁止とした状態での受水槽や高架水槽の残留水の使用可能日数等をあらかじめ確認する。
- ・受水槽や高架水槽の残留水を節約するため、被害の状況に応じて、トイレや洗面所の使用を必要最低限とし、それ以外は使用禁止とする。
- ・受水槽や高架水槽の残留水の使用が不可能な場合は、関係機関に依頼するなど、仮設トイレの設置や簡易トイレの使用を検討する。
- ・手指を消毒するための消毒液を用意するなど、衛生管理に努める。
- ・一般電話回線が使用可能な場合は、災害時優先電話により関係機関等との通信を確保する。
- ・携帯電話、メールが使用可能な場合は、それを活用し関係機関等との通信を確保する。
- ・暖房用ボイラーが使用不可能な場合は、予備暖房等の手配を行う。
- ・ライフライン等の復旧が長期化される場合は、自治体や関係業者へ応急処置の要請をする。

教育委員会（教育局）への報告

- ・災害により被害があった場合や、教育活動に支障や影響があった場合は、対応マニュアル等に従い、その概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応等について指導助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

事後対応

- ・水道管等の破損がないかを確認するとともに、水道水等の保健衛生の措置を行う。
- ・通電を再開する際には、2次火災の発生に注意して実施する。

2 防災対策のポイント

安全教育の徹底

- ・児童生徒や保護者、地域住民等を対象にした避難訓練等において、バケツリレー訓練や仮設トイレの設置等の確認をしておく。

安全管理の徹底

- ・教育活動の再開・復旧に必要な手立てを講じるために、ライフライン関係業者等の連絡先を把握しておく。
- ・災害の発生に伴うライフラインの支障等を想定した避難訓練等の準備を行う。
- ・事態の長期化に伴う児童生徒の留め置きを想定した避難訓練等の準備を行う。
- ・学校施設が地域の避難所となっている場合には、自治体の防災担当部局、教育委員会等と避難所としての対応について協議しておく。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）
- ・災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

【参考資料等】

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月 文部科学省）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月 文部科学省）

備品・備蓄等について

必要な物資（例）			
停電時に役立つもの	<input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 電池式ランタン	<input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> ヘッドライト	<input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯充電器
生活に役立つもの	<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 毛布・寝袋 <input type="checkbox"/> ビニールシート <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> 衛生用品 <input type="checkbox"/> 使い捨てゴム手袋	<input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> バケツ <input type="checkbox"/> 電子ライター <input type="checkbox"/> 紙コップや紙皿	<input type="checkbox"/> 卓上コンロ（ガスボンベ） <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> 暖房器具 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 手指用の消毒液
その他	<input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 投光器 <input type="checkbox"/> ラップ	<input type="checkbox"/> ガソリン・灯油 <input type="checkbox"/> プール水	<input type="checkbox"/> 段ボールや古新聞 <input type="checkbox"/> ビニール袋

関係機関連絡先一覧の作成例

地域関係機関	電話番号	FAX番号	担当者氏名	備考
〇〇市災害対策本部				
〇〇市防災課				
〇〇市水道課				
〇〇市保健福祉課				
〇〇市消防本部				
〇〇警察署				
〇〇交番				
〇〇市社会福祉協議会				
〇〇市ボランティアセンター				
〇〇郵便局				
〇〇病院				
〇〇クリニック				
〇〇電力〇〇営業所				
〇〇ガス(株)				
△△電話(株)〇〇営業所				
〇〇駅				
〇〇交通〇〇営業所				
〇〇新聞社				
自衛隊〇〇駐屯地				
教育関係機関	電話番号	FAX番号	担当者氏名	備考
北海道教育庁〇〇課				
同 〇〇課				
〇〇教育局				
〇〇市教育委員会〇〇課				
同 指導課				

22 施設・設備の爆破予告電話

A高校で2時間目の授業中、職員室に、「学校に爆弾を仕掛けた。12時に爆発する。」と電話があった。電話を受けた教職員は、さらに詳しいことを聞こうとしたが、電話が切れた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- 電話を受けた教職員は、落ち着いて対応し、次の事項をできるだけ詳しく把握する。
 - 〔把握する内容〕
 - *いつ爆発するか。どこにあるか。
 - *どのようなものか（形状、大きさ等）
 - *仕掛けた理由、要求（動機など）
 - *相手の特徴（性別、年齢、声の特徴、周囲の環境音など）
- 相手に気付かれないよう注意しつつ、周辺の教職員に合図（事前に決めておく）で知らせ、電話機にスピーカー機能があれば入れる。
- 周辺教職員はICレコーダーによる録音やメモを取るなど、記録を残す。
- 電話を受けた教職員は、通話終了後、ただちに内容を管理職に伝える。管理職は警察へ通報し、指示を受ける。
- 管理職は全教職員に状況を説明し、生徒の安全確保のため、教職員に生徒の安全な場所への避難誘導を指示する。（爆発の予告まで時間がない場合は校内放送等で連絡する。）
- いたずらの可能性もあるが、爆発を想定し、生徒の安全を確保するため、安全な場所へ避難させる。その際、生徒に不審物には絶対に触れないよう指示する。
- 安全な場所へ避難後、担任等は生徒名簿により点呼を行い、生徒の安全を確認する。
- 爆発物等の搜索、不審物対応などは教職員では行わず、警察をはじめとする専門機関に委ねる。
- 校地内に、来客を立ち入らせない。

爆破等の予告に対する対応方針

- (1) 児童生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- (2) 警察の指示に従い、搜索等に協力する。
- (3) 安全確保の上で教育活動を実施する。

警察との連携・対応

- 警察の指示に従い、搜索等に協力する。（校舎配置図、校舎案内、電話内容の事情聴取、不審物情報等）
- 搜索結果ごとに、警察の助言を参考にするなど、連携して以下の対応をする。
 - 〔爆発物が発見された場合〕
 - 避難場所の再検討（変更）等生徒等の安全確保を図る。
 - 生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
 - 爆破による火災発生が想定される場合は、学校は消防署等関係機関へ連絡する。
 - 爆発物の処理が終わった後、授業再開の時期等を決定する。
 - 保護者に事故の状況について説明する。
 - 〔爆発物が発見されなかった場合〕
 - 学校は授業の再開の時期を決定する。
 - 保護者に事故の状況について説明する。

爆発発生時の対応

- 〔避難完了前に爆発した場合〕
 - 生徒等をグラウンド等校外の安全な場所へ避難させ点呼を行う。
 - 負傷者の応急手当、救急車を要請し負傷者の医療機関へ搬送する。
 - 死傷者のリストを作成し、不明者の有無等、生徒及び教職員の安否を確認する。
 - 保護者に対し負傷者の搬送先病院を伝える。
 - 校舎等の被害状況を確認する。
- 〔避難完了後に爆発した場合〕
 - 点呼を行うとともに、生徒の安全を確認する。
 - 校舎等の被害状況を確認する。
 - 生徒を安全に下校させる。保護者への引き渡しをする。
- 〔事態が収束した後の対応〕
 - 警察や消防の現場検証に協力する。
 - 負傷した生徒やショックを受けている生徒等に対する心のケアを行う。
 - 教育活動再開に向けて教育委員会と連携し、保護者への説明、施設の復旧、備品の確保、教職員の確保等の必要な対策を迅速に行う。

保護者への対応

- 事故の発生及び状況について連絡する。

教育委員会（教育局）への報告

- 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受け、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- 緊急時に連絡する警察署、消防署、医療機関、関係機関等の所在地、電話番号を教職員に周知するとともに、職員室、事務室等に掲示する。
- 様々な想定の上での避難訓練を行い、生徒の緊急避難が迅速確実に行われるようにする。
- 校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去することにより、異常の有無を確認しやすくする。

3 関係法令等

【法令等】

- 学校保健安全法第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

【参考資料等】

- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
- 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月 文部科学省）

23 施設・設備の爆破予告メール

市内の小・中学校を対象とした爆破等の予告のメールが、市役所に送られてきた。

【予告内容の例】「●月●日●時●分より、学校を爆破する。」

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・犯罪予告を受けた学校または教育委員会が警察へ通報し、学校の警戒を依頼する。
(市町村教育委員会は、速やかに教育局へ報告)
- ・いたずらの可能性もあるが、最悪の事態を想定して、児童生徒・教職員の安全を第一に対応する。
- ・管理職は全職員に状況を説明し、今後の対応方針、対応策の手順や内容を指示する。

警察への協力と対応

- ・学校は、犯行予告日まで、警察の指示を受けた上で、校舎内外での不審物の点検、不審者の警戒等を実施する。
- ・不審物、不審者があった場合は、警察の指導の下に対応する。

※不審物が発見された場合

- ・不審物対応などは教職員では行わず、警察をはじめとする専門機関に委ねる。
- ・警察と協力し、児童生徒を安全な場所へ避難誘導し、安全確保を図る。
- ・児童生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
- ・不審物の処理後、授業再開の時期等を決定する。
- ・保護者や児童生徒に事故の状況と学校の対応を説明する。
- ・犯行予告日も含め、警察の助言を受け、児童生徒の安全確保を判断した場合は、教育活動を実施する。

保護者への対応

- ・犯罪予告の概要を伝える。
- ・教育委員会が域内の各学校の保護者に周知する内容を検討し、学校に指示する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故概要を速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等の指導・助言を受け、対応状況を適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。（複数校を対象とした事案の場合は、教育委員会が窓口となる。）

爆破等の予告に対する対応方針

- (1) 児童生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- (2) 警察の指示に従い、捜索等に協力する。
- (3) 安全確保の上で教育活動を実施する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

不審者の侵入防止体制の整備（日常的な取組）

- ・校門、外灯、校舎の出入り口、窓、鍵の状況等を点検し、必要に応じ補修を行う。
- ・死角の原因となる障害物、自転車置場や駐車場等からの進入の可能性について点検を行う。
- ・校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去し、異常の有無を確認、不審物の発見に努める。
- ・使用しない出入り口及び教室等は施錠する。
- ・来訪者に名札やリボン等を着用させて、不審者との識別を可能にする。

関係機関等との連携

- ・警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、日頃から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する。

危機管理体制の確立

- ・同様の事案を想定した対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、児童の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

事後の対応

- ・保護者説明会等を実施し、事件の概要等について説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラーと連携し、児童や教職員の心のケアに努める。
- ・対応の手順や方法、連携の在り方などについて検証する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

【参考資料等】

- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月 文部科学省）

24 児童生徒の個人情報の保護

A小学校の第6学年に転入してきた児童Bの保護者から教頭に申し出があり、当該保護者の元配偶者に児童BがA小学校に在籍していることを知られないよう配慮してほしい旨の申し出があった。

1 対応のポイント

状況の把握

- 校長は、当該保護者から経緯等を把握するとともに、保護者の了解を得て、関係職員と情報を共有し、以後の対応について確認する。

学校の対応

- 当該児童への対応について、サポート体制の構築及び守秘義務の確認を行い、保護者の理解を得ておく。
- 例えば、下足ロッカーや教室、廊下などに児童Bの在籍を確認できるような要素（名札等）がないよう配慮する。
- 名簿などの記載や、写真・卒業アルバムの取扱いなどについて配慮する。
- 授業や行事の写真撮影、学校HPへの掲載等について、個人が特定されないよう配慮する。
- 児童Bの住所や電話番号等が他者の目に触れないよう、金庫などに保管する。

児童への対応

- 心のケアのため、スクールカウンセラー等による面談を行う。
- 面談において何も話したからないことが考えられることから、児童Bとの信頼関係の構築に努める。

保護者への対応

- 学校の対応について、事前に保護者に説明し、了承を得る。
- ※保護者が既に支援を受けている場合、関係機関と連携を図る。
 ※保護者自身が支援を求めている場合には、市町村の福祉部等と連携し対応する。

校舎内に入って子どもを探そうとした場合

- 学校安全の面からも不適切であることから制止する。
- 暴言・威嚇などで教職員では対処できない場合、警察に通報する。
- 接近禁止命令が出ている場合、直ちに警察や保護施設（母子生活支援施設・婦人相談所・民間シェルター等）に連絡する。
- 当該児童の兄弟姉妹が通う学校・幼稚園・認定こども園・保育園（所）に連絡する。

日常的に配慮しておくこと

- 学級の子どもから当該児童の存在が漏れることも想定されることから、平素から全児童生徒に対して、「知らない人から友達のこと（友達の名前・住所・電話番号・保護者の名前など）を尋ねられても「わかりません」と答えるような指導を行っておく。
- 教育課程全体を通して、情報モラル教育を推進し、個人情報の適切な取扱いについて指導を行っておく。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、児童Bに関する状況について市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

外部からの問合せがあった場合

- 「〇〇という子どもはいないか?」「そちらに〇〇という子どもがいると思うが…」 「〇〇は自分の子どもだけが呼んでくれないか」といった問合せや申し入れには、「在籍についても回答できない」旨を伝える。（「そのような子どもはいない」と答えた場合、「そちらにいることは目撃しているのにいないとはどういうことか?」といったやりとりも懸念されるので注意する必要がある。）

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

的確な状況の把握

- 日常から、学校生活のみならず、当該保護者との面談等を通して児童Bの状況を把握するとともに、児童Bの心のケアを行うとともに、いつでも相談できる雰囲気醸成する。

不審者の侵入防止体制の整備

- 元配偶者からの学校への暴言や威嚇など教職員では対応することができない場合を想定し、保護者の理解を得た上で警察（生活安全課）と情報を共有する。

3 関係法令等

【法令等】

- 地方公務員法第34条1項
- 北海道個人情報保護条例
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条

25 生徒の個人情報の流出又は流出のおそれ

A 高校で、B 教諭が生徒の個人情報を含む資料を学年の教職員間で共有するため、クラウド上にアップロードしたが、教職員だけでなく、学年の生徒全員が閲覧できる状況であったことが、生徒の申し出により発覚した。

1 対応のポイント

状況の把握

- ・教職員は、速やかに該当する情報をクラウド上から削除するとともに、管理職に報告する。管理職は、関係教職員を招集して、事実関係等（発覚の経緯（時系列含む）、アップロードした資料の内容、被害生徒の人数、公開範囲、アップロードしていた時間、閲覧した生徒の人数、外部への流出の有無等、事案発生の原因）を把握するよう指示する。
- ・管理職は、本事案の内容について、PTA会長等の見解を踏まえ、生徒向け及び保護者向けの説明に係る対応（全校集会や保護者説明会等の実施）を検討する。
- ・管理職は、教育委員会の指示を踏まえ、本事案の報道等への対応に備える。

被害生徒のケア

- ・被害生徒に、個人情報か漏えいした可能性があることについて説明し、被害者の心情を配慮して対応する姿勢を示すことで相談しやすい環境を整える。
- ・噂の流布など被害生徒の二次被害を防止するため、管理職を中心とした体制を整えて情報管理を徹底する。

保護者への連絡

- ・早期の段階で、被害生徒の保護者に連絡し、学校が把握している事実や今後の対応方針を伝える。
- ・保護者への説明文書の配付や緊急PTA集会等を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・個人情報漏えい等の事態が発覚した時点で、直ちに事実関係等を把握し、「不祥事が発生した場合の報道対応等について」（令和2年4月7日付け教総第49号）により、口頭で総務課職員公務管理系に報告した上で、事故概要を記載した資料（事故速報）を提出する。
- ・事故速報後の報道対応や事故報告書の提出等については、総務課職員公務管理系からの指導・助言等を踏まえて行う。
- ・総務課職員公務管理系に報告する際は、所管する教育局にも併せて報告する。
- ・被害生徒などが精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請するなど、早い段階から支援や助言を受ける。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

2 今後の対応等のポイント

個人情報の扱いの徹底

- ・機微情報の保存場所や扱い等の考え方を踏まえ、生徒の個人情報の扱いについて、各学校において適切に定めること。特に、職員室からの持出のルールや会議等における個人情報の取扱いについては、教職員で共通認識をもつこと。
- ・個人情報の管理や取扱い、メールの送受信、クラウド上の扱いについて、校内研修等を実施するなど、教職員間で共通認識を図ること。

3 個人情報の流出又は流出のおそれの例

- ・生徒及び保護者の個人情報を含んでいる資料やUSB等の紛失、盗難
- ・生徒及び保護者の個人情報を含んでいる資料の垂送やメール送信の際の誤送付
- ・生徒向けアンケート等における、公開範囲設定の誤設定

4 関係法令等

【法令等】

- ・道立学校文書管理規程（平成22年 北海道教育委員会教育長訓令第4号）
- ・個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年 個人情報保護委員会規則第3号）
- ・北海道立学校等情報セキュリティポリシーの策定について（令和7年3月31日付け教ICT第655号）
- ・北海道立学校等情報セキュリティ基本方針（令和7年3月28日 教育部長決定）
- ・北海道立学校等情報セキュリティ対策基準（令和7年3月28日 教育部長決定）
- ・懲戒処分の指針（平成17年12月16日付け 北海道教育委員会 ※令和7年3月18日一部改正）

【通知等】

- ・「不祥事が発生した場合の報道対応等について」（令和2年4月7日付け教総第49号）
- ・「個人情報の漏えい、滅失及び毀損に係る速報事務等について」（令和5年4月17日付け教総第91号）
- ・「個人情報含む文書の誤送付防止について」（令和5年5月8日付け教総第195号）

第2章 管理上の事故等

- 「教育長メッセージ『教職員の皆さんへ』について」（令和6年8月9日付け教高第1200号）
- 「Google フォームの作成に係る情報セキュリティ対策について」（令和7年1月23日付けICT 教育推進局 ICT 教育推進課事務連絡）
- 「個人情報の適切な管理について」（令和6年7月22日付け教総第859号）
- 「個人情報の適切な管理について」（令和7年3月31日付け教総第3064号）

26 ヒグマの出没

A 小学校の近くの住宅街で、連日、ヒグマの目撃情報が続いている。前日には、学校近くの商店敷地内に設置されているゴミ箱が荒らされた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- 管理職は、ヒグマの出没事案を認知後、直ちに市町村及び管轄する警察署に状況や被害防止対策を問い合わせ、正確な情報を把握する。
- ヒグマの出没状況や被害防止対策などの情報収集については、ヒグマ発見の初期段階から出没終息まで、途中経過も含めてきめ細かく行う。
- 事実とかけ離れた噂が流布することも考えられることから、管理職が情報を一元化して管理し、市町村教育委員会と連携し、正確な情報を児童、保護者、教職員等に提供する。

登下校、待機等の判断

- 児童の登校前にヒグマ出没事案を認知した場合、管理職は、把握した情報を基に、登下校時における児童の安全確保に向けた対応を検討し、市町村教育委員会の指導・助言のもと、その結果について、直ちに保護者に対し、電話やメールなど確実に伝達される方法により連絡を行う。なお、通学路にヒグマが出没する危険性がある場合は、保護者の自家用車による送迎、臨時休業又は自宅でのオンライン授業等を検討し、保護者からの理解を得よう努める。
- 児童の登下校時間帯にヒグマ出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、市町村、警察署、PTA等と連携し、教職員についても、自動車に乗車するなど自らの安全を確保できる方法で通学路の見回り等を行うことを検討し、登下校中の児童を発見した場合は、緊急的な避難の措置を講じる。
- 児童の在校中にヒグマ出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、予め定めておいた引き渡しのルールに基づき、児童のみでは下校させず、保護者に児童を直接引き渡して下校させる。
- 判断に迷う場合には、速やかに市町村教育委員会、各教育局を通じて北海道教育庁の指導・助言を得る。

屋外での活動の実施についての検討

- 屋外での活動の実施については、ヒグマの出没状況を踏まえ、市町村教育委員会の指導・助言のもと判断する。なお、児童の安全確保が保障できない場合は、中止する。
- ヒグマが学校周辺に出没する可能性が低く、屋外での活動を実施する場合であっても、近隣地域にヒグマの出没事案があれば、教職員による見守りを強化するとともに、市町村や警察署から常に最新の情報を入手し、万が一の場合に備えて児童の避難経路と避難場所を確認する。

保護者への対応

- 学校の対応方針について、保護者に周知し、理解を図る。
- 関係機関から得た情報については、随時、保護者に提供し、注意喚起を行う。

関係機関との連携・見守り活動

- 市町村、警察署、振興局などの関係機関と連携を密にし、常に最新の情報を入手するとともに、学校の安全対策について指導・助言を得る。通学路の見守りを行う際は、関係機関と連携し、教職員が自らの安全を確保できる方法により行う。

教育委員会（教育局）への相談・報告

- 管理職は、学校の安全対策について市町村教育委員会（教育局）へ連絡・相談し、指導・助言を受けるとともに、対応状況について適宜報告する。

報道機関等への対応

- 報道機関や関係機関への対応は窓口を一本化し、管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

関係機関との情報共有体制の構築

- 市町村、警察署、振興局などの関係機関と普段から意思疎通を図り、それぞれの役割や対応を確認しておく。
- 連絡体制図や対応のフロー図などを作成し、休日・夜間の緊急時に適切かつ迅速な対応がとれるようにしておく。

危機管理体制の確立

- 管理職は、常日頃から危機意識をもち、事案発生時に迅速な判断・対応ができるよう、危機管理体制を確立する。

未然防止策

- 学級活動やホームルーム活動等で、道の環境生活部防作成したリーフレット等を活用し、児童生徒に対する安全指導やヒグマに遭遇しないための行動などに関する指導を行うとともに、学級だより等を通じ、保護者に対しても家庭内で注意喚起を行うよう働きかける。
- 学校の実情に応じて、「総合的な学習の時間」等の取組において、環境や地域に根ざした問題として「ヒグマ」についてのテーマを取り上げ、ヒグマとの共存の在り方などについて考えを深める学習を行う。

3 関係法令等

【通知等】

- 「ヒグマ対策の手引き（令和6年4月16日改訂版）」（北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室）
- 「ヒグマによる事故の防止について」（令和5年10月18日付け教生学第875号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- 「クマ類の出没対応マニュアル改訂版（令和3年3月）」（環境省自然環境局）

児童生徒の自殺が起きたときの 学校等の対応マニュアル

本マニュアルは、児童生徒の自殺が起こった場合の対応として、大まかな流れを示したものです。

事案によって対応を同時に進めたり、細かな配慮が必要になったりする場合があることから、事案の状況や調査の進展状況に応じて、対応を検討することが重要です。

対応の流れ

- 対応1 初期対応
- 対応2 基本調査の実施
- 対応3 情報の整理と報告・説明
- 対応4 詳細調査への移行の判断
- 対応5 遺族に対する詳細調査の事前説明
- 対応6 詳細調査の実施
- 対応7 報告書のとりまとめと遺族への説明

参考資料

本マニュアルは、文部科学省作成の3種類の資料（A、B、C）を参考にして
います。

A：「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月）

B：「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12月改訂）

C：「生徒指導提要」（令和4年12月）

該当ページを「A：P.1」（＝資料Aの1ページ）のように示していますので、
適宜、参照してください。

対応1 初期対応

対応の流れ	対応の具体例
<p>(1) 状況の把握 ▶ A : P. 1、4~6 ▶ B : P. 8~9</p> <p>※様式1 ▶ B : P. 46~47</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【校内で起こった事案の対応例】</p> <p>①現場での応急処置 ②居合わせた児童生徒への対応 ③外部からの問合せへの対応 ④警察との連携 ⑤報道への対応</p> </div> <p><input type="checkbox"/> 何が起こったのか、客観的で正確な事実を把握する。 ※自殺かどうかは推測や報道内容で判断しない。</p> <p><input type="checkbox"/> 遺族や警察、教育委員会等との「対応経過」を時系列でメモする。</p> <p><input type="checkbox"/> 校長、担任、連絡窓口となる教職員（個別担当）で亡くなった児童生徒の自宅を訪問する。</p> <p><input type="checkbox"/> 遺族に対し、様式1を活用し、背景調査（基本調査及び詳細調査）の内容、学校の担当者、相談窓口等について説明する。 ※単に様式1を配付するだけではなく、遺族に寄り添った対応が必要。 <遺族への説明・確認内容の例></p> <p>①背景調査等の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本調査及び詳細調査について ・学校の担当者、相談窓口（子ども相談支援センター、ほっかいどうこどもライン相談等）について ・災害共済給付制度について <p>②事実の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の様子 ・遺書の有無（あればその内容） ・亡くなった児童生徒の最近の様子 ・関係する出来事、心当たり <p>③意向の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の児童生徒、保護者への説明内容（死因や動機等） ・集会や発出する文書の内容 ・報道への公表内容 ・葬儀等への参列等 <p>※遺族の意向が、「自殺であったことを伏せたい」場合は、他者への伝え方には十分な配慮が必要である。 ※報道対応が必要な場合、対応内容についてあらかじめ遺族に丁寧に説明し、報道機関に伝えることができる情報の範囲を確認する。</p>
<p>◆「自殺かどうか」を学校が判断するのではなく、警察と連携し、正確な情報の把握に努める。 ◆基本調査実施前にいじめの疑いを把握した場合は、いじめの重大事態として調査を実施する。</p>	
<p>(2) 初期目標の設定 ▶ A : P. 1</p>	<p><input type="checkbox"/> 何をすべきかイメージしやすい目標を設定する。 <初期目標の例></p> <p>①遺族の気持ちに寄り添うこと ②心のケア ③学校の日常活動の回復 ④自殺の連鎖（後追い）防止</p>

対応の流れ	対応の具体例
<p>(3) 全校体制の確立</p> <p>▶ A : P. 2~3</p> <p>▶ C : P. 203~204</p>	<p>□ 全校体制（役割分担）を確立する。 <危機時の校内役割分担の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族との窓口 …………… 校長、教頭、学級担任 ・報道対応 …………… 教頭 ※窓口の一本化の徹底 ・指導資料の集約・整理 …… 学年主任、教務部 ・情報の集約・まとめ …… 生徒指導部 ・心のケアの計画 …………… 養護教諭など <p>□ 保護者会や記者会見の検討・準備をする。</p> <p>□ 事故発生後に初めて児童生徒が登校する学校再開日の対応方針を検討・準備をする。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px;">教育委員会</p> <p>◆職員を派遣（実務経験のある職員を含む） →学校では手の回らない部分をサポートする。</p> </div>
<p>(4) 情報収集・発信</p> <p>▶ A : P. 5~6</p>	<p>□ 情報を収集しつつ、整理し、全教職員が共通認識すべき内容は、しっかり共有する。</p> <p>□ 憶測に基づくうわさ話が広がらないように、正確で一貫した情報発信を心がける。 ※情報発信では、外部に出せるものは何なのかを明確にし、保護者、児童生徒、マスコミへの説明がちぐはぐにならないようにする。</p>
<p>(5) 遺族及び周囲への心のケア</p> <p>▶ A : P. 3, 7~9</p>	<p>□ スクールカウンセラーのみならず、精神保健局や職能団体等に援助を求め、遺族、在校児童生徒、その保護者及び教職員へのカウンセリングはもちろん、保護者会での心のケアの講話などの態勢を整える。</p> <p>□ 亡くなった児童生徒と関係の深い児童生徒や過去に自殺未遂を起こしたことがある等自殺の危険の高い児童生徒、現場を目撃した児童生徒などをリストアップし、早めに関わるとともに、専門家のカウンセリングを受けられる体制を整える。</p>
<p>◆道教委は、要請に応じ、スクールカウンセラーの緊急派遣を行う。</p>	
<p>(6) 保護者への説明</p> <p>▶ A : P. 7</p>	<p>□ 保護者向け文書を発行する。 <文書の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の事実 ・学校の対応 ・今後の予定 ・子どもへの接し方や校内のカウンセリング ・外部の医療機関や相談先の情報 など <p>□ 保護者会（全校または当該学年）の開催準備をする。 ※ただし、事実の説明については、あらかじめ遺族の意向を確認すること。 ※スクールカウンセラーなどの協力が得られる場合、保護者会でスクールカウンセラーなどから心のケアについて20分程度の講話（心理教育）を依頼する。</p>
<p>(7) 全校の児童生徒への説明</p> <p>▶ A : P. 10~12</p>	<p>□ 学校再開日における、児童生徒への伝え方について綿密に準備する。 ※クラスによって、伝える内容が大きく変わらないように、伝える内容の基本形を定める等の工夫をするとともに、スクールカウンセラーなどの助言を受け、教師同士で十分に打合せをし、そのクラスに即した説明を行う。 ※遺族が、自殺の事実を伝えないで欲しいと希望する場合は、伝え方を工夫する必要がある。</p> <p>□ 全校集会で校長が伝える場合は、短時間で終え、すぐに各クラスでの対応を行う。</p>
<p>(8) 報道対応</p> <p>▶ A : P. 5~6</p>	<p>□ 2社以上の取材（依頼）があった場合には、記者会見を開くつもりで準備する。</p> <p>□ 事案発生（認知）直後、十分な情報が得られていない段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけず、この時点では「これからよく調べる」「現在調査中である」等と応答を留保することもあり得る。</p>



対応2 基本調査の実施

対応の流れ	対応の具体例
	<p>◆「基本調査」とは、自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、全件を対象として、事案発生（認知）後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの。</p> <p>◆調査を迅速かつ適切に行うためには、「聴き取り」「情報の整理」の2チームに分けて対応するなどの体制構築も考えられる。</p> <p>◆事実関係の整理に時間を要する場合、遺族に対して、適時、適切な方法で経過説明を行うこと。</p> <p>◆基本調査実施後にいじめの疑いを把握した場合は、基本調査の中で把握した事実に関して、いじめの重大事態の調査に係る調査組織へ共有した上で、いじめの重大事態の調査を実施する。</p>
<p>(1) 指導記録等の確認 ▶ B : P. 16</p>	<p>□ 亡くなった児童生徒に関わる次の記録等を即時集約し、確認・保管する。 ＜即時集約、確認・保管する記録等の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指導記録や教育相談の記録等 ※前提として、指導記録や教育相談の記録等を日常的に蓄積する必要がある。 ②いじめアンケート及び1人1台端末等を活用した健康観察の結果等 ③作文や作品等 ④「連絡帳」や「生活ノート」等 ⑤教科書やメモ、プリント類等 ⑥「学級日誌」や部活動、委員会活動などに関するノート等 ⑦亡くなった児童生徒の机や上履き等の所有物の状況
<p>(2) 全教職員からの聴き取り ▶ B : P. 16～17</p> <p>※ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、指導員等の学校に派遣・配置されている外部人材からも聴き取りを実施する。</p>	<p>□ 調査に先立って、全教職員に調査の趣旨・対象を説明する。 ※亡くなった児童生徒が置かれていた状況や児童生徒の人となり把握のために必ず行う調査であり、全員が対象である。</p> <p>□ 亡くなった児童生徒の状況や指導等について聴き取る。(原則3日以内) ＜聴き取り内容の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習面や進路面等で把握していること ・亡くなった児童生徒が所属する学級や部活動、委員会活動等での様子 ・服装、持ち物、提出物等の状況 ・友人や教職員との関係等の対人関係 ・亡くなった児童生徒の健康面や性格面 ・家族関係や学校外での生活のことで把握していること 等
<p>(3) 亡くなった児童生徒と関係の深かった児童生徒への聴き取り調査及び心のケア ▶ B : P. 17</p>	<p>□ 聴き取りの前には、対象となる児童生徒の保護者に連絡して理解・協力を依頼するとともに、保護者や専門家と連携してケアの体制を万全に整える。 ※聴き取りをしたことが周囲に知られないように十分配慮する。</p> <p>□ 自殺の事実が伝えられていない場合には制約を伴うこととなり、自殺の背景にある生前の状況等を聴き取ることは事実上困難になることに留意する。</p>



対応3 情報の整理と報告・説明

対応の流れ	対応の具体例
<p>(1) 学校の設置者への報告 ▶ B : P. 18</p>	<p>□ 得られた情報の範囲内で、様式2を用いて、情報を時系列にまとめるなど整理し、整理した情報を学校の設置者に報告する。</p>
<p>(2) 基本調査に関する遺族への説明 ▶ B : P. 18～19</p> <p>※様式2 ▶ B : P. 48～56</p> <p>※様式3 ▶ B : P. 57～58</p>	<p>□ 様式2を用いて基本調査の結果を遺族に説明する。 ※調査結果がまとまる前であっても、最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行う。その際、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を実施することが可能であることについて説明を行うこと。</p> <p>□ 様式3を活用して、遺族に詳細調査実施の意向を確認する。また、国における要因分析・研究での活用のために様式2を文部科学省等に共有することについても確認する。</p>
	<p>◆この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、「学校では悩みを抱えていなかった」のような断定的な説明はできないことに留意すること。</p>



対応4 詳細調査への移行の判断

対応の流れ	対応の具体例
<p>【詳細調査に移行すべき事案の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆全ての事案について、心理の専門家等の第三者性が確保された専門家を加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれる。 ◆これが難しい場合は少なくとも次の場合に、詳細調査に移行する。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合 イ) 遺族の要望がある場合 ウ) その他学校の設置者が必要と判断した場合 <ul style="list-style-type: none"> ※学校生活に関係する要素とは、「学業不振」、「進路に関する悩み（入試に関する悩みを含む）」、「教職員との関係（体罰・不適切な指導等を含む）」、「学友との関係（いじめを含む）」、「学校生活における性別による偏見・差別」、「その他（例：不登校又は不登校傾向、原級留置、転校等、暴力行為、暴力以外の素行不良、指導困難学級等）」である。 ◆この時点で、「いじめにより自殺が生じた疑い」が認められる場合は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定により、いじめの重大事態調査を実施する必要がある。 	
<p>(1) 詳細調査への移行判断 ▶ B : P. 20~21</p>	<p><input type="checkbox"/> 詳細調査への移行の判断は、学校の設置者が行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>道立学校における事案については、基本調査の報告を受けた教育局が調査委員会（意見聴取会）を主催し、詳細調査に移行するかどうかを判断する。</p> </div>
<p>詳細調査に移行しない場合 B : P. 27</p>	
<p>◆基本調査の内容については、様式2を用いて取りまとめ、得られた資料とともに保存する。</p> <p>◆遺族が詳細調査を望まない場合でも、「ア) 学校生活に関係する要素」に該当する場合や、「ウ) その他学校の設置者が必要と判断した場合」には、自殺の事実を伝えての調査（アンケート調査等）は難しいとしても、基本調査で得た資料を、守秘義務を担保しつつ、第三者性が確保された専門家等の助言を得ながら、学校の設置者が、得られた情報の範囲内での検証や再発防止策を検討する必要がある。</p>	
<p>(2) 詳細調査に先行したアンケート調査・聴き取り調査実施の判断 ▶ B : P. 22</p>	<p><input type="checkbox"/> 詳細調査の組織の設置まで時間がかかる場合等においては、学校の設置者の責任において、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を緊急的に実施するかどうかを判断する。</p>



対応5 遺族に対する詳細調査の事前説明

対応の流れ	対応の具体例
<p>(1) 詳細調査開始決定後すぐの説明 ▶ B : P. 24</p>	<p><説明内容の例></p> <ol style="list-style-type: none"> ①調査の目的・目標 ②調査組織構成の意向の確認 ③調査方法等の確認 ④窓口担当者や連絡先の説明 など <p>※遺族に対して、事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して遺族に示すなど説明内容を「見える化」することに留意。</p>
<p>(2) 調査組織等体制が整った段階での説明 ▶ B : P. 25~26</p>	<p><説明内容の例></p> <ol style="list-style-type: none"> ①調査の目的と目標 ②調査組織の構成 ③調査時期・期間 ④調査事項・調査対象 など



対応6 詳細調査の実施

対応の流れ	対応の具体例
<p>◆詳細調査とは、自殺又は自殺が疑われる死亡事案の場合に、基本調査等を踏まえ、心理の専門家等の第三者性が確保された専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査である。</p> <p>◆詳細調査では、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す。</p> <p>◆詳細調査開始後にいじめの疑いを把握した場合は、詳細調査を実施している調査組織において、重大事態のガイドライン第6章で示す内容が既に反映されている場合は、その時点で、詳細調査を実施している調査組織が、詳細調査において明らかになった事実等を引き継いだ上で、重大事態調査を行うことも考えられる。反映されていない場合は、重大事態調査を行う上で必要な専門家や第三者を調査組織に加えて、調査を実施することが必要である。</p> <p>◆詳細調査終了後にいじめの疑いを把握した場合は、詳細調査を実施した調査組織が解散していなければ、詳細調査開始後にいじめの疑いを把握した場合と同様に詳細調査を実施した調査組織が重大事態調査を行うことも考えられる。解散している場合については、重大事態のガイドライン第6章に沿って、新たに調査組織を設け、詳細調査の結果を踏まえつつ、調査を行う必要がある。</p>	
<p>(1) 調査組織の設置 ▶ B : P. 28~31</p>	<p>□ 調査主体は、特別な事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする。 ※自殺に至る過程や心理を検証するには高い専門性が求められるため、第三者性が確保された専門家が参画した調査組織とすることが必要であり、調査の公平性・中立性を確保することが求められる。</p>
<p>(2) 詳細調査の実施 ▶ B : P. 31~37</p>	<p><詳細調査の内容の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本調査の確認 ・学校以外の関係機関への聴き取り ・児童生徒に自殺の事実を伝えて行う調査 ・遺族からの聴き取り <p>※詳細調査は、あらかじめ遺族の了解を得て、自殺の事実を児童生徒に伝えることが前提。 ※遺族に対して、定期的及び適時のタイミングで経過報告を行うことが必要。</p>



対応7 報告書のとりまとめと遺族への説明

対応の流れ	対応の具体例
<p>(1) 報告書の取りまとめ ▶ B : P. 37~39</p>	<p><調査報告書の取りまとめの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査内容の整理 ・調査内容の整理から認定しうる事実や自殺に至る過程・心理の検証 ・学校の設置者及び学校の対応 ・再発防止策・自殺予防の提言 など
<p>(2) 遺族への適切な情報提供 ▶ B : P. 39~40</p>	<p>□ 調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する。 ※遺族が学校及び学校の設置者の担当者に対して、不信感を抱いている場合は、別途適切な者を検討することが必要。 ※調査報告書に対して、遺族と事前に確認した調査事項について、調査漏れがある場合等は、追加で調査を行うことが望ましい。</p> <p><説明内容の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査を通じて確認された事実関係 ・学校の設置者及び学校の対応の検証 ・再発防止策 など <p><確認内容の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書の公表の意向 ・調査報告書を国における要因分析・研究での活用のために文部科学省等に共有すること



再発防止策の実施

Ⅱ 危機発生時の対応

(第3章 新たな危機への対応)

1 組織的な対応と児童生徒の指導に必要な情報管理の徹底

1 チーム支援による組織的対応

深刻化、多様化する生徒指導の課題を解決するためには、学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込まず校内外のチームによる組織的対応が重要となる。

児童生徒の事故・事件への対応においては、問題を抱える児童生徒について、校内の複数の教職員や校外の関係機関で編制するチームによる指導・支援に基づく組織的対応によって、早期の課題解決を図り、再発防止を徹底することが重要である。

(1) チームによる支援の基本的な考え方

児童生徒の問題行動等の背景には、個人的要因、家庭的要因、友人間での人間関係に関する要因など、様々な要因が絡んでおり、学校として、問題行動等の背景を十分に理解した上で課題に応じて支援チームを編制し、計画的・組織的・継続的な指導・援助を行うことが求められます。

なお、支援チームには、次のような形態が考えられます。

- (ア) 学級・ホームルーム担任と、コーディネーター役の教職員（生徒指導主事、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター等）が連携した問題解決を行う機動的連携型支援チーム
- (イ) 生徒指導主事、教育相談コーディネーター、養護教諭などがコーディネーターとなり、校内の教職員の連携・協働に基づいて定期的にケース会議を開催し、継続的に支援を行う校内連携型支援チーム
- (ウ) 学校、家庭と教育委員会、地域の関係機関等がそれぞれの役割や専門性を生かして連携・協働し、継続的に支援を行うネットワーク型支援チーム

(2) 個別の事案に応じたチームによる支援体制の確立

児童生徒の指導・援助を行う上で、問題行動等の意味を探って支援計画を作成し、チームの共通理解に基づく組織的対応を行うことが必要です。例えば、すぐに暴力をふるう児童生徒に対する指導において、その児童生徒が暴力に訴える理由を理解せず一方的な働きかけをしても、根本的な解決は難しいからです。

そのため、図1「チーム支援のプロセス」におけるアセスメントにおいて、関係者が情報を収集・分析し、支援計画を作成する過程は特に重要です。

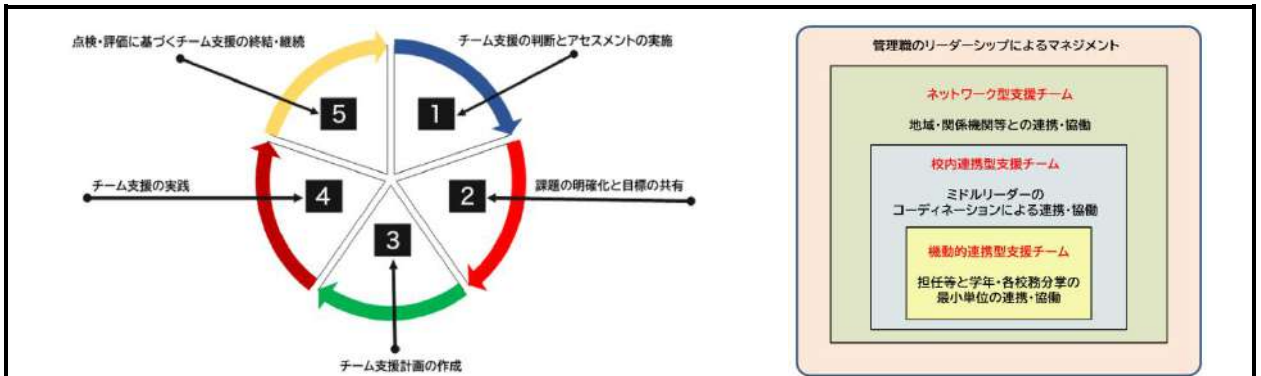


図1 チーム支援のプロセス

図2 支援チームの形態

① チーム支援の判断とアセスメントの実施

校内連携型支援チーム（学校適置のSC、SSW含む）によるケース会議において、当該児童生徒に関連する問題状況や危機の程度等についての情報を収集・分析・共有し、チーム支援の必要性と方向性について判断します。

② 課題の明確化と目標の共有

ケース会議の目的は、児童生徒や家庭に必要な指導・援助は何か、どうやってそれを届けていくかを決定することであり、課題を明確化し、具体的な目標（方針）を共有した上で、それぞれの専門性や持ち味を生かした役割分担を行います。

③ チーム支援計画の作成

アセスメントに基づいて、問題解決のための具体的なチームによる指導・援助の計画を作成します。「何を目標に（長期目標と短期目標）、誰が（支援担当者や支援機関）、どこで（支援場所）、どのような支援を（支援内容や方法）、いつまで行うか（支援期間）」を記載した「チーム支援計画」を作成し、支援目標を達成するための支援チームを編制します。

④ チーム支援の実践

チームによる指導・援助の実施段階では、コーディネーターが中心となって、定期的にケース会議を開催します。ケース会議ではメンバーの支援行為、児童生徒や保護者の反応・変化についての経過報告を行い、目標達成の進捗状況を把握します。特に効果的な支援は継続・発展させ、そうでない支援は中止・改善する必要があります。関係者間の情報共有や、支援・援助の点検・評価を行うため、会議の録音や会議録、チームとしての活動記録などを、適切に保存しておくことも必要です。

⑤ 点検・評価に基づくチーム支援の終結・継続

チーム支援計画で設定した長期的、短期的な目標の達成状況について学期末や学年末に総合的評価を行い、目標が達成されたと判断された場合は、チーム支援を終結します。なお、年度を超える場合は、再度新年度にケース会議を開催してアセスメントを行い、チーム支援計画を見直して支援を継続します。

2 弾道ミサイルが発射された際の対応

全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線、緊急速報メール等により、弾道ミサイルが北海道方面に発射されたとの情報を把握したため、児童生徒の安全確保に係る対応を行う必要が生じた。

1 発生時の対応ポイント

事案発生時の対応（状況把握・初期対応）

- 例えば弾道ミサイルは発射から10分足らずで到達する可能性もあるので、警報が出されたときには、直ちに行動を取る。
- 管理職は、Jアラートやテレビやラジオ、インターネット等で迅速・正確な情報収集を行う。
- 学校での教育活動中にミサイルが発射された場合、学校内外の安全状況を確認し、児童生徒や教職員等の安全確保に努める。また、状況に応じて児童生徒や教職員、来校者等を安全な場所へ避難誘導する。
- 落下場所等についての情報を確認するまで避難を継続する。また、発射の時間が登下校時間帯の場合には、安全が確認されるまで登下校やスクールバスの運行を一時見合わせる。

<屋外にいる場合>

- できる限り頑丈な建物の中、又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

<建物がない場合>

- 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

<児童生徒が学校にいる場合>

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動する。
- カバンなどで頭部を守る、机の下のもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる。
- 校庭にいる児童生徒は、速やかに校舎内に避難させる。校舎内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、又は地面に身を伏せて頭部を守る。

<スクールバスの中にいる場合>

- スクールバスを止めて近くのできるだけ頑丈な建物の中、又は地下に避難する。周囲に避難できる建物又は地下施設がない場合、バスから離れて地面に伏せ、頭部を守る。
- スクールバスから出ると危険な場合には、バスを安全な場所に止め、車内で姿勢を低くして、避難解除の指示があるまで待機する。

<公共交通機関を利用している場合>

- 公共交通機関の乗務員等の指示に基づく行動を取る。

※ 内閣官房 国民保護ポータルサイト等を参考

2 発生後の対応のポイント

ミサイル落下後の対応

- 児童生徒の安全を確認し、人的被害等が発生した場合には、警察や消防等に通報するとともに、保護者に連絡する。
- 臨時休業や授業時間の繰り上げを行う場合は、集団下校等、下校のための安全な手立てを講じ、保護者に連絡する。
※臨時休業等の判断については、教育委員会が別途示す「非常変災時における道立学校の対応方針」により、学校長が判断する。
- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- 近くにミサイルが落ちた場合の対応については、
 - 校舎内にいる場合には、教室等の換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する。
 - 校舎外にいる場合には、口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難。
- Jアラートによるミサイル通過情報等を確認した場合は、避難を解除する。

教育委員会（教育局）への報告

- 管理職は、児童生徒や校舎等に被害があった場合は、その概要について速やかに報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- 児童生徒などが精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請するなど、早い段階から支援や助言を受ける。

3 弾道ミサイルの発射に備えた対応のポイント

事前の対策

- Jアラートが発信された場合の対応方針や臨時休業等の連絡方法等について、児童生徒や保護者への周知を徹底しておく。
- 自治体の危機管理部局等の関係機関と連携し、情報収集や通信手段等について確認する。
- 危機管理マニュアルや学校安全計画等の点検や見直しを行う。

安全教育の徹底

- 自治体の危機管理部局と連携しながら、避難訓練などの機会を活用して上記ポイントを指導するなど、児童生徒が安全な行動を取ることができるよう安全教育を充実させる。

4 関係法令等

【法令等】

- 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）
- 国民保護法第34条（都道府県の国民の保護に関する計画）
- 北海道立学校管理規則第27条（臨時休業）

【通知等】

- 「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」（平成29年9月8日 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- 北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について（平成29年9月15日 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- 国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp/>）
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
- 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月 文部科学省）

危機管理マニュアル

【熱中症】

(令和5年11月改訂版)



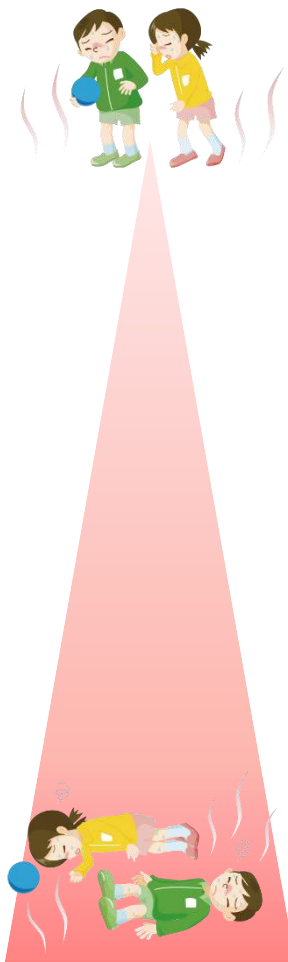
Ⅰ 熱中症とは

熱中症とは

- ・ 体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称です。
- ・ 死に至る可能性のある病態です。
- ・ 予防法を知って、それを実践することで、防ぐことができます。
- ・ 応急処置を知っていれば、重症化を回避し後遺症を軽減できます。

（出典：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

○ 重病度分類と必要な処置



重症度Ⅰ度（軽症）

意識がはっきりしている
手足がしびれる
めまい、立ちくらみがある
筋肉のこむら返りがある（痛い）



経過観察

※当日のスポーツには参加しない。

- ・ 涼しい場所へ避難する。
 - ・ 体を冷やし、水分・塩分を補給する。
- ※誰かがついて見守り、よくならなければ病院へ。

重症度Ⅱ度（中等症）

吐き気がする・吐く
頭がががんとする（頭痛）
からだのだるい（倦怠感）
意識がなんとなくおかしい

医療機関の受診



- ・ 速やかに医療機関を受診する。
 - ・ 体を冷やし、水分・塩分を補給する。
- ※周囲の人が判断し、少しでもおかしいときはすぐに病院へ。

重症度Ⅲ度（重症）

意識がない
呼びかけに対し返事がおかしい
からだがひきつる（けいれん）
まっすぐ歩けない・走れない
からだが熱い



救急車要請

- ・ 救急車を呼び、到着までの間、積極的に冷却する。



（参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

2 予防措置


(1) 暑さ指数 (WBGT) を用いた活動判断

暑さ指数 (WBGT) とは

熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風 (気流) の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(環境省・文部科学省)

校長は、児童生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、**定期的に暑さ指数 (WBGT) 計を用いて計測 (活動場所で測定) することで環境条件の評価を行う**とともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下します。

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安(注2)	日常生活における注意事項(注2)	熱中症予防運動指針(注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	全ての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。	 Point! 暑熱環境や児童生徒の実態が異なることから、様々な指針を基に、 学校として基準を定める必要があります。
28～31℃ (注3)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人(注4)は運動を軽減または中止。	
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般には危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全 (適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

暑さ指数 (WBGT) は、判断基準の一つです。低い値であっても、運動強度や個人の体調等により、熱中症で救急搬送された事例があります。

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。
同指針補足 * 乾球温度 (気温) を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
* 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
(注2) 日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver. 3」(2013)より。
(注3) 28～31℃は、28℃以上31℃未満を示す。以下同様。
(注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。
下記ウェブサイトの情報を基に作成
(1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>
(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid4922.html>

(参考:「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

なお、暑さ指数 (WBGT) の予測値については、「熱中症予防情報サイト」(環境省)を活用して、実況値・予測値を確認するものとします。

環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>



また、その情報は、毎朝、担当教職員が全教職員とメール等を活用して共有するとともに、緊急性がある場合は、校内放送等を活用して適宜発信することとします。

「熱中症警戒アラート」が発表されたときの対応

「熱中症警戒アラート」とは

環境省が、「熱中症予防情報サイト」において、発表対象地域内の暑さ指数（WBGT）算出地点のいずれかで、日最高暑さ指数（※）を33以上と予測した場合に発表

※一日のうちで最も高い暑さ指数

（参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

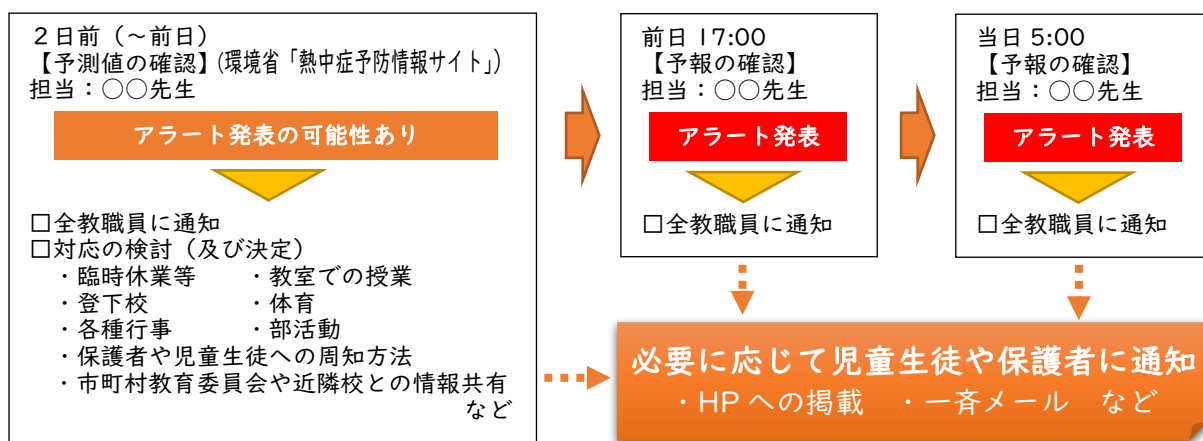
◎ 「熱中症警戒アラート」が発表されたときには、暑さ指数、児童生徒や地域の状況、学校の環境等を勘案し、**臨時休業の実施を検討**します。

- 環境省の「熱中症予防情報サイト」により、自校の所在地又は近隣の地域における暑さ指数予報を確認する。
- 登下校時の安全が確保でき、空調設備が整備されているなど、暑熱環境の危険性を低くできる場合には、必ずしも臨時休業とする必要はなく、状況に応じて判断する。

【根拠規定】

- 北海道立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第1号）（抄）（臨時休業）
- 第27条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時に授業を行わないことができる。
 - (1) 学校所在地又は大半の幼児、児童若しくは生徒が居住している地域に、気象等に関する特別警報が発表されたとき等、非常変災その他急迫の事情があるとき。
 - (2) その他校務の運営上やむを得ないと校長が認めるとき。
- （臨時休業の報告）
- 第28条 校長は、前条の規定により臨時に授業を行わなかったときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

学校における対応（例）



◎ 「熱中症警戒アラート」が発表されていない場合であっても、一定の時間間隔で暑さ指数（WBGT）を測定・記録（活動場所で測定）するなどしながら、児童生徒の状況等に応じて日常生活や運動の実施の可否を判断するとともに、下校時間の繰り上げ等の措置を検討します。

（例）毎朝〇：〇〇に暑さ指数を計測・記録し、以降は〇時間ごとに計測・記録を行う。

(2) 熱中症防止の留意点

暑さ対策を講じる場合には、校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程の内外を問わず適切な熱中症の防止措置をとります。

環境の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ・急激な暑さ：季節の変わり目などにおいて、急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・体力、体格の個人差：肥満傾向、体力の低い児童生徒には注意する。 ・健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 ・暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ・衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ・水分補給：0.1%～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ・休憩のとり方：激しい運動では、30分に1回の休憩が望ましい。

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

(3) 児童生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示し、児童生徒に対して以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努めます。

<ul style="list-style-type: none"> ・暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。 ・暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。 ・気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

コラム

急に暑くなる日や継続する暑さに注意しましょう

人間が上手に発汗できるようになるには、暑さへの慣れが必要です。

暑い環境下での運動や作業を始めてから3～4日たつと、汗がより早くから出るようになって、体温上昇を防ぐのが上手になってきます。さらに3～4週間たつと、汗に無駄な塩分を出さないようになり、熱けいれんや塩分欠乏によるその他の症状が生じるのを防ぎます。

このようなことから、急に暑くなった日に屋外で過ごした人や、久しぶりに暑い環境で活動した人などは、暑さに慣れていないため熱中症になりやすいのです。暑いときには無理をせず、徐々に暑さに慣れるように工夫することが大切です。



(参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」(環境省))

(4) 運動前の体調チェック

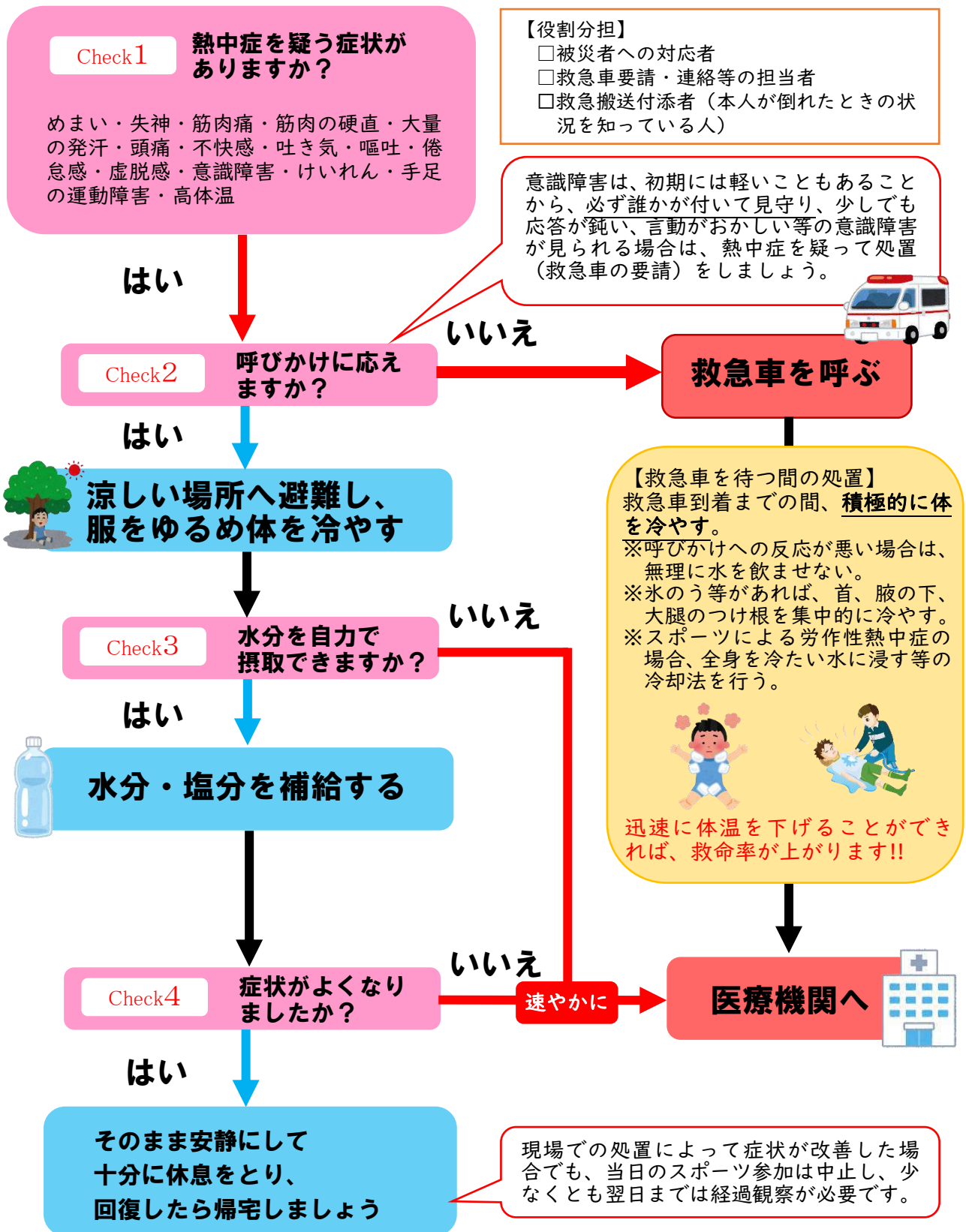
熱中症を防止するためには、児童生徒が自ら体調管理等を行うことができるよう、適切に指導する必要があります。体育や部活動の運動前に、「体調チェック表」を基に自分の体調を確認することや、児童生徒同士で互いに水分補給の声かけを行うこと、体調不良を感じた場合には躊躇なく教職員に申し出ることなどについて、児童生徒への指導を行います。

【「体調チェック表」の例】

体調チェック表			
次の項目に当てはまる場合は、チェック欄に ✓ 印を記入しましょう。			
氏名		記入日	年 月 日 ()
チェック欄	確認項目		
	睡眠不足になっている（前日の晩、よく眠れなかった等）		
	朝食を抜くなど、食事をとれていない		
	疲れがたまっている		
	熱がある（熱っぽい）、喉が痛いなど、風邪の症状がある		
	腹痛がある、下痢をしている		
	胸の痛み、息苦しさがある		
	手・足（関節など）に痛みがある		
	その他、身体に痛みがある		
	暑さの中での運動は久しぶりである		
その他、体調等に関して気になることがある（記入してください）			

（参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省））

3 熱中症への救急処置



(参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」(環境省)
 「スポーツ事故ハンドブック」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

4 学校で起きた熱中症による死亡事故例

(学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き (令和3年5月/環境省・文部科学省より抜粋))

事例1

事例の概要	時期	7月	被害児童	小学校第1学年男子	事故種別	校外学習(徒歩)
	学校から約1km離れた公園での校外学習後に教室で様子が急変し、意識不明となり救急搬送されたが死亡が確認された。					
当日の状況	気温 32.9℃、暑さ指数(WBGT) 32 ※午前10時の状況					
事故の要因	<ul style="list-style-type: none"> ・暑さ指数(WBGT) 32で「危険」レベルであった。 ・体温調整能力が十分に発達していない低学年であった。 ・熱中症や暑さ指数等について、教員が知識不足であった。 ・水分補給や体力の状況を十分に把握していなかった。 					



- ★激しい運動ではなくても、暑さ指数が高い日には注意が必要である！(特に低学年では注意！)
- ★学校として、熱中症予防について理解を深める必要がある！

事例2

事例の概要	時期	6月	被害児童	高等学校第2学年男子	活動種別	部活動(野球)
	グラウンドの石拾い、ランニング(200m×10周)、体操・ストレッチ、100mダッシュ25本×2を行っていた。100mダッシュの途中で足が痛かったので休憩をした。その後、顧問が体調を確認して再開したところ、運動開始から約2時間後に熱中症になり、死亡した。					
当日の状況	気温 24.4℃、湿度 52%					
事故の要因	<ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒は肥満傾向であった。 ・暑さに慣れていない時期に運動強度が高い運動を行った。 ・熱中症を疑う症状を確認しているのに、十分な処置をしていなかった。 ・熱中症について、教員が知識不足であった。 					



- ★暑くなる時期には、暑さに慣れるまで徐々に運動強度を増やすようにする必要がある！
- ★個人の条件(肥満傾向)や体調を考慮する必要がある！

学校における熱中症対策に係る重点項目チェックリスト

重点項目（体制整備）	Check
<p>○ 熱中症に係る情報収集の手段や学校における暑さ指数（WBGT）を把握する方法が整備されている。</p> <p>例）熱中症予防情報サイト等への登録、暑さ指数（WBGT）計による暑さ指数（WBGT）の測定及び記録体制の整備 など</p>	
<p>○ 上記により収集した熱中症に係る情報について、全教職員や保護者等に伝達する方法が整備されている。</p> <p>例）校内放送や電子メール等により、暑さ指数（WBGT）等の情報を全教職員及び保護者等に伝達する体制の整備 など</p>	
<p>○ 暑さ指数（WBGT）を基準とした運動や各種行事等の内容の変更、中止・延期の判断基準を設定している。</p> <p>例）暑さ指数に応じた運動や各種行事等の指針の設定、熱中症警戒アラート発表時の対応の設定、中止・延期の判断を伝達する体制の整備 など</p>	
<p>○ 暑さ指数（WBGT）に基づく運動等の指針や熱中症警戒アラート発表時の対応などを保護者等と共有している。</p> <p>例）学校だより等による周知、事故発生時の保護者への連絡を確実かつ正確に行う体制の整備 など</p>	
<p>○ 基本的な熱中症予防について、全教職員で共通理解を図るための校内研修等を実施している。</p> <p>例）熱中症についての理解、暑さ指数（WBGT）に基づく具体的な対応策、熱中症事故発生時の具体的な対応 など</p>	
重点項目（予防）	Check
<p>○ 急に暑くなったときは運動を軽くし、体が暑さに慣れるまでの数日間、休憩を多く取りながら、軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やすようにしている。</p>	
<p>○ 暑くなることが予想される場合、暑い時間帯における体育的活動の回避や運動時間の短縮、運動量を軽減する等の配慮をしている。</p>	
<p>○ 健康観察をとおして児童生徒の健康状態を把握し、体調に応じた指示（運動の軽減、休息等）をしている。</p>	
<p>○ 暑いときには、水分を補給するよう指示し、児童生徒が水分補給をしたことを見届けている。</p>	
<p>○ 暑いときには、軽装（着帽を含む）で活動に取り組むよう指示している。</p>	
<p>○ 運動中に体調が悪くなった場合は無理をせず、自ら運動を辞退するよう指示している。</p>	

洪水時の避難確保計画

富良野市立富良野西中学校

令和8年4月

1. 計画の目的・報告

- この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、施設における洪水時等の被害から生徒及び職員等の生命、身体及び財産を保護するため、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- 計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を富良野市長へ報告する。

2. 計画の適用範囲

- この計画は、施設の勤務者及び生徒など、施設を利用する全ての者に適用するものとする。

3. 防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注)
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意情報発表（警戒レベル2） ・空知川（布部水位観測所）における氾濫注意情報発表	洪水予報等の情報収集	総括・情報班
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水警報発表 ・空知川（布部水位観測所）における氾濫警戒情報発表 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令（警戒レベル3）	洪水予報等の情報収集	総括・情報班
		周辺住民への事前協力依頼	
		生徒へ発表情報等伝達	
		保護者等への事前連絡	避難誘導班
		使用する資器材の準備	
生徒の避難誘導			
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令（警戒レベル4） ・空知川（布部水位観測所）における氾濫危険情報発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導班

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

※ 中小河川については市から提供される情報を参考にする。

(注) 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	気象庁ホームページ、北海道防災メール、テレビ、ラジオなど
洪水予報、水位到達情報	国土交通省ホームページ「川の防災情報」、富良野市ホームページ、市（教育委員会）からの連絡など
避難情報（避難勧告等）	テレビ、ラジオ（FM ラジオふらの）、富良野市ホームページ、安全・安心（市登録制）メール、市（教育委員会）からの連絡など

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- 校内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を学校内関係者間で共有する。
- 生徒を避難させる可能性がある場合には、「マチコミメール」に基づき、保護者に対し、「富良野西中学校へ避難する」旨を連絡する。
- 生徒を避難させる場合には、市教育委員会教育支援課に「(例) これより富良野西中学校へ避難する。」などを連絡する。
- 利用者（生徒）を避難させる場合には、「マチコミメール」に基づき、保護者に対し、「富良野西中学校へ避難する。生徒引き渡しは避難場所において行う。生徒引き渡し開始については、追って別途連絡する。」など必要な連絡をする。
- 避難の完了後、市教育委員会教育支援課に避難が完了した旨を連絡する。
- 避難の完了後、「マチコミメール」に基づき、保護者に対し、「(例) 避難が完了。これより状況等を判断して生徒引き渡しを行う。」など必要な連絡をする。

5. 避難誘導

(1) 避難場所

- 避難場所は本校体育館とする。
- 周辺の浸水の状況や利用者（生徒）の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設の2階会議室へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

(2) 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、安全な避難経路を設定する。

(3) 避難誘導方法

- 避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路等について説明する。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員などを配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ビブス等を着用する。
- 避難が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

活動の区分	使用する設備又は資器材（参考例）
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー 等
避難誘導	名簿（職員、生徒）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ビブス 等

7. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年6月に新規採用の職員を対象に研修を実施する。
- 毎年9月に全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。